

第3章 小分類項目の見直し

第3章では、小分類項目の見直しの結果を述べる。1で小分類項目の見直しの結果の項目数の比較などの全体像を概観し、2から12で、大分類A～Kまでの大分類項目ごとに改定素案を示す。また、改定素案だけでは、改定の全体像が把握しにくいと思われるため、先に変更点の概要を一覧表で示すとともに、改定素案の後に改定素案のうち分類項目だけを抜き出した新旧対照表をあわせて収録している。また、改定素案には、改定の結果だけではなく、主な改定理由も記載している。

1. 見直しの全体像

今年度の作業部会での見直しの前後で、小分類項目数を比較すると、図表1のとおりであった。

細分類項目のうち、求人が多いもの等を小分類に格上げしているため、全体の傾向としては、改定案の小分類項目数は、現行の小分類項目よりは多く、細分類項目よりは少なくなっている。例外は現行よりも小分類項目数が減少した大分類H生産工程の職業である。この理由は、大分類H生産工程の職業には、厚生労働省編職業分類独自の小分類項目が多く設定されており、それらの小分類項目については細分類項目と同様の基準で見直した¹⁵ためである。

また、日本標準職業分類と比較すると、全体の傾向としては、厚生労働省編職業分類の小分類項目数の方が多くなっている。例外は、大分類A管理的職業、大分類F保安の職業であり、これは、公務員などハローワークにあまり求人が出てこない職業が多く含まれているため、小分類項目を統合していることによる。

¹⁵ 第2章2(3)参照

図表 1 小分類項目数の比較

大分類	現行の厚労省編職業 分類小分類項目数 (細分類項目数)		改定案の 小分類 項目数	日本標準職業 分類の小分類 項目数 ¹⁶
A (管理的職業)	6	(11)	6	10
B (専門的・技術的職業)	93	(177)	111	91
C (事務的職業)	27	(57)	32	26
D (販売の職業)	20	(50)	35	19
E (サービスの職業)	34	(67)	52	32
F (保安の職業)	8	(13)	9	11
G (農林漁業の職業)	12	(35)	14	12
H (生産工程の職業)	105	(340)	83	69
I (輸送・機械運転の職業)	23	(48)	29	22
J (建設・採掘の職業)	24	(52)	24	22
K (運搬・清掃包装等の職業)	17	(42)	23	14
L (分類不能の職業)	—	—	—	1
合計	369	(892)	418	329

¹⁶ 日本標準職業分類には、大分類 A から K に加え、L 分類不能の職業が設定されている。

2. 大分類 A 管理的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 A 管理的職業には、管理的公務員、法人・団体の役員、法人・団体の管理職員、その他の管理職員の 4 つの中分類項目が設定されている（図表 2）。

厚生労働省編職業分類は、職業紹介に使用される分類であるため、労働市場に求人が出ることがあまり想定されない日本標準職業分類の小分類項目は、現行分類では細分類項目として設定されており、大分類 A の小分類項目数は、日本標準職業分類の 10 項目よりも少ない 6 項目となっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 A で注意が必要な点は、大分類 A に位置づけられる管理職は、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に主に従事するものに限られるということである。経営・管理とともに、それ以外の実務にも従事する場合で、主に実務に従事する者は、管理職の項目ではなく、それぞれに対応する実務者の項目に位置づけられる。大分類 D 販売の職業に、小売店主・店長（小分類 321）、卸売店主・店長（小分類 322）、大分類 E サービスの職業に、飲食店主・店長（小分類 401）の項目が設定されているのはこの理由による。加えて、校長、病院長、研究所長等は大分類 B 専門的・技術的職業に位置づけられている。

上記の整理は、日本標準職業分類でも、日本標準職業分類に準拠している厚生労働省編職業分類においても同様であるが、一部の職業の位置づけが異なっており、現行の厚生労働省編職業分類では、福祉施設管理者（細分類 039-02）が大分類 A に位置づけられているが、日本標準職業分類では、大分類 B 専門的・技術的職業の社会福祉専門職業従事者（中分類 16）に位置づけられている¹⁷。この点については、今回の見直しにおいて、日本標準職業分類と同様の位置づけとする予定である。

なお、ハローワークからは、管理職以外の公務員の分類を設けて欲しいという要望が多い。しかしながら、公務員は、国または地方公共団体の公務に従事する者の総称であり、一方で職業分類は、職務を単位とした分類なので、公務員の仕事を職業分類に位置づけるためには公務員の仕事を個々の職務に分解する必要がある。職業分類上は、例えば、行政事務に従事する場合は、大分類 C の事務的職業に位置づけるなど、実際に携わる仕事に応じて分類すべきであり、その旨、周知を図っていくことが必要と考えられる。

¹⁷ 日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）の説明及び内容例示において、161 福祉相談指導専門員の項目に該当する例示職業名（以下「○例示」という。）に児童相談所長、162 福祉施設指導専門員の○例示に老人福祉施設長、障害者支援施設等施設長、児童福祉施設長、169 その他の社会福祉専門職業従事者の○例示に福祉作業所長の記載がある。

(3) 改定素案

大分類 A の見直し結果を総括すると図表 3 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 4、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 5 である。

図表 2 大分類 A「管理的職業」の構成(中・小分類項目)

管理的公務員－管理的公務員

法人・団体の役員－会社役員、その他の法人・団体の役員（独立行政法人等の役員など）

法人・団体の管理職員－会社の管理職員、その他の法人・団体の管理職員（独立行政法人等の管理職員、福祉施設管理者など）

その他の管理的職業－その他の管理的職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

図表 3 大分類 A「管理的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
細分類項目を 小分類へ格上げ	039-02	福祉施設管理者を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。(大分類 B に移動)

図表4 大分類A「管理的職業」の小分類項目に係る改定案

現行（2011年改定）	(参考)日本標準職業分類	新規求人	改定案	主な改定理由
A 管理的職業	A 管理的職業従事者	45,806		
01 管理的公務員	01 管理的公務員	219		
011 管理的公務員			011 管理的公務員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の011議会議員、012管理的国家公務員、013管理的地方公務員を統合し、管理的公務員としている。 ○ハローワークの意見 議会議員の項目は使用されておらず不要。 管理的ではない一般の公務員という項目が欲しいという要望が多い。索引やマニュアル等で位置づけについて周知する必要がある。 →小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。
011-00		219	[分類番号の対応] 011 : 011 (011-01、-02、-03)	
011-01 議会議員	011 議会議員	2,901		
011-02 管理的国家公務員	012 管理的国家公務員	0		
011-03 管理的地方公務員	013 管理的地方公務員	8		
		43		
		176		
02 法人・団体の役員	02 法人・団体役員	155		
021 会社役員		644		
021-00		85	021 会社役員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の021会社役員はそのまま、022独立行政法人等役員、029その他の法人・団体役員は統合し、その他の法人・団体役員としている。 →小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。
021-01 会社役員	021 会社役員	463	[分類番号の対応] 021 : 021 (021-01)	
029 その他の法人・団体の役員		0		
029-00	022 独立行政法人等役員	79		
029-01 独立行政法人等の役員	029 その他の法人・団体役員	85	029 その他の法人・団体役員	
029-99 他に分類されない法人・団体の役員		131		
		0	[分類番号の対応] 029 : 029 (029-01、-99)	
		0		
		70		
03 法人・団体の管理職員	03 法人・団体管理職員	36,909		
031 会社の管理職員		12,944		
031-00		24,233	031 会社管理職員	→そのまま小分類項目とする。
031-01 会社の管理職員	031 会社管理職員	10,260	[分類番号の対応] 031 : 031 (031-01)	
039 その他の法人・団体の管理職員		2		
039-00	032 独立行政法人等管理職員	2,107		
039-01 独立行政法人等の管理職員	039 その他の法人・団体管理職員	24,231	039 その他の法人・団体管理職員	○求人状況 分類間でのバランスを考慮すると、福祉施設管理者の求人は比較的多い。 ○日本標準職業分類との整合性 福祉施設管理者は、日本標準職業分類では大分類B中分類16社会福祉の専門的職業に位置づけられている。 →福祉施設管理者の名称を法令等に合わせ社会福祉施設管理者に変更した上で小分類項目に格上げ。今後、大分類Bに移動。
039-02 福祉施設管理者		12,676	18A 社会福祉施設管理者	
039-99 他に分類されない法人・団体の管理職員		8,153		
		1	[分類番号の対応] 039 : (039-01、-99) 18A : (039-02)	
		75		
		10,755		
		1,114		
		1,845		
04 その他の管理的職業	04 その他の管理的職業従事者	8,523		
049 その他の管理的職業		2,529		
049-00	049 その他の管理的職業従事者	8,523	049 その他の管理的職業	→そのまま小分類項目とする。
049-99 その他の管理的職業		1,968	[分類番号の対応] 049 : 049 (049-99)	
		4		
		8,519		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 【分類番号の対応】に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表5 大分類A「管理的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
A	管理的職業	A	管理的職業
01	管理的公務員		
011	管理的公務員	011	管理的公務員
011-01	議会議員		
011-02	管理的国家公務員		
011-03	管理的地方公務員		
02	法人・団体の役員		
021	会社役員	021	会社役員
021-01	会社役員		
029	その他の法人・団体の役員	029	その他の法人・団体役員
029-01	独立行政法人等の役員		
029-99	他に分類されない法人・団体の役員		
03	法人・団体の管理職員		
031	会社の管理職員	031	会社管理職員
031-01	会社の管理職員		
039	その他の法人・団体の管理職員	039	その他の法人・団体管理職員
039-01	独立行政法人等の管理職員		
039-02	福祉施設管理者	18A	社会福祉施設管理者
039-99	他に分類されない法人・団体の管理職員		
04	その他の管理的職業		
049	その他の管理的職業	049	その他の管理的職業
049-99	その他の管理的職業		

大分類B
に移動

太実線 → 小分類項目が改定素案の項目に対応
 太点線 → 小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 実線 → 細分類項目が改定素案の項目に対応
 点線 → 細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 （見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。）

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

3. 大分類 B 専門的・技術的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 B 専門的・技術的職業は、研究者・技術者と専門職に大きく分けられる。研究者が 1 つの中分類項目として設定され、技術者の専門分野として、農林水産、開発、製造、建築・土木・測量、情報処理・通信等の 6 項目、専門職の専門分野として保健医療、社会福祉、法務、経営・金融・保険、教育、芸術等の 13 項目の中分類が設定されている（図表 6）。合計すると中分類が 20 項目であり、他の大分類と比較して特に多く、1 つの大分類に多くの職業分野が含まれていることがわかる。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

西澤¹⁸は専門職について、次の 2 つの問題を指摘している。第 1 は社会認識であり、専門職の範囲は、欧米諸国では社会的な共通認識がほぼ形成されているため比較的明確であるといわれているが、我が国ではそのような共通認識の形成に欠けるところがあり、その結果、専門職の範囲が人によって異なることがあるということ。第 2 は職業の区分法であり、国際標準職業分類では、専門性の高い職業と一般の職業の間に準専門職を設けて両者の中間領域の職業を区分しているが、日本標準職業分類では、専門職と一般職の 2 区分になっているため、その中間領域の職業の区分があいまいになっているということである。

昨年度のハローワーク調査では、保健医療、社会福祉、教育については、大分類 E サービスの職業の同分野における職業と同じ分類にして欲しいという要望が強かった。また、大分類 H 生産工程の職業への意見として、生産管理の仕事の項目を作って欲しいという要望が多く見られ、生産管理の仕事が大分類 B の製造技術者（中分類 08）に位置づけられているということが認識されにくくなっていることがうかがわれた。これらの意見は、西澤の指摘にある我が国の特徴も踏まえると、現行の大分類 B の専門的・技術的職業という区分が必ずしも職業紹介の場面では使いやすいものになっていないことを示唆していると思われる。また、上記(1)で述べたように、大分類 B には多くの職業分野が含まれているため、職業が探しにくくなっており、ハローワークからは大分類 B の細分化の要望が寄せられている。これらは、来年度の大・中分類の見直し時の課題であると考えている。

本年度の作業部会で主に議論がなされたのは、まずは、情報処理・通信技術者（中分類 10）である。変化が激しい分野であり、新しい職業も多い。しかしながら、日本標準職業分類と対応する統計をとる必要性及びハローワークの求人数等を考慮し、結果的には

¹⁸ 労働政策研究・研修機構（2009）「職業分類の改訂に関する研究 I ― 細分類項目の見直しを中心にして―」JILPT 資料シリーズ No.54

あまり大幅な変更は加えていない。一方で、IT 技術が専門的な知識を持つ者だけが使うものではなくなっているため、ハローワークからは高度な専門性を必要としない IT の仕事の位置づけを明確にして欲しいという意見が多く上がっていた。これに対応するため、大分類 C 事務的職業にインターネット通信販売受付事務員やホームページ・システム関連事務員を設ける等の見直しを行っている。

次に看護師（細分類 133-01）である。当該細分類は、求人が 35 万近くとなっており、ハローワークからは細分化の要望が多く上がっていた。特に、求職者によって働く場所についての志向がはっきりしている場合が多いという意見が多かった¹⁹ため、①病院看護師、②介護施設看護師、③訪問看護師、④看護師（病院・介護施設・訪問を除く）の 4 つの小分類項目に分割した。これについては、資格としては 1 つであるものを働く場所で分類することについての議論もあったが、類型分類である厚生労働省編職業分類において看護師の仕事を区分するときに、職務の類似性の基準として働く場所で区分することは問題ないという結論となったものである。民間委員からは、「民間の求人広告でも、看護・介護系は働く場所が重視されており、こういった分け方はマッチングに有効である」という意見があった。

その他、大分類 B の特徴として資格職が多いため、資格に関係する制度の変更等を踏まえ、保育教諭、義務教育学校教員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の新設を行っている。

(3) 改定素案

大分類 B の見直し結果を総括すると図表 7 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 8、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 9 である。

¹⁹ 日勤・夜勤で分けて欲しいという意見も多かったが、これらは、労働条件の設定等で対応できると考えられたこと、分類基準が複数となることから採用しなかった。

図表 6 大分類 B「専門的・技術的職業」の構成(中・小分類項目)

研究者－研究者

農林水産技術者－農林水産技術者

開発技術者－食品開発技術者、電気・電子・電気通信開発技術者（通信ネットワークを除く）、機械開発技術者、自動車開発技術者、輸送用機器開発技術者（自動車を除く）、金属製錬・材料開発技術者、化学品開発技術者、その他の開発技術者（窯業製品開発技術者など）

製造技術者－食品製造技術者、電気・電子・電気通信製造技術者（通信ネットワークを除く）、機械製造技術者、自動車製造技術者、輸送用機器製造技術者（自動車を除く）、金属製錬・材料製造技術者、化学品製造技術者、その他の製造技術者（窯業製品製造技術者など）

建築・土木・測量技術者－建築技術者、土木技術者、測量技術者

情報処理・通信技術者－システムコンサルタント、システム設計技術者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア開発技術者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、その他の情報処理・通信技術者

その他の技術者－その他の技術者（労働安全衛生技術者、環境衛生技術者など）

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師－医師、歯科医師、獣医師、薬剤師

保健師、助産師、看護師－保健師、助産師、看護師、准看護師

医療技術者－診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士

その他の保健医療の職業－栄養士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、他に分類されない保健医療の職業（義肢装具士など）

社会福祉の専門的職業－福祉相談・指導専門員、福祉施設指導専門員、保育士、その他の社会福祉の専門的職業（介護支援専門員、医療ソーシャルワーカーなど）

法務の職業－裁判官、検索官、弁護士、弁理士、司法書士、その他の法務の職業（土地家屋調査士など）

経営・金融・保険の専門的職業－公認会計士、税理士、社会保険労務士、金融・保険専門職、その他の経営・金融・法務の専門的職業（経営コンサルタントなど）

教育の職業－幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、中等教育学校教員、特別支援学校教員、高等専門学校教員、大学教員、その他の教育の職業（専修学校教員、各種学校教員、職業訓練指導員、研修施設教員など）

宗教家－宗教家

著述家、記者、編集者－著述家、記者、編集者

美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者－彫刻家、画家、書家、漫画家、工芸美術

家、デザイナー、写真家、映像撮影者
音楽家、舞台芸術家—音楽家、舞踊家、俳優、プロデューサー、演出家、演芸家
その他の専門的職業—図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、
 個人教師、職業スポーツ家、通信機器操作員、他に分類されない専門的職業（行政
 書士、不動産鑑定士、ラジオ・テレビアナウンサー、通訳、速記者、調律師、調教
 師、通関士など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

図表 7 大分類 B「専門的・技術的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	169 163、191 192、193	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を新設。 保育教諭を新設。 義務教育学校教員を新設。
小分類項目を分割	105	システム運用管理者を、IT システム運用管理者と IT ヘルプデスクに分割。
小分類項目を統合	171、172、173 184、189 197、198 212、213 221、222、223 232、233、235	裁判官、検察官、弁護士を統合。 金融・保険専門職を、その他の経営・金融・保険の専門的職業に統合。 高等専門学校教員と大学教員を統合。 記者と編集者を統合。 彫刻家、画家、書家、漫画家、工芸美術家を統合。 舞踊家、俳優、演芸家を統合。
小分類項目名の変更	101、102、103	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを実施。
体系の見直し	051-01、051-02、 051-03、051-04、 051-05、051-06、 051-99 244-01、244-02、 244-03、244-99	研究者を自然科学系研究者と人文・社会科学系等研究者に組み替え。 個人教師を、学習・語学指導教師、スポーツ・舞踊指導員、趣味・習い事指導教師に組み替え。

細分類項目を小分類項目へ格上げ	091-01、091-02、 091-99、092-01、 092-02、092-99 104-01、104-02、 104-04 146-01、146-02 152-01、152-02 162-01、162-02、 162-03 169-01 224-01、224-02	建築技術者と土木技術者の細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。あわせて、一部、名称を変更。 ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、プログラマーを小分類項目に格上げ。 視能訓練士と言語聴覚士をそれぞれ小分類項目に格上げ。 栄養士と管理栄養士をそれぞれ小分類項目に格上げ。 福祉施設指導専門員の細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。 介護支援専門員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 ウェブデザイナーとグラフィックデザイナーをそれぞれ小分類項目に格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	133-01	看護師を分割して、小分類項目に設定。

図表8 大分類B「専門的・技術的職業」の小分類項目に係る改定素案

現行 (2011年改定)		(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
B	専門的・技術的職業	B	1,982,340	677,122		
05	研究者	05	2,812	5,428		
051	研究者		2,812	5,428	051 自然科学系研究者 052 人文・社会科学系等研究者	○求人の状況 求人者が少なく、人文・社会科学系等研究者は細分類を統合しても千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類と合わせ、自然科学系研究者と人文・社会科学系等研究者としている。 →日本標準職業分類と合わせた小分類項目とした。
051-00	理学研究者	051 自然科学系研究者 052 人文・社会科学系等研究者	5	1,628	[分類番号の対応] 051: (051-01、-02～04、-99 (一部)) 052: (051-05、-06、-99 (一部))	
051-01	工学研究者		995	1,322		
051-02	農学・林学・水産学研究者		387	617		
051-03	医学研究者		429	279		
051-04	人文科学研究者		427	516		
051-05	社会科学研究者		97	168		
051-06	他に分類されない研究者		4	47		
06	農林水産技術者	06	1,012	1,290		
061	農林水産技術者		1,012	1,229	061 農林水産技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
061-00	農業技術者	061 農林水産技術者	0	192	[分類番号の対応] 061: 061 (061-01、-02～04)	
061-01	畜産技術者		525	627		
061-02	林業技術者		231	142		
061-03	水産技術者		185	174		
061-04	製造技術者 (開発)		71	94		
07	製造技術者 (開発)	07	74,338	22,021		
071	食品開発技術者		882	995	071 食品開発技術者	○求人者の状況 求人者が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の061農林水産技術者、071食品技術者 (開発)、081食品技術者 (開発を除く) を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。 そのまま小分類項目とする。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
071-00	食品開発技術者	071 食品技術者 (開発)	0	399	[分類番号の対応] 071: 071 (071-01)	
071-01	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)		882	596	072 電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)		30,592	8,909		
072-00	電気・電子・電気通信設計技術者	072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発)	34	2,104	[分類番号の対応] 072: 072 (072-01、-99)	
072-01	他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)		28,916	6,296		
072-99			1,642	509		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
073 機械開発技術者				073 機械開発技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
073-00	073 機械技術者（開発）	34,806	8,389	[分類番号の対応] 073：073（073-01、-99）	
073-01 機械設計技術者		61	1,496		
073-99 他に分類されない機械開発技術者		33,442	6,704		
074 自動車開発技術者				074 自動車開発技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
074-00	074 自動車技術者（開発）	4,256	785	[分類番号の対応] 074：074（074-01、-99）	
074-01 自動車設計技術者		16	300		
074-99 他に分類されない自動車開発技術者		3,136	343		
075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）				075 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の074自動車技術者（開発）、075輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）、084自動車技術者（開発を除く）、085輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）を統合して輸送用機器技術者としている。しかし、084自動車技術者（開発を除く）、085輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）については中分類をまたいでいる。また、074自動車技術者（開発）と統合すると、職業名から自動車という単語がなくなることにより、より求人・求職が多い自動車開発技術者のマッチング効率が落ちる。 →統合しない。そのまま小分類項目とする。
075-00 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）	075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）	874	227	[分類番号の対応] 075：075（075-01）	
075-01 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）		0	45		
076 金属製錬・材料開発技術者				076 金属製錬・材料開発技術者	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の076金属技術者（開発）と086金属技術者（開発を除く）を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。そのまま小分類項目とする。
076-00	076 金属技術者（開発）	549	259	[分類番号の対応] 076：076（076-01）	
		0	49		
076-01 金属製錬・材料開発技術者		549	210		
077 化学品開発技術者				077 化学品開発技術者	→そのまま小分類項目とする。
077-00	077 化学技術者（開発）	1,446	961	[分類番号の対応] 077：077（077-01）	
		0	400		
077-01 化学品開発技術者		1,446	561		
079 その他の開発技術者				079 その他の開発技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
079-00	079 その他の製造技術者（開発）	933	591	[分類番号の対応] 079：079（079-01、-99）	
		0	264		
079-01 薬業製品開発技術者		136	38		
079-99 他に分類されない開発技術者		797	289		
08 製造技術者	08 製造技術者（開発を除く）	41,457	52,283		
081 食品製造技術者				081 食品製造技術者	→そのまま小分類項目とする。
081-00	081 食品技術者（開発を除く）	3,691	8,984	[分類番号の対応] 081：081（081-01）	
		0	3,747		
081-01 食品製造技術者		3,691	5,237		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
082 電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	082 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く) (開発を除く)	23,912	9,846	082 電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
082-00				[分類番号の対応]	
082-01 電気・電子・電気通信機器生産技術者		7	1,862	082 : 082 (082-01、-02、-99)	
082-02 電気工事技術者		2,947	1,185		
082-99 他に分類されない電気・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)		16,366	3,300		
083 機械製造技術者	083 機械技術者 (開発を除く)	4,592	3,499	083 機械製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
083-00		4,151	5,077	[分類番号の対応]	
083-01 機械生産技術者		5	2,398	083 : 083 (083-01、-99)	
083-99 他に分類されない機械製造技術者		2,628	1,120		
		1,518	1,559		
084 自動車製造技術者	084 自動車技術者 (開発を除く)	1,300	1,694	084 自動車製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
084-00				[分類番号の対応]	
084-01 自動車生産技術者		5	826	084 : (084-01、-99)	
084-99 他に分類されない自動車製造技術者		724	272		
		571	596		
085 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	085 輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)			085 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の074自動車技術者 (開発)、075輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発)、084自動車技術者 (開発を除く)、085輸送用機器技術者 (自動車を除く) (開発を除く)を統合して輸送用機器技術者としている。しかし、074自動車技術者 (開発)については中分類をまたいでいる。また、084自動車技術者 (開発を除く)と統合することにより、より求人・求職が多い自動車製造技術者のマッチング効率が落ちる。 →統合しない。そのまま小分類項目とする。
085-00		268	185	[分類番号の対応]	
085-01 輸送用機器製造技術者 (自動車を除く)		0	32	085 : (085-01)	
		268	153		
086 金属製錬・材料製造技術者	086 金属技術者 (開発を除く)	2,135	2,118	086 金属製錬・材料製造技術者	→そのまま小分類項目とする。
086-00				[分類番号の対応]	
086-01 金属製錬・材料製造技術者		0	390	086 : 086 (086-01)	
		2,135	1,728		
		3,827	3,140		
087 化学品製造技術者	087 化学技術者 (開発を除く)			087 化学品製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
087-00		0	653	[分類番号の対応]	
087-01 化学品生産技術者		1,031	394	087 : 087 (087-01、-02、-99)	
087-02 分析化学技術者		1,710	1,436		
087-99 他に分類されない化学品製造技術者		1,086	657		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
089 その他の製造技術者					
089-00	その他の製造技術者 (開発を除く) 089	2,173	5,548	089 その他の製造技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
089-01 薬業製品製造技術者		2	2,835	[分類番号の対応] 089 : 089 (089-01, -99)	
089-99 他に分類されない製造技術者		242	147		
		1,929	2,566		
09 建築・土木・測量技術者	09 建築・土木・測量技術者	230,853	32,692		
091 建築技術者					
091-00	091 建築技術者	136,245	20,580	091 建築設計技術者	○求人状況 建築設計技術者、建築工事監督ともに求人が多い。 ○名称 一般的に、工事監督よりも施工管理が使用される傾向。資格 名も施工管理技士。 →名称を一部変更した上で、細分類項目をそれぞれ小分類項目 に格上げ。
091-01 建築設計技術者		577	4,537	092 建築施工管理技術者	
091-02 建築工事監督		38,459	7,928	093 建築技術者 (設計・施工管理を除く)	
091-99 他に分類されない建築技術者		92,116	7,466	[分類番号の対応] 091 : (091-01) 092 : (091-02) 093 : (091-99)	
092 土木技術者					
092-00	092 土木技術者	5,093	649	094 土木設計技術者	○求人状況 土木工事監督の求人が多く、土木設計技術者の求人も比較的 多い。 ○名称 一般的に、工事監督よりも施工管理が使用される傾向。資格 名も施工管理技士。 →名称を一部変更した上で、細分類項目をそれぞれ小分類項目 に格上げ。
092-01 土木設計技術者		85,482	9,190	095 土木施工管理技術者	
092-02 土木工事監督		357	2,622	096 土木技術者 (設計・施工管理を除く)	
092-99 他に分類されない土木技術者		17,977	1,885	[分類番号の対応] 094 : (092-01) 095 : (092-02) 096 : (092-99)	
093 測量技術者					
093-00	093 測量技術者	9,126	2,233	097 測量技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
093-01 測量士		13	512	[分類番号の対応] 097 : 097 (097-01, -98)	
093-98 測量士補		6,479	1,118		
		2,634	603		
10 情報処理・通信技術者	10 情報処理・通信技術者	203,431	48,177		
101 システムコンサルタント					
101-00	101 システムコンサルタント	6,310	2,802	101 ITコンサルタント	○ハローワークの意見 求職者からのIT関係の仕事はどれかという質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
101-01 システムコンサルタント		21	604	[分類番号の対応] 101 : 101 (101-01)	
		6,289	2,198		
102 システム設計技術者					
102-00	102 システム設計者	42,432	11,876	102 ITシステム設計技術者	○ハローワークの意見 求職者からのIT関係の仕事はどれかという質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
102-01 システム設計技術者		77	2,260	[分類番号の対応] 102 : 102 (102-01)	
		42,355	9,616		
103 情報処理プロジェクトマネージャ					
103-00	103 情報処理プロジェクトマネージャ	2,826	830	103 ITプロジェクトマネージャ	○ハローワークの意見 求職者からのIT関係の仕事はどれかという質問が多い。 →名称を変更して小分類項目とする。
103-01 情報処理プロジェクトマネージャ		0	251	[分類番号の対応] 103 : 103 (103-01)	
		2,826	579		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
104 ソフトウェア開発技術者					
104-00		111, 860	20, 542	111 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)	○求人状況 ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)、プログラマーの求人が多く、ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)の求人も比較的多い。
104-01		269	4, 612	112 ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)	ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)、ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)、プログラマーは小分類項目に格上げ。それ以外は、情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発) を中分類でまとめることを前提として、その他の情報処理・通信技術者として小分類項目とした。
104-02		47, 681	3, 894	113 プログラマー (ソフトウェア開発)	
104-03		16, 057	600	119 その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発)	
104-04		5, 585	839	[分類番号の対応] 111 : (104-01)	
104-99		36, 693	10, 064	112 : (104-02) 113 : (104-04) 119 : (104-03、-99)	
105 システム運用管理者		5, 575	533		
105-00		26, 539	6, 376	104 ITシステム運用管理者 105 ITヘルプデスク	○ハローワークの意見 サービス色の強いヘルプデスク等のITの職種は別の項目にして欲しい。
105-01		10	1, 359	[分類番号の対応] 104 : (105-01 (一部))	求職者からのIT関係の仕事はどれかという質問が多い。 →ITシステム運用管理者とITヘルプデスクに分割して小分類項目とした。
106 通信ネットワーク技術者		26, 529	5, 017	105 : (105-01 (一部)) 106 通信ネットワーク技術者	→そのまま小分類項目とする。
106-00		10, 852	2, 242	[分類番号の対応] 106 : 106 (106-01)	
106-01		0	540		
106-01		10, 852	1, 702		
109 その他の情報処理・通信技術者		2, 612	1, 651	109 その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発を除く)	→そのまま小分類項目とする。
109-00		0	953	[分類番号の対応] 109 : 109 (109-99)	
109-99		2, 612	698		
11 その他の技術者		9, 336	3, 805		
119 その他の技術者		9, 336	3, 589	129 その他の技術者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
119-00		1	743	[分類番号の対応] 129 : 119 (119-01、-02、-99)	
119-01		1, 343	562		
119-02		2, 425	1, 111		
119-99		5, 567	1, 173		
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		75, 073	9, 485		
121 医師		551	361	131 医師	○求人状況 求人が千に満たない。
121-00		0	108	[分類番号の対応] 131 : 121 (121-01)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
121-01		551	253		→統合はしない。そのまま小分類項目とする。
122 歯科医師		2, 441	465	132 歯科医師	→そのまま小分類項目とする。
122-00		0	124	[分類番号の対応] 132 : 122 (122-01)	
122-01		2, 441	341		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
123 獣医師	123 獣医師	1,485	490	133 獣医師	→そのまま小分類項目とする。
123-00		0	144	[分類番号の対応] 133 : 123 (123-01)	
123-01		1,485	346	134 薬剤師	
124 薬剤師	124 薬剤師	70,596	8,149	[分類番号の対応] 134 : 124 (124-01、-02、-99)	○求人状況 薬剤師 (調剤) の求人・求職は多いが、薬剤師 (医薬品販売) の求人・求職は少ない。求職者は124-00 (小分類レベル) での登録が薬剤師 (調剤) と同じくらい多く、このことから調剤か医薬品販売にこだわらない者が多いと考えられる。 →マッチング上、調剤と医薬品販売に分けておく必要性は低いと考えられる。このため、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
124-00		456	3,619		
124-01 薬剤師 (調剤)		61,635	3,849		
124-02 薬剤師 (医薬品販売)		6,334	295		
124-99 他に分類されない薬剤師		2,171	386		
13 保健師、助産師、看護師	13 保健師、助産師、看護師	415,007	138,755		→そのまま小分類項目とする。
131 保健師		7,113	4,775	141 保健師	
131-00		0	1,060	[分類番号の対応] 141 : 131 (131-01)	
131-01 保健師	132 助産師	7,113	3,715	142 助産師	→そのまま小分類項目とする。
132 助産師		3,924	1,891	[分類番号の対応] 142 : 132 (132-01)	
132-00		0	508		
132-01 助産師	133 看護師 (准看護師を含む)	3,924	1,383	143 病院看護師	○求人状況 看護師の求人がとても多い。准看護師の求人も多い。 ○ヘルプワークの意見 訪問看護、介護施設、総合病院、クリニック、デイサービス、保育所、企業内等で分類を分けて欲しい。 →細分類項目である看護士を4項目に分割した上で小分類項目に格上げ。准看護師も小分類項目に格上げ。
133 看護師、准看護師		403,970	131,339	144 介護施設看護師	
133-00		728	16,646	145 訪問看護師	
133-01 看護師		345,598	86,014	146 看護師 (病院・介護施設・訪問を除く)	
133-02 准看護師		57,644	28,679	147 准看護師	
				[分類番号の対応] 143 : (133-01 (一部)) 144 : (133-01 (一部)) 145 : (133-01 (一部)) 146 : (133-01 (一部)) 147 : (133-02)	
14 医療技術者		154,310	39,702		
141 診療放射線技師	141 診療放射線技師	5,876	2,846	151 診療放射線技師	→そのまま小分類項目とする。
141-00		0	671	[分類番号の対応] 151 : 141 (141-01)	
141-01 診療放射線技師		5,876	2,175		
142 臨床工学士	142 臨床工学士	2,350	1,784	152 臨床工学士	→そのまま小分類項目とする。
142-00		4	401	[分類番号の対応] 152 : 142 (142-01)	
142-01 臨床工学士		2,346	1,383		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
143 臨床検査技師	143 臨床検査技師	11,144	6,434	153 臨床検査技師	→そのまま小分類項目とする。
143-00		0	1,644	[分類番号の対応] 153 : 143 (143-01)	
143-01		11,144	4,790		
144 理学療法士	144 理学療法士、作業療法士	35,787	5,867	154 理学療法士	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 →そのまま小分類項目とする。
144-00		23	1,601	[分類番号の対応] 154 : 144 (144-01)	
144-01		35,764	4,266		
145 作業療法士		21,405	4,277	155 作業療法士	
145-00		0	1,016	[分類番号の対応] 155 : 145 (145-01)	
145-01		21,405	3,261		
146 視能訓練士、言語聴覚士	145 視能訓練士、言語聴覚士	11,037	2,357	156 視能訓練士 157 言語聴覚士	○求人状況 視能訓練士、言語聴覚士それぞれの求人は少ない。 ○資格等 資格が明確に違っており、仕事内容も分かれているため、求人も別に出されると考えられる。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
146-00		1	171	[分類番号の対応] 156 : (146-01) 157 : (146-02)	
146-01		2,879	808		
146-02		8,157	1,378		
147 歯科衛生士	146 歯科衛生士	62,831	14,582	158 歯科衛生士	→そのまま小分類項目とする。
147-00		0	3,522	[分類番号の対応] 158 : 147 (147-01)	
147-01		62,831	11,060		
148 歯科技工士	147 歯科技工士	3,880	1,435	161 歯科技工士	→そのまま小分類項目とする。
148-00		0	381	[分類番号の対応] 161 : 148 (148-01)	
148-01		3,880	1,054		
15 その他の保健医療の職業	15 その他の保健医療従事者	101,386	39,471		
151 栄養士、管理栄養士	151 栄養士	59,601	26,968	171 栄養士 172 管理栄養士	○求人状況等 栄養士の求人が多く、管理栄養士の求人も比較的多い。また、求職者は、栄養士、管理栄養士が同程度である。必要な資格も違っている。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ
151-00		133	4,889	[分類番号の対応] 171 : (151-01) 172 : (151-02)	
151-01		45,782	11,676		
151-02		13,686	10,403		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	(参考)日本標準職業分類 152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師			173 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師	○資格等 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の資格をあわせ持つ求職者が多く、全ての資格を持っていることを条件に出される求人も多い。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
152-00		21,870	5,705		
152-01 あん摩マッサージ指圧師		93	2,083	[分類番号の対応] 173 : 152 (152-01、-02、-03)	
152-02 はり師		16,765	2,873		
152-03 きゆう師		4,627	688		
153 柔道整復師	153 柔道整復師	385	61	174 柔道整復師	→そのまま小分類項目とする。
153-00		13,452	2,870	[分類番号の対応] 174 : 153 (153-01)	
153-01 柔道整復師		0	752		
159 他に分類されない保健医療の職業	159 他に分類されない保健医療従事者	13,452	2,118	179 他に分類されない保健医療の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。 なお、現行の429-03カイロプラクティック・アロマセラピー等従事者に位置づけられている職業の一部は日本標準職業分類と合わせこちらに位置づける（職業名索引に記載）。
159-00		6,463	3,684	[分類番号の対応] 179 : 159 (159-01、-99) 、 (429-03 (一部))	
159-01 義肢装具士		3	569		
159-99 他に分類されないその他の保健医療の職業		61	97		
		6,399	3,018		
16 社会福祉の専門的職業	16 社会福祉専門職業従事者	472,168	131,960		
161 福祉相談・指導専門員	161 福祉相談指導専門員	13,536	10,753	181 福祉相談・指導専門員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
161-00		10	3,263	[分類番号の対応] 181 : 161 (161-01、-99)	
161-01 福祉相談員		10,471	6,475		
161-99 他に分類されない福祉相談・指導専門員		3,055	1,015		
		154,695	31,469		
162 福祉施設指導専門員	162 福祉施設指導専門員	1,473	6,720	182 老人福祉施設指導専門員 183 障害者福祉施設指導専門員 184 児童福祉施設指導専門員	○求人状況 老人福祉施設指導専門員、障害者福祉施設指導専門員の求人が多く、児童福祉施設指導専門員の求人也比较的多い。 →細分類項目をそれぞれ小分類項目に格上げ。
162-00		45,599	4,359	[分類番号の対応] 182 : (162-01) 183 : (162-02) 184 : (162-03)	
162-01 老人福祉施設指導専門員		85,693	15,262		
162-02 障害者福祉施設指導専門員		21,930	5,128		
162-03 児童福祉施設指導専門員		209,520	59,974		
163 保育士	163 保育士	15	17,072	185 保育士 186 保育教諭	○制度 2015年度から施行された子ども・子育て支援新制度による幼児保育施設認定ことも園においては、保育士・幼稚園教諭両方の資格を取得している保育教諭の配置が必要となっている。 ○ハローワークの意見 幼児保育施設認定ことも園の新設に伴い、保育教諭の求人が増えているが、対応する分類がなく、位置づけに困る。 →保育士は、そのまま小分類項目とする。保育教諭を新設。
163-00		15	17,072	[分類番号の対応] 185 : (163-01 (一部)) 186 : (163-01 (一部) 、 191-01 (一部))	
163-01 保育士		209,505	42,902		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
169 その他の社会福祉の専門的職業				187 介護支援専門員（ケアマネジャー） 188 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 189 その他の社会福祉の専門的職業	○求人状況 介護支援専門員の求人が多い。 ○名称等 介護支援専門員については、ケアマネジャーという名称が一般的によく知られている。 ○制度 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや児童福祉法に基づく障害児支援を提供する事業所に、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられている。 ○ハローワークの意見 サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の位置づけに困る。
169-00	その他の社会福祉専門職業従事者 169 者	94,417	27,449	[分類番号の対応] 187：(169-01) 188：(169-99（一部）) 189：(169-02、-99（一部）)	→細分類項目である介護支援専門員について、名称を変更するとともに小分類項目に格上げ。サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を新設。 なお、現行は索引上169-99に位置づけられている福祉用具専門相談員は、日本標準職業分類と合わせ、新項目503物品レンタル係に位置づける（職業名索引に記載）。
169-01 介護支援専門員		24	3,316		
169-02 医療ソーシャルワーカー		66,148	15,762		
169-99 他に分類されない社会福祉の専門的職業		7,895	3,643		
17 法務の職業	17 法務従事者	20,350	4,728		
171 裁判官		2,899	2,298		○求人状況 裁判官、検察官、弁護士ともに求人が千に満たない。
171-00	171 裁判官	0	1	[分類番号の対応] 191：171（171-01）、172（172-01）、173（173-01）	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の171裁判官、172検察官、173弁護士を統合し、裁判官、検察官、弁護士としている。
171-01 裁判官		0	0		
172 検察官		3	5		
172-00	172 検察官	0	0		
172-01 検察官		3	5		
173 弁護士		16	39		
173-00	173 弁護士	0	10		
173-01 弁護士		16	29		
174 弁理士				192 弁理士	○求人状況 求人が千に満たない。
174-00	174 弁理士	325	200	[分類番号の対応] 192：174（174-01）	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の174弁理士、175司法書士を統合し、弁理士、司法書士としている。
174-01 弁理士		0	37		○資格等 資格が明確に違っており、仕事内容も分かれているため、求人も別に出されるところと考えられる。 →小分類の統合はしない。そのまま小分類項目とする。
175 司法書士		325	163		○求人状況 求人が千に満たない。
175-00	175 司法書士	881	398	193 司法書士 [分類番号の対応] 193：175（175-01）	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の174弁理士、175司法書士を統合し、弁理士、司法書士としている。
175-01 司法書士		0	122		○資格等 資格が明確に違っており、仕事内容も分かれているため、求人も別に出されるところと考えられる。 →小分類の統合はしない。そのまま小分類項目とする。
		881	276		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
179 その他の法務の職業				199 その他の法務の職業 [分類番号の対応] 199 : 179 (179-01、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
179-00		1,674	1,407		
179-01	179 その他の法務従事者	0	239		
179-99	土地家屋調査士	779	350		
	他に分類されない法務の職業	895	818		
18 経営・金融・保険の専門的職業	18 経営・金融・保険専門職業従事者	6,297	5,981		
181 公認会計士				201 公認会計士	→そのまま小分類項目とする。
181-00	181 公認会計士	111	128	[分類番号の対応] 201 : 181 (181-01)	
181-01	公認会計士	0	38		
182 税理士				202 税理士	→そのまま小分類項目とする。
182-00	182 税理士	1,140	475	[分類番号の対応] 202 : 182 (182-01)	
182-01	税理士	0	149		
183 社会保険労務士				203 社会保険労務士	→そのまま小分類項目とする。
183-00	183 社会保険労務士	2,141	1,767	[分類番号の対応] 203 : 183 (183-01)	
183-01	社会保険労務士	3	564		
184 金融・保険専門職				209 その他の経営・金融・保険の専門的職業	○求人状況 金融・保険専門職については、求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の184金融・保険専門職業従事者を189その他の経営・金融・保険専門職業従事者に統合している。 →統合する。
184-00	184 金融・保険専門職業従事者	153	795		
184-01	金融・保険専門職	0	257	[分類番号の対応] 209 : 184 (184-01)、189 (189-01、-99)	
189 その他の経営・金融・保険の専門的職業					
189-00	189 経営・金融・保険専門職業従事者	153	538		
189-01	その他の経営・金融・保険専門職業従事者	2,752	2,634		
189-99	他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業	0	447		
		1,909	1,863		
		843	324		
19 教育の職業	19 教員	51,125	36,478		
191 幼稚園教員				211 幼稚園教員 [再掲] 186 保育教諭 [再掲]	○制度 2015年度から施行された子ども・子育て支援新制度による幼稚園保育士認定制度による幼稚園保育士の配置が必要となっている。 ○ハローワークの意見 幼稚園保育士認定制度は、幼稚園の新設に伴い、保育教諭の求人が増えているが、対応する分類がなく、位置づけに困る。 →幼稚園教員は、そのまま小分類項目とする。保育教諭を新設。
191-00	191 幼稚園教員	15,370	6,124	[分類番号の対応] 211 : (191-01 (一部)) 186 : (163-01 (一部)、191-01 (一部)) [再掲]	
191-01	幼稚園教員	0	1,324		
		15,370	4,800		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
192 小学校教員	192 小学校教員	2,483	2,738	212 小学校教員 214 義務教育学校教員	○制度 2016年度に学校教育法の改正により新設された義務教育学校においては、小学校教員・中学校教員両方の免許を取得している義務教育学校教諭の配置が必要となっている。 →小学校教員は、そのまま小分類項目とする。義務教育学校教員を新設。
192-00		0	828	[分類番号の対応] 212：(192-01（一部）)	
192-01 小学校教員		2,483	1,910	214：(192-01（一部）、193-01（一部）)	
193 中学校教員	193 中学校教員	967	2,516	213 中学校教員 214 義務教育学校教員 [再掲]	○制度 2016年度に学校教育法の改正により新設された義務教育学校においては、小学校教員・中学校教員両方の免許を取得している義務教育学校教諭の配置が必要となっている。 →中学校教員は、そのまま小分類項目とする。義務教育学校教員を新設。
193-00		0	833	[分類番号の対応] 213：(193-01（一部）)	
193-01 中学校教員		967	1,683	214：(192-01（一部）、193-01（一部）) [再掲]	
194 高等学校教員	194 高等学校教員	1,840	2,597	215 高等学校教員	→そのまま小分類項目とする。
194-00		0	814	[分類番号の対応] 215：194（194-01）	
194-01 高等学校教員		1,840	1,783		
195 中等教育学校教員	195 中等教育学校教員	61	320	216 中等教育学校教員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
195-00		0	120	[分類番号の対応] 216：195（195-01）	
195-01 中等教育学校教員		61	200		
196 特別支援学校教員	196 特別支援学校教員	1,319	1,043	217 特別支援学校教員	→そのまま小分類項目とする。
196-00		0	297	[分類番号の対応] 217：196（196-01）	
196-01 特別支援学校教員		1,319	746		
197 高等専門学校教員	197 高等専門学校教員	209	145	218 高等専門学校教員、大学教員	○求人状況 高等専門学校教員、大学教員ともに、求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の197高等専門学校教員を198大学教員に統合している。 →統合する。
197-00		0	56	[分類番号の対応] 218：197（197-01）、198（198-01）	
197-01 高等専門学校教員		209	89		
198 大学教員	198 大学教員	168	1,647		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
198-00		0	556		
198-01 大学教員		168	1,091		
199 その他の教育の職業	199 その他の教育の職業	28,708	15,927	219 その他の教育の職業	
199-00		83	3,998	[分類番号の対応] 219：199（199-01、-02～04、-99）	
199-01 専修学校教員		3,647	1,247		
199-02 各種学校教員		16,423	7,832		
199-03 職業訓練指導員		1,434	268		
199-04 研修施設教員		1,058	280		
199-99 他に分類されない教育の職業		6,063	2,302		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
20 宗教家	20 宗教家	131	171		
201 宗教家		131	162	221 宗教家	○求人の状況 求人が千に満たない。
201-00	201 宗教家	0	15	[分類番号の対応] 221 : 201 (201-01)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
201-01	宗教家	131	147		
21 著述家、記者、編集者	21 著述家、記者、編集者	5,430	10,196		
211 著述家		1,251	3,861	231 著述家	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
211-00		0	161	[分類番号の対応] 231 : 211 (211-01、-02、-03、-99)	
211-01	文芸家	10	47		
211-02	翻訳家	726	2,950		
211-03	コピーライター	479	559		
211-99	他に分類されない著述家	36	144		
212 記者		1,950	1,285	232 記者、編集者	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
212-00		9	426	[分類番号の対応] 232 : 212 (212-01、-02、-03、-99)、 213 (213-01、-99)	
212-01	新聞・放送記者	706	359		
212-02	雑誌記者	606	132		
212-03	テクニカルライター	263	116		
212-99	他に分類されない記者	366	252		
213 編集者		2,229	4,877		
213-00		0	2,314		
213-01	新聞・雑誌・図書編集者	1,350	1,891		
213-99	他に分類されない編集者	879	672		
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	40,221	42,213		
221 彫刻家		3	30	241 美術家、イラストレーター	○求人の状況 彫刻家、画家、作家、書家、漫画家、工芸美術家ともに、求人が千に満たない。
221-00	221 彫刻家	0	10	[分類番号の対応] 241 : 221 (221-01)、222 (222-01、-02)、223 (223-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の221彫刻家、222画家、書家、223工芸美術家を統合し、彫刻家、画家、工芸美術家としている。
221-01	彫刻家	3	20		○名称 含まれる職業の中で比較的求人が多いのはイラストレーターであるが、名称からは、イラストレーターが含まれていることがわかりにくい。 →統合する。名称は、美術家、イラストレーターとする。
222 画家、書家、漫画家		607	1,696		
222-00		0	105		
222-01	画家、書家	74	181		
222-02	漫画家、イラストレーター	533	1,410		
223 工芸美術家		97	636		
223-00	223 工芸美術家	0	168		
223-01	工芸美術家	97	468		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
224 デザイナー	224 デザイナー	33,169	35,886	242 グラフィックデザイナー 243 ウェブデザイナー 244 デザイナー（ウェブデザイン・グラフィックデザインを除く）	○求人状況 ウェブデザイナーの求人が比較的多い。グラフィックデザイナーの求人は少ないが、求職者数については、グラフィックデザイナーの方がウェブデザイナーより多く、小分類項目とする基準に近い数となっている。 ○ハローワークの意見 ウェブデザイナーはITの仕事にも近く、他のデザイナーとは分けて欲しい。 →ウェブデザイナーとグラフィックデザイナーを小分類項目に格上げ。
224-00		8	4,402		
224-01 グラフィックデザイナー		7,894	12,440	[分類番号の対応]	
224-02 ウェブデザイナー		14,817	11,382	242：(224-01) 243：(224-02)	
224-03 デイスプレーデザイナー		995	439	244：(224-03、-04～-06、-99)	
224-04 工業デザイナー		447	450		
224-05 インテリアデザイナー		3,975	2,574		
224-06 服飾デザイナー		1,092	1,971		
224-99 他に分類されないデザイナー		3,941	2,228		
225 写真家、映像撮影者	225 写真家、映像撮影者	6,345	3,479	245 写真家、映像撮影者	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
225-00		0	723	[分類番号の対応]	
225-01 写真家		2,719	1,653	245：225 (225-01、-02、-98)	
225-02 映像撮影者		1,334	662		
225-98 写真家助手、映像撮影者助手		2,292	441		
23 音楽家、舞台芸術家	23 音楽家、舞台芸術家	1,818	2,036		
231 音楽家	231 音楽家	265	423	251 音楽家	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
231-00		0	106	[分類番号の対応] 251：231 (231-01)	
231-01 音楽家		265	317		
232 舞踊家	232 舞踊家	20	49	252 舞踊家、俳優、演芸家	
232-00		0	12	[分類番号の対応] 252：231 (231-01)、232 (232-01)、 235 (235-01)	
232-01 舞踊家		20	37		
233 俳優	233 俳優	60	98		○求人状況 舞踊家、俳優、演芸家ともに、求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の232舞踊家、233俳優、234演出家、235演芸家を統合し、舞踊家、俳優、演出家、演芸家としている。 →求人が千に満たない舞踊家、俳優、演芸家を統合する。
233-00		0	11		
233-01 俳優		60	87		
234 プロデューサー、演出家	234 演出家	1,433	1,360	253 プロデューサー、演出家	
234-00		0	224	[分類番号の対応] 253：234 (234-01、-02)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
234-01 プロデューサー		432	572		
234-02 演出家		1,001	564		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
235 演芸家				252 舞踊家、俳優、演芸家 [再掲]	○求人の状況 舞踊家、俳優、演芸家ともに、求人が千に満たない。
235-00	235 演芸家	40	15	[分類番号の対応] 252: 231 (231-01)、232 (232-01)、 235 (235-01) [再掲]	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の232舞踊家、233俳優、234演出家、235演芸家を統合し、舞踊家、俳優、演出家、演芸家としている。
235-01	演芸家	40	8		→求人が千に満たない舞踊家、俳優、演芸家を統合する。
24 その他の専門的職業	24 その他の専門的職業従事者	93,236	52,680		→そのまま小分類項目とする。
241 図書館司書				261 図書館司書	
241-00	241 図書館司書	3,312	6,416	[分類番号の対応] 261: 241 (241-01)	
241-01	図書館司書	0	1,827		
242 学芸員				262 学芸員	○求人の状況 求人が千に満たない。
242-00	242 学芸員	548	1,282	[分類番号の対応] 262: 242 (242-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の241図書館司書、242学芸員を統合し、図書館司書、学芸員としている。
242-01	学芸員	0	346		○資格等 資格が明確に違っており、仕事内容も分かれているため、求人も別に出されるところと考えられる。
		548	936		→統合はしない。そのまま小分類項目とする。
243 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)				263 カウンセラー (医療・福祉施設を除く)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
243-00		9,680	11,717		
243-01	学生カウンセラー	33	1,884	[分類番号の対応] 263: 243 (243-01、-02、-03、-99)	
243-02	職場カウンセラー	1,476	1,232		
243-03	職業相談員	472	965		
243-99	他に分類されないカウンセラー (医療・福祉施設を除く)	6,573	7,048		
		1,126	588		
244 個人教師				264 学習・語学指導教師 265 スポーツ・舞踊指導員 266 趣味・習い事指導教師	○求人の状況 教科学習補修教師の求人が多く、スポーツ個人教師の求人も比較的多い。
244-00		63,651	14,590		○名称 集団形式で教える場合も含まれるにもかかわらず、個人教師という名称は誤解を招く。
244-01	教科学習補習教師	4	1,397	[分類番号の対応] 264: (244-01、-99 (一部)) 265: (244-03、-99 (一部)) 266: (244-02、-99 (一部))	○職業の範囲 語学については、教科学習として教える場合244-01教科学習補修教師に含まれるが、英会話教師は244-99他に分類されない個人教師に含まれる。また、舞踊については、エアロビクスダンスインストラクターは244-03スポーツ個人教師に含まれるが、社交ダンス教師、ジャズダンス教師、バレエ指導員等は244-99他に分類されない個人教師に含まれているなど、境界が曖昧である。
244-02	パーソナルコンピュータ教室教師	36,954	3,360		→学習・語学指導教師、スポーツ・舞踊指導員、趣味習い事指導教師として小分類項目に格上げ。
244-03	スポーツ個人教師	2,686	1,076		
244-99	他に分類されない個人教師	16,401	4,777		
		7,606	3,980		
245 職業スポーツ家				267 職業スポーツ家	○求人の状況 求人が千に満たない。
245-00	245 職業スポーツ従事者	186	165	[分類番号の対応] 267: 245 (245-01)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
245-01	職業スポーツ家	0	38		→統合はしない。そのまま小分類項目とする。
		186	127		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
246 通信機器操作員	<i>（参考）日本標準職業分類</i> 246 通信機器操作従事者			268 通信機器操作員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
246-00		842	947	〔分類番号の対応〕	
246-01 無線通信員		0	117	268：246（246-01、-02、-03、-99）	
246-02 無線技術員		59	75		
246-03 有線通信員		138	237		
246-99 他に分類されない通信機器操作員		54	60		
249 他に分類されない専門的職業	<i>（参考）日本標準職業分類</i> 249 他に分類されない専門的職業従事者	591	458	269 他に分類されない専門的職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
249-00		15,017	16,837	〔分類番号の対応〕	
249-01 行政書士		0	1,295	269：249（249-01、-02～08、-99）	
249-02 不動産鑑定士		458	1,270		
249-03 ラジオ・テレビアナウンサー		65	106		
249-04 通訳		180	238		
249-05 速記者		2,463	7,951		
249-06 調律師		19	15		
249-07 調教師		27	56		
249-08 通関士		128	115		
249-99 他に分類されないその他の専門的職業		357	374		
		11,320	5,417		

（注）

- 1 分類番号について
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。

② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。

③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。

④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

⑤ 【分類番号の対応】に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていなかった場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。

② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。

③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）

④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表9 大分類B「専門的・技術的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
B	専門的・技術的職業	B	専門的・技術的職業
05	研究者		
051	研究者	051	自然科学系研究者
051-01	理学研究		
051-02	工学研究者		
051-03	農学・林学・水産学研究者		
051-04	医学研究者		
051-05	人文科学研究者	052	人文・社会科学系等研究者
051-06	社会科学研究者		
051-99	他に分類されない研究者		
06	農林水産技術者		
061	農林水産技術者	061	農林水産技術者
061-01	農業技術者		
061-02	畜産技術者		
061-03	林業技術者		
061-04	水産技術者		
07	開発技術者		
071	食品開発技術者	071	食品開発技術者
071-01	食品開発技術者		
072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	072	電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)
072-01	電気・電子・電気通信設計技術者		
072-99	他に分類されない電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)		
073	機械開発技術者	073	機械開発技術者
073-01	機械設計技術者		
073-99	他に分類されない機械開発技術者		
074	自動車開発技術者	074	自動車開発技術者
074-01	自動車設計技術者		
074-99	他に分類されない自動車開発技術者		
075	輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)	075	輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)
075-01	輸送用機器開発技術者 (自動車を除く)		
076	金属製錬・材料開発技術者	076	金属製錬・材料開発技術者
076-01	金属製錬・材料開発技術者		
077	化学品開発技術者	077	化学品開発技術者
077-01	化学品開発技術者		
079	その他の開発技術者	079	その他の開発技術者
079-01	窯業製品開発技術者		
079-99	他に分類されない開発技術者		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
08	製造技術者		
081	食品製造技術者	081	食品製造技術者
081-01	食品製造技術者		
082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)	082	電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)
082-01	電気・電子・電気通信機器生産技術者		
082-02	電気工事技術者		
082-99	他に分類されない電子・電気・電気通信製造技術者 (通信ネットワークを除く)		
083	機械製造技術者	083	機械製造技術者
083-01	機械生産技術者		
083-99	他に分類されない機械製造技術者		
084	自動車製造技術者	084	自動車製造技術者
084-01	自動車生産技術者		
084-99	他に分類されない自動車製造技術者		
085	輸送用機器製造技術者(自動車を除く)	085	輸送用機器製造技術者(自動車を除く)
085-01	輸送用機器製造技術者(自動車を除く)		
086	金属製錬・材料製造技術者	086	金属製錬・材料製造技術者
086-01	金属製錬・材料製造技術者		
087	化学品製造技術者	087	化学品製造技術者
087-01	化学品生産技術者		
087-02	分析化学技術者		
087-99	他に分類されない化学品製造技術者		
089	その他の製造技術者	089	その他の製造技術者
089-01	窯業製品製造技術者		
089-99	他に分類されない製造技術者		
09	建築・土木・測量技術者		
091	建築技術者	091	建築設計技術者
091-01	建築設計技術者	092	建築施工管理技術者
091-02	建築工事監督	093	建築技術者(設計・施工管理を除く)
091-99	他に分類されない建築技術者	094	土木設計技術者
092	土木技術者	095	土木施工管理技術者
092-01	土木設計技術者	096	土木技術者(設計・施工管理を除く)
092-02	土木工事監督	097	測量技術者
092-99	他に分類されない土木技術者		
093	測量技術者		
093-01	測量士		
093-98	測量士補		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
10	情報処理・通信技術者		
101	システムコンサルタント	101	ITコンサルタント
101-01	システムコンサルタント		
102	システム設計技術者	102	ITシステム設計技術者
102-01	システム設計技術者		
103	情報処理プロジェクトマネージャ	103	ITプロジェクトマネージャ
103-01	情報処理プロジェクトマネージャ		
104	ソフトウェア開発技術者	111	ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)
104-01	ソフトウェア開発技術者 (WEB・オープン系)	112	ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)
104-02	ソフトウェア開発技術者 (組込・制御系)	113	プログラマー
104-03	ソフトウェア開発技術者 (汎用機系)		
104-04	プログラマー	119	その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発)
104-99	他に分類されないソフトウェア開発技術者	104	ITシステム運用管理者
105	システム運用管理者	105	ITヘルプデスク
105-01	システム運用管理者		
106	通信ネットワーク技術者	106	通信ネットワーク技術者
106-01	通信ネットワーク技術者		
109	その他の情報処理・通信技術者	109	その他の情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発を除く)
109-99	その他の情報処理・通信技術者		
11	その他の技術者		
119	その他の技術者	129	その他の技術者
119-01	労働安全衛生技術者		
119-02	環境衛生技術者		
119-99	他に分類されない技術者		
12	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		
121	医師	131	医師
121-01	医師		
122	歯科医師	132	歯科医師
122-01	歯科医師		
123	獣医師	133	獣医師
123-01	獣医師		
124	薬剤師	134	薬剤師
124-01	薬剤師 (調剤)		
124-02	薬剤師 (医薬品販売)		
124-99	他に分類されない薬剤師		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
13	保健師、助産師、看護師		
131	保健師	141	保健師
131-01	保健師		
132	助産師	142	助産師
132-01	助産師	143	病院看護師
133	看護師、准看護師	144	介護施設看護師
133-01	看護師	145	訪問看護師
133-02	准看護師	146	看護師（病院・介護施設・訪問を除く）
14	医療技術者	147	准看護師
141	診療放射線技師		
141-01	診療放射線技師	151	診療放射線技師
142	臨床工学技士	152	臨床工学技士
142-01	臨床工学技士		
143	臨床検査技師	153	臨床検査技師
143-01	臨床検査技師		
144	理学療法士	154	理学療法士
144-01	理学療法士		
145	作業療法士	155	作業療法士
145-01	作業療法士		
146	視能訓練士、言語聴覚士	156	視能訓練士
146-01	視能訓練士	157	言語聴覚士
146-02	言語聴覚士		
147	歯科衛生士	158	歯科衛生士
147-01	歯科衛生士		
148	歯科技工士	161	歯科技工士
148-01	歯科技工士		
15	その他の保健医療の職業		
151	栄養士、管理栄養士	171	栄養士
151-01	栄養士	172	管理栄養士
151-02	管理栄養士		
152	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	173	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
152-01	あん摩マッサージ指圧師		
152-02	はり師		
152-03	きゅう師		
153	柔道整復師	174	柔道整復師
153-01	柔道整復師		
159	他に分類されない保健医療の職業	179	他に分類されない保健医療の職業
159-01	義肢装具士		
159-99	他に分類されないその他の保健医療の職業		
		429-03	カイロプラクティック、アロマセラピー等従事人

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
16	社会福祉の専門的職業		
161	福祉相談・指導専門員	181	福祉相談・指導専門員
161-01	福祉相談員		
161-99	他に分類されない福祉相談・指導専門員	182	老人福祉施設指導専門員
162	福祉施設指導専門員	183	障害者福祉施設指導専門員
162-01	老人福祉施設指導専門員	184	児童福祉施設指導専門員
162-02	障害者福祉施設指導専門員		
162-03	児童福祉施設指導専門員	185	保育士
163	保育士	186	保育教諭
163-01	保育士	187	介護支援専門員（ケアマネジャー）
169	その他の社会福祉の専門的職業	188	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
169-01	介護支援専門員	189	その他の社会福祉の専門的職業
169-02	医療ソーシャルワーカー		
169-99	他に分類されない社会福祉の専門的職業		
17	法務の職業		
171	裁判官		
171-01	裁判官		
172	検察官		
172-01	検察官		
173	弁護士		
173-01	弁護士		
174	弁理士		
174-01	弁理士		
175	司法書士		
175-01	司法書士		
179	その他の法務の職業		
179-01	土地家屋調査士		
179-99	他に分類されない法務の職業		
18	経営・金融・保険の専門的職業		
181	公認会計士		
181-01	公認会計士		
182	税理士		
182-01	税理士		
183	社会保険労務士		
183-01	社会保険労務士		
184	金融・保険専門職		
184-01	金融・保険専門職		
189	その他の経営・金融・保険の専門的職業		
189-01	経営コンサルタント		
189-99	他に分類されない経営・金融・保険の専門的職業		
		503 物品レンタル係(福祉用具専門相談員)	
		191	裁判官、検察官、弁護士
		192	弁理士
		193	司法書士
		199	その他の法務の職業
		201	公認会計士
		202	税理士
		203	社会保険労務士
		209	その他の経営・金融・保険の専門的職業

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
19	教育の職業		
191	幼稚園教員	211	幼稚園教員
191-01	幼稚園教員		
192	小学校教員	212	小学校教員
192-01	小学校教員		
193	中学校教員	213	中学校教員
193-01	中学校教員	214	義務教育学校教員
194	高等学校教員	215	高等学校教員
194-01	高等学校教員		
195	中等教育学校教員	216	中等教育学校教員
195-01	中等教育学校教員		
196	特別支援学校教員	217	特別支援学校教員
196-01	特別支援学校教員		
197	高等専門学校教員	218	高等専門学校教員、大学教員
197-01	高等専門学校教員		
198	大学教員	219	その他の教育の職業
198-01	大学教員		
199	その他の教育の職業		
199-01	専修学校教員		
199-02	各種学校教員		
199-03	職業訓練指導員		
199-04	研修施設教員		
199-99	他に分類されない教育の職業		
20	宗教家		
201	宗教家	221	宗教家
201-01	宗教家		
21	著述家、記者、編集者		
211	著述家	231	著述家
211-01	文芸家		
211-02	翻訳家		
211-03	コピーライター		
211-99	他に分類されない著述家		
212	記者	232	記者、編集者
212-01	新聞・放送記者		
212-02	雑誌記者		
212-03	テクニカルライター		
212-99	他に分類されない記者		
213	編集者		
213-01	新聞・雑誌・図書編集者		
213-99	他に分類されない編集者		

186保育教諭

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
22	美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者		
221	彫刻家	241	美術家、イラストレーター
221-01	彫刻家		
222	画家、書家、漫画家		
222-01	画家、書家		
222-02	漫画家、イラストレーター		
223	工芸美術家	242	グラフィックデザイナー
223-01	工芸美術家		
224	デザイナー	243	ウェブデザイナー
224-01	グラフィックデザイナー		
224-02	ウェブデザイナー	244	デザイナー（ウェブデザイン・グラフィックデザインを除く）
224-03	ディスプレイデザイナー		
224-04	工業デザイナー		
224-05	インテリアデザイナー		
224-06	服飾デザイナー		
224-99	他に分類されないデザイナー	245	写真家、映像撮影者
225	写真家、映像撮影者		
225-01	写真家		
225-02	映像撮影者		
225-98	写真家助手、映像撮影者助手		
23	音楽家、舞台芸術家		
231	音楽家	251	音楽家
231-01	音楽家	252	舞踊家、俳優、演芸家
232	舞踊家		
232-01	舞踊家	253	プロデューサー、演出家
233	俳優		
233-01	俳優		
234	プロデューサー、演出家		
234-01	プロデューサー		
234-02	演出家		
235	演芸家		
235-01	演芸家		
24	その他の専門的職業		
241	図書館司書	261	図書館司書
241-01	図書館司書	262	学芸員
242	学芸員		
242-01	学芸員	263	カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
243	カウンセラー（医療・福祉施設を除く）		
243-01	学生カウンセラー		
243-02	職場カウンセラー		
243-03	職業相談員		
243-99	他に分類されないカウンセラー（医療・福祉施設を除く）		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
244	個人教師	264	学習・語学指導教師
244-01	教科学習補習教師	265	スポーツ・舞踊指導員
244-02	パーソナルコンピュータ教室教師	266	趣味・習い事指導教師
244-03	スポーツ個人教師	267	職業スポーツ家
244-99	他に分類されない個人教師	268	通信機器操作員
245	職業スポーツ家	269	他に分類されない専門的職業
245-01	職業スポーツ家		
246	通信機器操作員		
246-01	無線通信員		
246-02	無線技術員		
246-03	有線通信員		
246-99	他に分類されない通信機器操作員		
249	他に分類されない専門的職業		
249-01	行政書士		
249-02	不動産鑑定士		
249-03	ラジオ・テレビアナウンサー		
249-04	通訳		
249-05	速記者		
249-06	調律師		
249-07	調教師		
249-08	通関士		
249-99	他に分類されないその他の専門的職業		

太実線 → 小分類項目が改定素案の項目に対応
 太点線 → 小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 実線 → 細分類項目が改定素案の項目に対応
 点線 → 細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 (見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

4. 大分類 C 事務的職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 C 事務的職業では、一般事務、会計事務、生産関連事務、営業・販売関連事務、外勤事務、運輸・郵便事務、事務用機器操作の 7 つの中分類項目が設定されている（図表 10）。

求人・求職数をみると、一般事務の職業（中分類 25）で、大分類 C 全体の求人の約 68%、求職の約 86%を占めている。特に求職については、新規求職申込件数全体の約 1/4（約 24%）を占めるボリュームとなっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) に記載したように、一般事務の職業については求人・求職がとても多い。しかしながら、ハローワークから細分化の要望は少なく、大括りにして欲しいという意見の方が多かった。特に、いわゆる一般事務員といった項目を設けて欲しいという要望が多い。

この要望に対応しようとしたときに、問題になるのが、いわゆる一般事務員の仕事の職業名が、現行では総合事務員（小分類 257）という一般に馴染みがないものになっていること、また、総務事務員（小分類 251、細分類 251-01）の仕事の一部として、一般事務とほぼ同意で使用されている庶務が入っていることであった。

さらに、現行の総合事務員（小分類 257）には、細分類項目として、総合事務員（細分類 257-01）と事務補助員（細分類 257-02）の 2 つが位置づけられており、事務補助員についても求人が 5 万近くと多い。しかしながら、事務補助員については、作業部会において、「職業定義に沿った仕事だけがきちんと分類されているわけではなく、実態として総合事務員との切り分けが明確ではないのではないか」という指摘があった。このため、事務補助員の求人票の仕事の内容欄に含まれている語句等を調べた²⁰ところ、総合事務員（細分類）と明確な違いがなく、指摘のとおり状況であることが明らかになった。

これらを踏まえ、改定素案では、総務事務員のうち庶務の仕事のみを切り出し、総合事務員（細分類）と統合して、一般事務員（庶務を含む）とするという見直しを行っている。ここでは、求人・求職が特に多い項目であるということも踏まえ、小分類項目での日本標準職業分類との整合性よりも、ハローワークにおけるマッチングを優先した（中分類項目での日本標準職業分類との対応等は確保）。加えて、事務補助員は、その他の事務の職業に統合した²¹。

²⁰ 厚生労働省の都築中央職業指導官に、n-gram 単位で分割した文字列の集計結果から、仕事の内容欄における文字列の出現頻度を分析した資料をご提供いただくなど、多大なご協力をいただいた。

²¹ 日本標準職業分類では、事務補助員に該当する職業は、もともと総合事務員ではなく、その他の一般事務従事者に位置づけられていたので、この点、日本標準職業分類との整合性をとることもできたことになる。

また、現行の一般事務の職業（中分類 25）に、コールセンターオペレーター（細分類 256-02）やテレフォンアポインター（細分類 256-03）が位置づけられていることに対するハローワークからの意見も多く、今年度の小分類項目の見直しにおいても、来年度の大・中分類の組み替えにおいて、別の中分類項目とすることを想定して検討を行っている。

大分類 C 全体で見ると、集金人（小分類 291）や訪問調査員（小分類 292）が含まれる外勤事務の職業（中分類 29）についても、事務の職業に位置づけることがマッチングという観点からは適当ではないのではないかという意見があり、そういった点も来年度の大・中分類組み替え時の課題と考えている²²。

(3) 改定素案

大分類 C の見直し結果を総括すると図表 11 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 12、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 13 である。

図表 10 大分類 C「事務的職業」の構成（中・小分類項目）

一般事務の職業—総務事務員、人事事務員、企画・調査事務員、受付・案内事務員、秘書、電話応接事務員、総合事務員、医療・介護事務員、その他の一般事務の職業（通信販売受付事務員、診療情報管理係事務員など）

会計事務の職業—現金出納事務員、銀行等窓口事務員、経理事務員、その他の会計事務の職業（予算係事務員、用度係事務員、原価計算・見積事務員など）

生産関連事務の職業—生産現場事務員、出荷・受荷係事務員

営業・販売関連事務の職業—営業・販売事務員、その他の営業・販売関連事務の職業

外勤事務の職業—集金人、訪問調査員、その他の外勤事務の職業（検針員など）

運輸・郵便事務の職業—旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員

事務用機器操作の職業—パーソナルコンピュータ操作員、データ入力係員、コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）、その他の事務用機器操作の職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる小分類項目

²² なお、ハローワークから、事務的職業になじまないという意見があった一部の職業（クリーニング等受入係員やブライダルコーディネーター等）については、日本標準職業分類でも大分類 C に位置づけられていないことが判明したため、来年度、日本標準職業分類と対応する大分類にそれぞれ位置づける予定としている。

図表 11 大分類 C「事務的職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	281-02 319	ブライダルコーディネーターを新設。(大分類 E へ移動) ホームページ・システム関連事務員を新設。
小分類項目を統合	313、319	コンピュータ操作員(パーソナルコンピュータを除く)をその他の事務用機器操作の職業に統合。
小分類項目名の変更	262、281、292、 312	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうか、職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの視点から見直しを実施。
体系の見直し	251、257	総務事務員のうち庶務の仕事と総合事務員(細分類)を統合し、一般事務員(庶務を含む)に組み替え。事務補助員は、その他の事務の職業に統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	256-02、256-03 258-02 259-01 272-01	コールセンターオペレーターとテレホンアポインターを小分類項目に格上げ。 介護事務員を小分類項目に格上げ。 通信販売受付事務員(電話を除く)を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 クリーニング等受入係員を小分類項目に格上げ。(大分類 D に移動)
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	258-01	医療事務員を、医療事務員と調剤薬局事務員に分割。

図表12 大分類C「事務的職業」の小分類項目に係る改定素案

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
C 事務的職業	C 事務従事者	1,070,470	1,404,128		
25 一般事務の職業	25 一般事務従事者	732,348	1,204,205		
251 総務事務員		53,604	80,891	271 総務事務員	○ハローワークの意見 一般事務の希望が多いため、求職者がイメージするいわゆる一般事務員という項目を作って欲しい。 →総務事務員の仕事のうち、庶務は、現行の257総合事務員に統合し、一般事務員（庶務を含む）という項目名とする。
251-00	251 庶務事務員	20	38,126	[分類番号の対応] 271 : (251-01 (-一部))	
251-01 総務事務員		53,584	42,765	272 人事事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
252 人事事務員		18,410	9,906	[分類番号の対応] 272 : 252 (252-01、02)	
252-00	252 人事事務員	6	3,088		
252-01 人事係事務員		14,413	4,650		
252-02 教育・研修係事務員		3,991	2,168	273 企画・調査事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
253 企画・調査事務員		23,561	18,048	[分類番号の対応] 273 : 253 (253-01、-02、-03)	
253-00	253 企画事務員	11	3,943		
253-01 企画係事務員 (商品企画を除く)		15,997	9,848		
253-02 商品企画事務員		3,517	2,946		
253-03 調査事務員		4,036	1,311		
254 受付・案内事務員		64,033	33,930	281 受付・案内事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
254-00	254 受付・案内事務員	17	14,250	[分類番号の対応] 281 : 254 (254-01、-99)	
254-01 会社・団体受付係		38,359	15,846		
254-99 他に分類されない受付・案内事務員		25,657	3,834		
255 秘書		2,866	3,579	274 秘書	→そのまま小分類項目とする。
255-00	255 秘書	0	1,299	[分類番号の対応] 274 : 255 (255-01)	
255-01 秘書		2,866	2,280		
256 電話応接事務員		45,988	14,881	282 コールセンターオペレーター 283 テレフォンオペレーター 289 その他の受付・応対事務の職業	○求人状況等 コールセンターオペレーター、テレフォンオペインターの求人それぞれ比較的多い。また、コールセンターオペレーターと営業的な要素があるテレフォンオペインターの仕事では希望する求職者が違ってくると思われる。 ○ハローワークの意見 コールセンターの業務が大半。独立させて欲しい。 →コールセンターオペレーター、テレフォンオペインターの業務それぞれ小分類項目に格上げ。それ以外は、受付・応対事務の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の受付・応対事務の職業として小分類項目とした。
256-00	256 電話応接事務員	34	1,421	[分類番号の対応] 282 : (256-02) 283 : (256-03) 289 : (256-01、-99)	
256-01 電話交換手		3,112	1,664		
256-02 コールセンターオペレーター		26,833	8,691		
256-03 テレフォンオペインター		13,562	2,974		
256-99 他に分類されない電話応接事務員		2,447	131		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
257 総合事務員				275 一般事務員（庶務を含む） 279 その他の事務の職業 [分類番号の対応] 275：（251-01（一部）、257-01） 279：（257-97、259-02、-99）	○求人状況等 総合事務員の求人はとても多く、事務補助員の求人も多いが、仕事の内容を見ると、総合事務員と事務補助員の間にあまり差がなく、求人を明確に分けられていないと考えられる。 ○日本標準職業分類との関係 事務補助員の仕事に含まれる宛名書き等を行う筆耕事務員は、日本標準職業分類では、その他の一般事務従事者に位置づけられている。 ○ハローワークの意見 一般事務の希望が多いため、求職者がイメージするいわゆる一般事務員という項目を作って欲しい。 →総務事務員の仕事のうち、庶務を、現行の257-01総合事務員に統合し、一般事務員（庶務を含む）という項目名とする。 事務補助員の仕事は、日本標準職業分類と合わせ、その他の事務の職業に位置づける。
257-00	257 総合事務員	353,036	682,749		
		29	201,789		
257-01 総合事務員		306,165	468,588		
257-97 事務補助員		46,842	12,372		
258 医療・介護事務員		137,845	104,728	276 医療事務員 277 調剤薬局事務員 278 介護事務員	○求人状況等 医療事務員の求人はとても多い。介護事務員の求人は多くはないが、今後の需要が見込まれる。 ○ハローワークの意見 病院の医療事務と調剤薬局事務では仕事内容も異なり、区別して希望する求職者も多いため、分類を分けて欲しい。 →医療事務員を、医療事務員と調剤薬局事務員に分割してそれぞれ小分類項目に格上げ。残った介護事務員も小分類項目に格上げする。
258-00		1	14,110	[分類番号の対応] 276：（258-01（一部）） 277：（258-01（一部）） 278：（258-02）	
258-01 医療事務員		131,680	88,200		
258-02 介護事務員	259 その他の一般事務従事者	6,164	2,418		
259 その他の一般事務の職業		33,005	36,764	284 インターネット通信販売受付事務員 279 その他の事務の職業 [再掲]	○ハローワークの意見 インターネット通信販売の業務を行う求人が増えているため、対応する項目を作って欲しい。 →通信販売受付事務員（電話を除く）を名称を変更した上で小分類項目に格上げ。
259-00		42	23,108		
259-01 通信販売受付事務員（電話を除く）		5,979	978	[分類番号の対応] 284：（259-01） 279：（257-97、259-02、-99） [再掲]	
259-02 診療情報管理係事務員		1,662	512		
259-99 他に分類されない一般事務の職業		25,322	12,166		
26 会計事務の職業	26 会計事務従事者	89,341	72,683		
261 現金出納事務員		2,109	449	291 現金出納事務員 [分類番号の対応] 291：261（261-01）	→そのまま小分類項目とする。
261-00	261 現金出納事務員	2	191		
261-01 現金出納事務員		2,107	258		
262 銀行等窓口事務員		7,006	2,114	292 預・貯金窓口事務員 [分類番号の対応] 292：262（262-01）	→そのまま小分類項目とする。
262-00	262 預・貯金窓口事務員	1	864		
262-01 銀行等窓口事務員		7,005	1,250		
263 経理事務員		71,581	62,896	293 経理事務員 [分類番号の対応] 293：263（263-01）	→そのまま小分類項目とする。
263-00	263 経理事務員	12	18,665		
263-01 経理事務員		71,569	44,231		

現行（2011年改定）	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
269 その他の会計事務の職業				299 その他の会計事務の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
269-00		8,645	3,578	[分類番号の対応] 299 : 269 (269-01、-02、-03、-99)	
269-01 予算係事務員	269 その他の会計事務従事者	1	1,017		
269-02 用度係事務員		200	104		
269-03 原価計算・見積事務員		1,801	1,069		
269-99 他に分類されない会計事務の職業		4,970	649		
		1,673	739		
27 生産関連事務の職業	27 生産関連事務従事者	85,913	29,045		
271 生産現場事務員				301 生産現場事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
271-00	271 生産現場事務員	31,780	13,921	[分類番号の対応] 301 : 271 (271-01、-99)	
271-01 生産・工程管理事務員		23	2,135		
271-99 他に分類されない生産現場事務員		26,456	11,177		
		5,301	609		
272 出荷・受荷係事務員				302 出荷・受荷係事務員	○日本標準職業分類との関係 272-01クリーニング等受入係員は、日本標準職業分類では、大分類D中分類33販売類似職業従事者339その他の販売類似職業従事者に位置づけられている。 ○ハコワークの意見 クリーニング等受入係員は販売のイメージが強い。 →クリーニング等受入係員は小分類項目に格上げ。今後、大分類Dに移動。 その他の細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
272-00	272 出荷・受荷係事務員	54,133	14,161	37A クリーニング等受入係員	
272-01 クリーニング等受入係員		52	2,595	[分類番号の対応] 302 : (272-02、-03、-04) 37A : (272-01)	
272-02 検収・検品係員		13,221	771		
272-03 保管・管理係員		12,356	2,445		
272-04 出荷・発送係員		16,845	6,856		
		11,659	1,494		
28 営業・販売関連事務の職業	28 営業・販売事務従事者	110,801	77,346		
281 営業・販売事務員				311 営業・貿易・金融事務員	○日本標準職業分類との関係 281-02販売係事務員に索引で位置づけられているブライダルコーディネーターの仕事は、日本標準職業分類では、大分類E中分類42その他のサービス職業従事者、小分類429他に分類されないサービス職業従事者に位置づけられている。 ○ハコワークの意見 ブライダルコーディネーターは独立した項目として欲しい。 また、サービスのイメージが強い。 →ブライダルコーディネーターを新設。今後、大分類Eに移動。 その他の細分類項目は廃止し、販売係事務員に属する仕事はほとんどなくなることを踏まえて営業・貿易・金融事務員と名称を変更した上で、小分類項目とする。
281-00	281 営業・販売事務員	92,540	63,479	50A ブライダルコーディネーター	
281-01 仕入係事務員		68	10,693	[分類番号の対応] 311 : (281-01、281-02 (一部) 、281-03、-04、-05) 50A : (281-02 (一部))	
281-02 販売係事務員		3,127	572		
281-03 営業事務員		18,002	6,166		
281-04 貿易事務員		59,319	29,675		
281-05 金融・保険事務員		4,166	12,844		
		7,858	3,529		
289 その他の営業・販売関連事務の職業	289 その他の営業・販売事務従事者	18,261	8,071	319 その他の営業・販売関連事務の職業	→そのまま小分類項目とする。
289-00		0	2,495	[分類番号の対応] 319 : 289 (289-99)	
289-99 その他の営業・販売関連事務の職業		18,261	5,576		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
29 外勤事務の職業	29 外勤事務従事者	5,679	1,017		
291 集金人				321 集金人	→そのまま小分類項目とする。
291-00	291 集金人	1,739	195	[分類番号の対応] 321 : 291 (291-01)	
291-01 集金人		0	54		
292 訪問調査員		1,739	141	322 調査員	○名称等 訪問調査員となっているが、訪問以外の調査の仕事（交通量調査等）も含まれる。日本標準職業分類でも、調査員となっている。 →名称を変更した上で、小分類項目とする。
292-00	292 調査員	1,289	157	[分類番号の対応] 322 : 292 (292-01)	
292-01 訪問調査員		0	37		
299 その他の外勤事務の職業		1,289	120	329 その他の外勤事務の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
299-00	299 その他の外勤事務従事者	2,651	621	[分類番号の対応] 329 : 299 (299-01、-99)	
299-01 検針員		1	96		
299-99 他に分類されない外勤事務の職業		1,769	412		
30 運輸・郵便事務の職業	30 運輸・郵便事務従事者	881	113		
301 旅客・貨物係事務員		28,151	5,438	331 旅客・貨物係事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
301-00		6,022	1,551	[分類番号の対応] 331 : 301 (301-01、-02、-03)	
301-01 運輸出札・旅客係	301 旅客・貨物係事務員	4	238		
301-02 有料道路料金収受員		2,461	751		
301-03 貨物受付事務員		2,726	441		
302 運行管理事務員		831	121	332 運行管理事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
302-00		16,252	2,923	[分類番号の対応] 332 : 302 (302-01、-02～05)	
302-01 鉄道運行管理事務員		23	945		
302-02 貨物自動車運行管理事務員	302 運行管理事務員	106	55		
302-03 旅客自動車運行管理事務員		8,029	1,124		
302-04 船舶運航管理事務員		7,893	656		
302-05 航空運航管理事務員		131	87		
303 郵便事務員		70	56	333 郵便事務員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
303-00	303 郵便事務員	5,877	747	[分類番号の対応] 333 : 303 (303-01、-02)	
303-01 郵便窓口事務員		0	153		
303-02 郵便内務事務員		1,909	191		
		3,968	403		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
31 事務用機器操作の職業	31 事務用機器操作員	18,237	14,394		
311 パーソナルコンピュータ操作員		4,615	3,273		
311-00	パーソナルコンピュータ操作員	0	519	341 パーソナルコンピュータ操作員 〔分類番号の対応〕 341：311（311-01）	→そのまま小分類項目とする。
311-01 パーソナルコンピュータ操作員		4,615	2,754		
312 データ入力係員		12,233	9,818	342 データ入力事務員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
312-00	データ・エントリー装置操作員	2	3,249	〔分類番号の対応〕 342：312（312-01）	
312-01 データ入力係員		12,231	6,569		
313 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）		559	409	343 ホームページ・システム関連事務員	○ハローワークの意見等 ホームページ更新、キッティング、動作確認テスト等の定型的なIT関連の仕事について、どこに位置づければよいかわからない、というハローワークからの意見が多い。本来、319その他の事務用機器操作の職業に位置づけるべきと考えられるが、大分類Bのその他の情報処理・通信技術者に位置づけられていることが多く、一方で、専門的・技術的とはいえない仕事であるため違和感があるという意見が多かった。 ○求人状況等 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の313電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）を、319その他の事務用機器操作員に統合している。 →ホームページ・システム関連事務員を新設。それ以外の項目は統合する。
313-00	電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く）	0	96	349 その他の事務用機器操作の職業 〔分類番号の対応〕 343：（319-99（一部）） 349：（319-99（一部））	
313-01 コンピュータ操作員（パーソナルコンピュータを除く）		559	313		
319 その他の事務用機器操作の職業		830	416		
319-00	319 その他の事務用機器操作員	0	147		
319-99 その他の事務用機器操作の職業		830	269		

（注）

- 1 分類番号について
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。

② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。

③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。

④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

⑤ 〔分類番号の対応〕に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧の内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。

② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃し、小分類項目とする」としている。

③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）

④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表13 大分類C「事務的職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
C	事務的職業	C	事務的職業
25	一般事務の職業		
251	総務事務員	271	総務事務員
251-01	総務事務員		
252	人事事務員	272	人事事務員
252-01	人事係事務員		
252-02	教育・研修係事務員		
253	企画・調査事務員	273	企画・調査事務員
253-01	企画係事務員（商品企画を除く）		
253-02	商品企画事務員		
253-03	調査事務員		
254	受付・案内事務員	281	受付・案内事務員
254-01	会社・団体受付係		
254-99	他に分類されない受付・案内事務員		
255	秘書	274	秘書
255-01	秘書		
256	電話応接事務員	282	コールセンターオペレーター
256-01	電話交換手		
256-02	コールセンターオペレーター	283	テレフォンアポインター
256-03	テレフォンアポインター	289	その他の受付・対応事務の職業
256-99	他に分類されない電話応接事務員		
257	総合事務員	275	一般事務員（庶務を含む）
257-01	総合事務員		
257-97	事務補助員		
258	医療・介護事務員	276	医療事務員
258-01	医療事務員	277	調剤薬局事務員
258-02	介護事務員	278	介護事務員
259	その他の一般事務の職業	284	インターネット通信販売受付事務員
259-01	通信販売受付事務員（電話を除く）		
259-02	診療情報管理係事務員	279	その他の事務の職業
259-99	他に分類されない一般事務の職業		
26	会計事務の職業		
261	現金出納事務員	291	現金出納事務員
261-01	現金出納事務員		
262	銀行等窓口事務員	292	預・貯金窓口事務員
262-01	銀行等窓口事務員		
263	経理事務員	293	経理事務員
263-01	経理事務員		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
269	その他の会計事務の職業	299	その他の会計事務の職業
269-01	予算係事務員		
269-02	用度係事務員		
269-03	原価計算・見積事務員		
269-99	他に分類されない会計事務の職業		
27	生産関連事務の職業		
271	生産現場事務員	301	生産現場事務員
271-01	生産・工程管理事務員		
271-99	他に分類されない生産現場事務員		
272	出荷・受荷係事務員	302	出荷・受荷係事務員
272-01	クリーニング等受入係員		
272-02	検収・検品係員		
272-03	保管・管理係員		
272-04	出荷・発送係員	37A	クリーニング等受入係員
28	営業・販売関連事務の職業		
281	営業・販売事務員	311	営業・貿易・金融事務員
281-01	仕入係事務員		
281-02	販売係事務員	50A	ブライダルコーディネーター
281-03	営業事務員		
281-04	貿易事務員		
281-05	金融・保険事務員		
289	その他の営業・販売関連事務の職業	319	その他の営業・販売関連事務の職業
289-99	その他の営業・販売関連事務の職業		
29	外勤事務の職業		
291	集金人	321	集金人
291-01	集金人		
292	訪問調査員	322	調査員
292-01	訪問調査員		
299	その他の外勤事務の職業	329	その他の外勤事務の職業
299-01	検針員		
299-99	他に分類されない外勤事務の職業		
30	運輸・郵便事務の職業		
301	旅客・貨物係事務員	331	旅客・貨物係事務員
301-01	運輸出改札・旅客係		
301-02	有料道路料金収受員		
301-03	貨物受付事務員		
302	運行管理事務員	332	運行管理事務員
302-01	鉄道運行管理事務員		
302-02	貨物自動車運行管理事務員		
302-03	旅客自動車運行管理事務員		
302-04	船舶運航管理事務員		
302-05	航空運航管理事務員		
303	郵便事務員	333	郵便事務員
303-01	郵便窓口事務員		
303-02	郵便内務事務員		

大分類D
に移動大分類E
に移動

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
31	事務用機器操作の職業		
311	パーソナルコンピュータ操作員	341	パーソナルコンピュータ操作員
311-01	パーソナルコンピュータ操作員		
312	データ入力係員	342	データ入力事務員
312-01	データ入力係員		
313	コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)	343	ホームページ・システム関連事務員
313-01	コンピュータ操作員 (パーソナルコンピュータを除く)		
319	その他の事務用機器操作の職業	349	その他の事務用機器操作の職業
319-99	その他の事務用機器操作の職業		



小分類項目が改定素案の項目に対応

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

細分類項目が改定素案の項目に対応

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

5. 大分類 D 販売の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 D 販売の職業には、商品販売、販売類似、営業の 3 つの中分類項目が設定されている（図表 14）。商品販売の職業は、モノ（有体的商品）の売買の仕事であるのに対し、販売類似の職業にはモノ以外の売買や仲立ちの仕事が位置づけられている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 D については、販売と営業のそれぞれについて分類基準の問題が議論された。

まず、販売の職業（中分類 32）は、現行の小売店販売員（小分類 323）の下に 10 の細分類項目が設定されており、全体的に求人・求職が多く、また、雑多項目の求人もとても多くなっている。このため、日本標準職業分類では 1 つの小分類項目（販売店員）にまとめられているものの、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類では統合は非現実的で、逆に細分化が課題であった。

こうした中で、作業部会では、現行の小売店販売員の下に位置づけられている細分類項目について、店舗の種類（百貨店・スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）や販売商品（衣服・身の回り品、飲食料品、自動車等）といった分類基準が混在しているのではないかという指摘があった。しかしながら、必要な知識・専門性という観点から整理すれば、特定の商品を取り扱う販売店員は、「当該商品についての専門的な知識が必要とされる仕事」である。それに対し、場所が分類基準となっているように見えるスーパーマーケットやコンビニエンスストアの販売店員等については「特定の商品についての専門的な知識は要求されないが、取り扱っている各種商品の種類や売り場・陳列等の知識が必要な販売の仕事」であり、各種商品を総合的に売る小売店販売店員という考え方で整理²³すれば、現行の分類で概ね問題ないという結論となった。さらに、この考え方にに基づき、ホームセンター、ディスカунストア等を想定した総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く）を新設する等、細分化を行っている。

一方、営業の職業（中分類 34）については、ハローワークからは、ルート営業や新規営業、法人営業等、営業の手法別に分類して欲しいという要望が多かった。しかしながら、対象商品を分類基準としている日本標準職業分類と対応した統計作成のためには、対象商品という分類基準を引き続き採用する必要がある、営業手法という基準の採用は困難であるという結論となった。昨年度のハローワーク調査においては、求人検索にお

²³ ただし、わかりやすさという観点から、名称は変更せず、百貨店・スーパーマーケット販売店員、コンビニエンスストア店員のままとしている。

いてよく使われるフリーワードの上位にルート営業があがっていた²⁴が、営業手法については、引き続き、フリーワードで対応していくことが現実的であると考えている。

(3) 改定素案

大分類Dの見直し結果を総括すると図表15のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表16、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表17である。

図表14 大分類D「販売の職業」の構成(中・小分類)

商品販売の職業—小売店主・店長、卸売店主・店長、小売店販売員、卸売・商品実演販売員、商品訪問・移動販売員、再生資源回収・卸売人、商品仕入営業員

販売類似の職業—不動産仲介・売買人、保険代理人、保険仲立人、有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員、その他の販売類似の職業（商品仲立人、宝くじ等販売人、競売人など）

営業の職業—飲食料品販売営業員、化学品販売営業員（医薬品を除く）、医薬品営業員、機械器具販売営業員、通信・情報システム営業員、金融・保険営業員、不動産営業員、その他の営業の職業（旅行営業員、広告営業員、製造受注営業員、会員勧誘員、新聞拡張員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

²⁴ 労働政策研究・研修機構（2018）「職業分類改訂委員会報告」JILPT 資料シリーズ No.200 図表 2-3-9 参照

図表 15 大分類 D「販売の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	323-99	総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く）、携帯電話販売店員を新設。
小分類項目を統合	333、334、339	有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員をその他の販売類似の職業に統合。
小分類項目名の変更	321、322	職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの視点から見直しを実施。
小分類項目の廃止	324-01	卸売販売員を廃止。
体系の見直し	323-04 323-06	衣服・身の回り品販売店員から身の回り品販売を除き、衣料品販売店員とした。 自動車販売店員から新車販売を除き、自動車用品販売店員を加え、中古自動車販売店員、自動車用品販売店員とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	323-01、323-02、 323-03、323-05、 323-07、323-09 324-02 344-03 349-02	レジ係、百貨店・スーパーマーケット販売店員、コンビニエンスストア店員、飲食料品販売店員、電気機器販売店員、ガソリンスタンド販売員を小分類項目に格上げ。 商品実演販売員を小分類項目に格上げ。 自動車販売営業員を小分類項目に格上げ。 広告営業員を小分類項目として格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	323-08 349-03	医薬品・化粧品販売店員を分割して小分類項目に格上げ。 製造受注営業員を分割して小分類項目へ格上げ。

図表16 大分類D「販売の職業」の小分類項目に係る改定案

現行（2011年改定）	(参考)日本標準職業分類	新規求人	改定案	主な改定理由
D 販売の職業	D 販売従事者	1,206,950		
32 商品販売の職業	32 商品販売従事者	805,116		
321 小売店主・店長		11,298	351 小売店店長	○名称 ハローワークに小売店主の求人は出ない。 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
321-00		49	[分類番号の対応] 351：321（321-01、-02、-99）	
321-01 コンビニエンスストア店長		864		
321-02 ガソリンスタンド支配人		217		
321-99 他に分類されない小売店主・店長	321 小売店主・店長	201		
322 卸売店主・店長		7,984	352 卸売店店長	○名称 ハローワークに卸売店主の求人は出ない。 →名称を変更した上で小分類項目とする。
322-00		164	[分類番号の対応] 352：322（322-01）	
322-01 卸売店主・店長	322 卸売店主・店長	0		
323 小売店販売員		164		○求人状況 323小売店販売員に位置づけられている細分類項目は全体的に求人が多い傾向があり、また323-99他に分類されない小売店販売員の求人がとても多くなっているため、細分化が必要。
323-00		767,482	353 レジ係 354 百貨店・スーパーマーケット販売店員 355 コンビニエンスストア店員 356 総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く） 357 衣料品販売店員 358 飲食料品販売店員 359 中古自動車販売店員、自動車用品販売店員	323-04衣服・身の回り品販売店員の身の回り品には、かばん、靴、アクセサリー、寝具等は含まれるが、ジュエリー、時計、眼鏡は含まれない等、境界が曖昧である。 324-01卸売販売員をそれぞれの対象商品ごとに販売店員に位置づけると整理。日本標準職業分類では、卸売販売店員も323販売店員に含めている。
323-01 レジ係		2,679		
323-02 百貨店・スーパーマーケット販売店員		79,335		
323-03 コンビニエンスストア店員		116,116		
323-04 衣服・身の回り品販売店員		50,212		
323-05 飲食料品販売店員		147,521		
323-06 自動車販売店員		94,123		
323-07 電気機器販売店員		10,201		
323-08 医薬品・化粧品販売店員		9,636		
323-09 ガソリンスタンド販売員		47,660		
323-99 他に分類されない小売店販売員	323 販売店員	39,310		
324 卸売・商品実演販売員		170,689		
324-00		10,682		
324-01 卸売販売員		64		
324-02 商品実演販売員		2,992		
		7,626		

現行（2011年改定）	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
325 商品訪問・移動販売員				368 商品訪問・移動販売員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
325-00		8,334	911	[分類番号の対応]	
325-01 商品訪問販売員	324 商品訪問・移動販売従事者	18	312	368 : 325 (325-01、-02、-03)	
325-02 移動販売員		5,679	515		
325-03 露店販売員		2,336	72		
		301	12		
326 再生資源回収・卸売人				371 再生資源回収・卸売人	→そのまま小分類項目とする。
326-00	325 再生資源回収・卸売従事者	1,045	195	[分類番号の対応]	
326-01 再生資源回収・卸売人		0	37	371 : 326 (326-01)	
		1,045	158		
327 商品仕入営業員				372 商品仕入営業員	→そのまま小分類項目とする。
327-00	327 商品仕入外交員	6,111	9,631	[分類番号の対応]	
327-01 商品仕入営業員		31	5,000	372 : 327 (327-01)	
		6,080	4,631		
33 販売類似の職業	33 販売類似職業従事者	25,248	6,193		
331 不動産仲介・売買人				373 不動産仲介・売買人	→そのまま小分類項目とする。
331-00	331 不動産仲介・売買人	20,280	3,621	[分類番号の対応]	
		0	1,213	373 : 331 (331-01)	
331-01 不動産仲介・売買人		20,280	2,408		
332 保険代理人、保険仲立人				374 保険代理人、保険仲立人	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
332-00	332 保険代理・仲立人 (ブローカー)	532	161	[分類番号の対応]	
332-01 保険代理人		0	47	374 : 332 (332-01、-02)	
332-02 保険仲立人		326	95		
		206	19		
333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人				379 その他の販売関連・類似の職業	○求人状況 有価証券売買・仲立人、金融仲立人、質屋店主・店員ともに求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の333有価証券売買・仲立人、金融仲立人、334質屋店主・店員を339その他の販売類似職業従事者に統合している。 →統合する。
333-00	333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人	66	161	[分類番号の対応]	
333-01 有価証券売買・仲立人		0	28	379 : 333 (333-01、-02)、334 (334-01)、339 (339-01、-02、-03、-99)	
333-02 金融仲立人		54	77		
		12	56		
334 質屋店主・店員					
334-00	334 質屋店主・店員	730	41		
334-01 質屋店主・店員		0	11		
		730	30		
339 その他の販売類似の職業					
339-00	339 その他の販売類似職業従事者	3,640	1,605		
		0	625		
339-01 商品仲立人		281	112		
339-02 宝くじ等販売人		1,166	128		
339-03 競売人		134	16		
339-99 他に分類されない販売類似の職業		2,059	724		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
34 営業の職業	34 営業職業従事者	376,586	157,582		
341 飲食料品販売営業員		19,535	5,562	381 飲食料品販売営業員	→そのまま小分類項目とする。
341-00	341 食料品営業職業従事者	13	2,414	[分類番号の対応] 381 : 341 (341-01)	
341-01 飲食料品販売営業員		19,522	3,148		
342 化学品販売営業員（医薬品を除く）		3,902	688	382 化学品販売営業員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
342-00	342 化学品営業職業従事者	1	252	[分類番号の対応] 382 : 342 (342-01)	
342-01 化学品販売営業員（医薬品を除く）		3,901	436		
343 医薬品営業員		5,041	2,402	383 医薬品営業員	→そのまま小分類項目とする。
343-00	343 医薬品営業職業従事者	4	922	[分類番号の対応] 383 : 343 (343-01)	
343-01 医薬品営業員		5,037	1,480		
344 機械器具販売営業員		61,145	9,040	384 機械器具販売営業員 385 自動車販売営業員	○求人 ○どの細分類項目も比較的求人が多い。 ○職業の位置づけ 323-06自動車販売店員のうち新車の販売は自動車販売営業員に位置づけると整理。日本標準職業分類でも自動車セールズ員は344機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）に位置づけられている →自動車販売営業員を小分類項目に格上げ。その他の細分類項目は統合して機械器具販売営業員とする。
344-00	344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く）	67	3,067	[分類番号の対応] 384 : (344-01、-02、-99) 385 : (323-06（一部）、344-03)	
344-01 一般機械器具販売営業員		24,566	2,047		
344-02 電気機械器具販売営業員		12,122	1,122		
344-03 自動車販売営業員		13,865	1,882		
344-99 他に分類されない機械器具販売営業員		10,525	922		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
345 通信・情報システム営業員		13,154	2,019	386 通信・情報システム営業員	
345-00	345 通信・情報システム営業職業従事者	10	814	[分類番号の対応] 386 : 345 (345-01、-02)	
345-01 通信営業員		5,775	356		
345-02 情報システム営業員		7,369	849		
346 金融・保険営業員		26,517	4,376	387 金融・保険営業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
346-00	346 金融・保険営業職業従事者	13	1,511	[分類番号の対応] 387 : 346 (346-01、-02、-03)	
346-01 銀行等渉外係		1,454	327		
346-02 証券営業員		1,011	286		
346-03 保険営業員		24,039	2,252		
347 不動産営業員		68,659	14,980	388 不動産営業員	→そのまま小分類項目とする。
347-00	347 不動産営業職業従事者	3	5,222	[分類番号の対応] 388 : 347 (347-01)	
347-01 不動産営業員		68,656	9,758		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
349 その他の営業の職業	349 その他の営業職業従事者			391 広告営業員	○求人状況等 他の細分類項目の中では、製造受注営業員の求人が比較的多い。製造受注営業員の項目に含まれているのは、印刷の受注営業員と建設の受注営業員であるが、それぞれの求人数はだいたい同じ水準であると思われる、分割しても一定の求人数は見込める。広告営業員の求人は、多くはないが、分類間（中分類）でのバランスを考慮すると、より少ない項目が複数ある。また、349-99他に分類されない営業の職業の求人が多くなり過ぎている。 ○名称等 製造受注営業員の項目に含まれているのは、印刷の受注営業員と建設の受注営業員であり、機械器具の受注営業員は機械器具販売営業員に含まれるが、項目名からだけではそれがわかりにくい。また、営業の職業は、対象商品を分類基準としているが、製造受注営業員のみ、営業の手法が項目名になっている。→広告営業員を小分類項目に格上げ。また、製造受注営業員を、建設工事営業員と印刷営業員に分割した上で小分類項目に格上げする。その他の項目は、その他の営業の職業として小分類項目とする。
349-00		178,633	49,190	392 建設工事営業員	
		1,888	31,186	393 印刷営業員	
349-01 旅行営業員				399 その他の営業の職業	
349-02 広告営業員				〔分類番号の対応〕	
		2,622	1,859	391：（349-02）	
				392：（349-03（一部））	
		7,878	1,248	393：（349-03（一部））	
349-03 製造受注営業員		18,421	1,033	399：（349-01、349-04、349-05、349-99）	
349-04 会員勧誘員		3,926	102		
349-05 新聞拡張員		1,210	85		
349-99 他に分類されない営業の職業		142,688	13,677		

（注）

- 1 分類番号について
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。

② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。

③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前段に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。

④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

⑤ 〔分類番号の対応〕に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表17 大分類D「販売の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
D	販売の職業	D	販売の職業
32	商品販売の職業		
321	小売店主・店長	351	小売店店長
321-01	コンビニエンスストア店長		
321-02	ガソリンスタンド支配人		
321-99	他に分類されない小売店主・店長		
322	卸売店主・店長	352	卸売店店長
322-01	卸売店主・店長		
323	小売店販売員	353	レジ係
323-01	レジ係	354	百貨店・スーパーマーケット販売店員
323-02	百貨店・スーパーマーケット販売店員	355	コンビニエンスストア店員
323-03	コンビニエンスストア店員	356	総合小売店販売店員（百貨店・スーパーマーケット・コンビニエンスストアを除く）
	369その他の商品販売の職業	357	衣料品販売店員
323-04	衣服・身の回り品販売店員	358	飲食料品販売店員
323-05	飲食料品販売店員	361	中古自動車販売店員、自動車用品販売店員
323-06	自動車販売店員	362	電気機器販売店員
323-07	電気機器販売店員	363	医薬品販売店員
323-08	医薬品・化粧品販売店員	364	化粧品販売店員
323-09	ガソリンスタンド販売員	365	ガソリンスタンド販売員
323-99	他に分類されない小売店販売員	366	携帯電話販売店員
324	卸売・商品実演販売員	367	商品実演販売員
324-01	卸売販売員	368	商品訪問・移動販売員
324-02	商品実演販売員	371	再生資源回収・卸売人
325	商品訪問・移動販売員	372	商品仕入営業員
325-01	商品訪問販売員	369	その他の商品販売の職業
325-02	移動販売員		
325-03	露店販売員		
326	再生資源回収・卸売人		
326-01	再生資源回収・卸売人		
327	商品仕入営業員		
327-01	商品仕入営業員		

385 自動車販売営業員

販売商品別の項目へ

身の回り品販売店員

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
33	販売類似の職業		
331	不動産仲介・売買人	373	不動産仲介・売買人
331-01	不動産仲介・売買人		
332	保険代理人、保険仲立人	374	保険代理人、保険仲立人
332-01	保険代理人		
332-02	保険仲立人		
333	有価証券売買・仲立人、金融仲立人	379	その他の販売関連・類似の職業
333-01	有価証券売買・仲立人		
333-02	金融仲立人		
334	質屋店主・店員		
334-00			
334-01	質屋店主・店員		
339	その他の販売類似の職業		
339-00			
339-01	商品仲立人		
339-02	宝くじ等販売人		
339-03	競売人		
339-99	他に分類されない販売類似の職業		
34	営業の職業		
341	飲食料品販売営業員	381	飲食料品販売営業員
341-01	飲食料品販売営業員		
342	化学品販売営業員（医薬品を除く）	382	化学品販売営業員
342-01	化学品販売営業員（医薬品を除く）		
343	医薬品営業員	383	医薬品営業員
343-01	医薬品営業員		
344	機械器具販売営業員	384	機械器具販売営業員
344-01	一般機械器具販売営業員	新車の販売	385 自動車販売営業員
344-02	電気機械器具販売営業員		
344-03	自動車販売営業員		
344-99	他に分類されない機械器具販売営業員		
345	通信・情報システム営業員	386	通信・情報システム営業員
345-01	通信営業員		
345-02	情報システム営業員		
346	金融・保険営業員	387	金融・保険営業員
346-01	銀行等渉外係		
346-02	証券営業員		
346-03	保険営業員		
347	不動産営業員	388	不動産営業員
347-01	不動産営業員		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
349	その他の営業の職業	391	広告営業員
349-01	旅行営業員	392	建設工事営業員
349-02	広告営業員	393	印刷営業員
349-03	製造受注営業員		
349-04	会員勧誘員		
349-05	新聞拡張員		
349-99	他に分類されない営業の職業	399	その他の営業の職業

太実線  小分類項目が改定素案の項目に対応
 太点線  小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 実線  細分類項目が改定素案の項目に対応
 点線  細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 （見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。）

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

6. 大分類 E サービスの職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 E サービスの職業には、家庭生活支援サービス、介護サービス、保健医療サービス、生活衛生サービス、飲食物調理、接客・給仕、居住施設・ビル等の管理、その他のサービスの 8 つの中分類項目が設定されている（図表 18）。日本標準職業分類の大分類 E の体系の特徴的な点は、大分類 E の中分類項目のうち小分類に雑多項目が設けられているのは中分類 35 と 37 だけであり、それ以外の中分類 36、38、39、40、41 には小分類に雑多項目が設定されていないため、これらの中分類に設定された小分類項目に該当しない職業は全て中分類 42 のその他のサービスの職業に位置づけられていることである²⁵。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 E で注意しなければならないのは、大分類 E にサービスの職業として位置づけられるのは、当該サービスを提供する相手が特定される場合に限られるということである。不特定多数のために行われる場合、それぞれに対応する別の項目に位置づけられる。例えば、来店した客が注文した料理を作る仕事の場合、大分類 E の調理人（小分類 391）に位置づけられるが、誰が購入するかがわからないスーパーの惣菜を作る仕事は大分類 H 生産工程の職業の弁当・惣菜類製造工（小分類 554）に位置づけられている。また、個人家庭における家政婦（夫）、家事手伝い（小分類 351）や宿泊客が使用したベッドのベッドメイクの仕事を行う旅館・ホテル客室係（細分類 404-03）は大分類 E サービスの職業に位置づけられるが、不特定多数が使用するビル等を清掃するビル・建物清掃員（小分類 761）は大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業に位置づけられている。

しかしながら、一般的には、両者が厳密に分けて考えられていないことが多い中、ハローワークでも分類に困難を感じていると思われる意見が多かった。日本標準職業分類と対応した統計を作成する必要上、小分類項目の見直しでの対応には限界があったが、職業分類表の職業解説、職業名索引等で、わかりやすく示していく必要があると考えられる。

本年度の主な見直しは、まずは施設介護員（小分類 361）をハローワークの意見を踏まえ、働く場所で、①老人入所施設介護員、②老人デイサービスセンター介護員、③障害者福祉施設介護員、④施設介護員（老人入所施設・老人デイサービスセンター・障害者福祉施設を除く）に分割して小分類項目とした点で、これは、大分類 B 専門的・技術的職業の看護師と同様の考え方によるものである。

次に、飲食物調理の職業（中分類 39）については、現行の調理人（小分類 391）の下に

²⁵ 今回の見直しで厚生労働省編職業分類も独自の雑多項目を廃止し、同様の体系となっている。

は 8 の細分類項目が設定されているが、全体的に求人・求職が多く、また、雑多項目の求人もとても多くなっている。このため、日本標準職業分類では 1 つの小分類項目（調理人）にまとめられているものの、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類では統合は非現実的で、逆に細分化が課題であった。こうした中、雑多項目である他に分類されない調理人（細分類 391-99）に位置づけられている求人について、事業内容等を調べた²⁶ところ、牛井や居酒屋などのチェーン店での調理の仕事が多く含まれていると考えられた。このため、定型化（マニュアル化）され、調理人としての熟練したスキルを持っていなくても携わることができる調理の仕事を位置づける分類を新たに設けることを検討し、キッチン従事人（ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等）を新設した。しかしながら、分類基準、名称、職業の範囲等について最後まで議論があり、委員全員の合意が得られたものとはいえない。来年度のハローワークのヒアリング等も踏まえ、調整があり得ると考えている。

最後に、他に分類されないサービスの職業（小分類 429）である。当該小分類項目は、求人・求職が多いこともあり、巫女や職業紹介人等、多くの職業が位置づけられているため、細分化が必要と考えられた。このため、実際に求人として出てきている職種名を確認したところ、求人のかなりの部分を保育補助者が占めており、それ以外の職業は小分類項目として新設するほどの求人数はないと考えられた。また、ハローワークからの新設の意見も保育補助者に係るものが圧倒的に多かった。従って、保育補助者のみを新設としている。

（3）改定素案

大分類 E の見直し結果を総括すると図表 19 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 20、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 21 である。

²⁶ 厚生労働省の都築中央職業指導官に、n-gram 単位で分割した文字列の集計から、仕事の内容欄における文字列の出現頻度を分析した資料をご提供いただくなど、多大なご協力をいただいた。

図表 18 大分類 E「サービスの職業」の構成(中・小分類)

- 家庭生活支援サービスの職業－家政婦（夫）、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービスの職業
- 介護サービスの職業－施設介護員、訪問介護職
- 保健医療サービスの職業－看護助手、歯科助手、その他の保健医療サービスの職業（動物病院助手など）
- 生活衛生サービスの職業－理容師、美容師、美容サービス職、浴場従事人、クリーニング職、その他の生活衛生サービスの職業（洗髪職、理容師・美容師補助者）
- 飲食物調理の職業－調理人、バーテンダー
- 接客・給仕の職業－飲食店主・店長、旅館・ホテル支配人、飲食物給仕係、旅館・ホテル・乗物接客員、接客社交係、芸者、ダンサー、娯楽場等接客員、その他の接客・給仕の職業
- 居住施設・ビル等の管理の職業－マンション・アパート・下宿管理人、寄宿舍・寮管理人、ビル管理人、駐車場・駐輪場管理人、その他の居住施設・ビル等の管理の職業（別荘管理人など）
- その他のサービスの職業－添乗員、観光案内人、物品一時預り人、物品賃貸人、広告宣伝人、葬儀師、火葬係、トリマー、他に分類されないサービスの職業（ポーター、学童保育指導員、カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 19 大分類 E「サービスの職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を新設	362-01 391-99 429-99	サービス提供責任者を新設。(大分類 B に移動) 各国料理調理人(日本・西洋・中華料理を除く)、キッチン従事人(ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等)を新設。 保育補助者を新設。
小分類項目を分割	361	施設介護員を分割。
小分類項目と細分類項目を統合	385、389-01	クリーニング職と洗張職を統合。
小分類項目名の変更	401 403 406 411 423	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうか、職業の範囲を適切に表している名称かどうかとの視点から見直しを行った。
小分類項目の廃止	409 419	その他の接客・給仕の職業を廃止。 その他の居住施設・ビル等の管理の職業を廃止。
体系の見直し	404-02、404-03	接客をせず、客室の清掃・整備等のみを行う職業を旅館ホテル客室清掃整備係とし、それ以外を旅館・ホテル接客係として小分類項目とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ(一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む)	362-02 383-02、383-03 389-97 391-01、391-02 391-03、391-04	訪問入浴介助員を小分類項目に格上げ。 エステティシャン、ネイリストを小分類項目に格上げ。 理容師・美容師補助者を小分類項目に格上げ。 日本料理調理人を、寿司職人を統合した上で小分類項目に格上げ。 西洋料理調理人、中華料理調理人を小分類項目に格上げ。

	391-97、391-98	調理補助者と調理人見習を統合して、小分類項目に格上げ。
	404-04	乗物客室係を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。
	429-02	学童保育指導員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	391-05	給食調理人を分割して、小分類項目へ格上げ。

図表20 大分類「サービスの職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
E サービスの職業	E サービス職業従事者	2,540,566	574,304		
35 家庭生活支援サービスの職業	35 家庭生活支援サービス職業従事者	13,161	1,919		
351 家政婦(夫)、家事手伝い	351 家政婦(夫)、家事手伝い	7,776	1,118	401 家政婦(夫)、家事手伝い [分類番号の対応] 401: 351 (351-01)	→そのまま小分類項目とする。
351-00		0	242		
351-01 家政婦(夫)、家事手伝い		7,776	876		
359 その他の家庭生活支援サービスの職業	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	5,385	595	402 その他の家庭生活支援サービスの職業 [分類番号の対応] 402: 359 (359-01、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
359-00		0	174		
359-01 ベビーシッター		3,604	215		
359-99 他に分類されない家庭生活支援サービスの職業		1,781	206		
36 介護サービスの職業	36 介護サービス職業従事者	900,151	183,317		
361 施設介護員	361 介護職員(医療・福祉施設等)	716,712	149,875	411 老人入所施設介護員 412 老人デイサービスセンター介護員 413 障害者福祉施設介護員 414 施設介護員(老人入所施設・老人デイサービスセンター・障害者福祉施設を除く) [分類番号の対応] 411: (361-01 (一部)) 412: (361-01 (一部)) 413: (361-01 (一部)) 414: (361-01 (一部))	○求人状況 施設介護員の求人がとて多い。 ○ハローワークの意見 施設介護員を施設等によって細分化して欲しい。 →施設介護員を4項目に分割して、それぞれ小分類項目とする。
361-00		101	50,540		
361-01 施設介護員		716,611	99,335		
362 訪問介護職	362 訪問介護従事者	183,439	11,499	415 訪問介護員 188 サービス提供責任者 416 訪問入浴介助員 [分類番号の対応] 415: (362-01 (一部)) 188: (362-01 (一部)) 416: (362-02)	○求人状況 訪問介護員の求人がとて多く、訪問入浴介助員の求人も比較的多い。 ○職業の位置づけ 362-01訪問介護員に索引で位置づけられているサービス提供責任者の仕事は、介護支援専門員(ケアマネジャー)と同様、大分類B中分類16社会福祉の専門的職業、小分類169その他の社会福祉の専門的職業に位置づけるのが適当。 ○ハローワークの意見 サービス提供責任者の項目を設けて欲しい。 →サービス提供責任者を新設。今後、大分類Bに移動。 訪問介護員、訪問入浴介助員はそれぞれ小分類項目に格上げ。
362-00		88	2,850		
362-01 訪問介護員		170,866	8,446		
362-02 訪問入浴介助員		12,485	203		
37 保健医療サービスの職業	37 保健医療サービス職業従事者	124,746	37,964		
371 看護助手	371 看護助手	68,810	19,078	421 看護助手 [分類番号の対応] 421: 371 (371-01)	→そのまま小分類項目とする。
371-00		11	5,238		
371-01 看護助手		68,799	13,840		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
372 歯科助手				422 歯科助手	→そのまま小分類項目とする。
372-00	372 歯科助手	40,666	12,982	[分類番号の対応] 422 : 372 (372-01)	
372-01 歯科助手		5	3,679		
379 その他の保健医療サービスの職業				429 その他の保健医療サービスの職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
379-00	379 その他の保健医療サービスの職業	40,661	9,303	[分類番号の対応] 429 : 379 (379-01、379-99)	
379-01 動物病院助手	379 業従事者	15,270	5,632		
379-99 他に分類されない保健医療サービスの職業		6	640		
38 生活衛生サービスの職業	38 生活衛生サービス職業従事者	2,958	1,768		
381 理容師		12,306	3,224		
381-00	381 理容師	184,578	29,125	431 理容師	→そのまま小分類項目とする。
381-01 理容師		22,003	1,291	[分類番号の対応] 431 : 381 (381-01)	
382 美容師		0	435		
382-00	382 美容師	22,003	856	432 美容師	→そのまま小分類項目とする。
382-01 美容師		86,748	10,977	[分類番号の対応] 432 : 382 (382-01)	
383 美容サービス職					
383-00	383 美容サービス職	86,735	7,592	434 エステティシャン	○求人状況 エステティシャンの求人が比較的多い。また、ネイリストの求人は多くはないが、求職者がエステティシャンとあまり変わらない程度に多くなっている。 その他の項目は、理容・美容・美容関連サービスの職業を中分類でまとめることを前提として、その他の理容・美容・美容関連サービスの職業として統合する。
383-01 着付師	383 美容サービス職 (美容師を除く)	39,107	13,402	435 ネイリスト	
383-02 エステティシャン		2	1,616	439 その他の理容・美容・美容関連サービスの職業	
383-03 ネイリスト		1,872	579	[分類番号の対応] 434 : (383-02)	
383-99 他に分類されない美容サービス職		22,634	5,543	435 : (383-03)	
384 浴場従事人		9,186	4,801	439 : (383-01、-99)	
384-00	384 浴場従事者	5,413	863	441 浴場従事人	→そのまま小分類項目とする。
384-01 浴場従事人		5,394	323	[分類番号の対応] 441 : 384 (384-01)	
385 クリーニング職					
385-00	385 クリーニング職	0	66	442 クリーニング職、洗張職	○求人状況 洗張職の求人は千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の385クリーニング職、386洗張職を統合し、クリーニング職、洗張職としている。 →統合する。
385-01 クリーニング工		5,394	257	[分類番号の対応] 442 : 385 (385-01、-02) 、 (389-01)	
385-02 クリーニング仕上工		18,105	1,824		
389 その他の生活衛生サービスの職業		19	509		
389-00	389 その他の生活衛生サービスの職業	11,501	992		
389-01 洗張職	386 洗張職	6,585	323		
389-97 理容師・美容師補助者	383 美容サービス職 (美容師を除く) (一部)	13,221	1,067	443 理容師・美容師補助者	○求人状況 理容師・美容師補助者の求人は比較的多い。 →小分類項目に格上げする。
		3	153	[分類番号の対応] 443 : (389-97)	
		48	5		
		13,170	909		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
39 飲食物調理の職業	39 飲食物調理従事者	625,445	148,825		
391 調理人				451 日本料理調理人 452 西洋料理調理人 453 中華料理調理人 454 各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 455 キッチン従事者（ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等）	○求人の状況等 391調理人に位置づけられている細分類項目は全体的に求人が多い傾向があり、また、391-99他に分類されない調理人の求人がとても多くなっているため、細分化が必要。ただし、調理補助者の求人とはとても多く、調理人見習の求人も比較的多いが、仕事の内容を見ると、調理補助者と調理人見習の間にあまり差がなく、求人を明確に分けられないと考えられる。 ○ハローワークの意見 学校以外での給食調理の仕事が増加している中で別項目にして欲しい。夏休み等の長期休暇がとれる関係で学校給食のみを希望する求職者がいるので、学校給食調理だけの項目を設けて欲しい。
391-01 日本料理調理人		51,548	7,093	456 学校給食調理員 457 給食調理員（学校を除く） 458 調理補助者、調理人見習 459 その他の飲食物調理の職業	居酒屋調理等の項目を設けて欲しい。 なお、スーパードでの調理の項目を設けて欲しいという意見も多かったが、スーパードでの調理は、大分類に該当する。索引やマニキュアール等で位置づけについて周知する必要がある。
391-02 すし職人		7,702	584		○職業の範囲等 その他の飲食物調理の職業の求人には、ファストフード店やチェーン居酒屋の求人が多い。また、作業部会では、日本、西洋、中華料理以外のエスニック料理等の求人も増えているとの指摘があった。
391-03 西洋料理調理人		21,104	3,100	451：（391-01、-02） 452：（391-03）	→すし職人を日本料理調理人に統合した上で、日本料理調理人を小分類項目に格上げ。
391-04 中華料理調理人	391 調理人	19,407	1,426	453：（391-04） 454：（391-99（一部）） 455：（391-99（一部）） 456：（391-05（一部）） 457：（391-05（一部）） 458：（391-97、-98） 459：（391-99（一部））	西洋料理調理人、中華料理調理人を小分類項目に格上げ。 給食調理人を学校給食調理員、給食調理員（学校の除く）に分類し、小分類項目とする。
391-05 給食調理人		202,457	23,699		調理補助者と調理人見習を統合し、調理補助者、調理人見習として小分類項目とする。
391-97 調理補助者		192,723	42,899		各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）とキッチン従事者（ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等）を新設する。
391-98 調理人見習		11,063	2,623		○求人状況 求人が千に満たない。
391-99 他に分類されない調理人		117,367	5,639	461 パーテンドー	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
392 パーテンドー		837	249		
392-00	392 パーテンドー	0	97	[分類番号の対応] 461：392（392-01）	
392-01 パーテンドー		837	152		
40 接客・給仕の職業	40 接客・給仕職業従事者	522,564	98,562		
401 飲食店主・店長		46,314	2,564	471 飲食店店長	○名称 ハローワークに飲食店主の求人は出ない。 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
401-00		32	1,154	[分類番号の対応] 471：401（401-01、-99）	
401-01 レストラン店長	401 飲食店主・店長	11,527	379		
401-99 他に分類されない飲食店主・店長		34,755	1,031		
402 旅館・ホテル支配人		2,118	705	472 旅館・ホテル支配人	→そのまま小分類項目とする。
402-00	402 旅館主・支配人	0	250	[分類番号の対応] 472：402（402-01）	
402-01 旅館・ホテル支配人		2,118	455		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
403 飲食物給仕係	403 飲食物給仕従事者	313,489	32,293	473 ウェイター・ウェイトレス (飲食店ホール係)、配せん人	○求人状況等 ウェイター・ウェイトレス (飲食店ホール係) の求人はとても多く、配せん人の求人も多いが、仕事の内容を見ると、調理補助者と調理人見習いの間にあまり差がなく、求人を明確に分けられていないと考えられる。 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
403-00		291	11,439	[分類番号の対応]	
403-01 配せん人		42,658	2,065	473 : 403 (403-01、-02、-03)	
403-02 ウェイター・ウェイトレス (飲食店ホール係)		270,352	18,711		
403-03 ソムリエ		188	78		
404 旅館・ホテル・乗物接客員	404 身の回り世話従事者	77,200	15,391	474 旅館・ホテルフロント係 475 旅館・ホテル接客係 476 旅館・ホテル客室清掃整備係 477 客室乗務員	○求人状況 旅館ホテルフロント係の求人は多く、旅館・ホテル接客係、旅館・ホテル客室係の求人也比较的多くなっている。乗物客室係の求人は少ない。 ○職業の範囲・位置づけ等 現行の旅館・ホテル客室係の仕事には、仲居、ルームアテンダント等の接客を伴う仕事と客室清掃、ベッドマーク、備品補充等の接客を伴わない仕事の両方が含まれており、旅館・ホテル接客係との境界が曖昧になっている。 作業部会では、乗物客室係については大分類IIに近い仕事であり、旅館・ホテルの接客員と同じ位置づけであることには違和感があるという指摘があった。 →旅館・ホテルフロント係は小分類項目に格上げ。 現行の旅館・ホテル接客係の仕事に、旅館・ホテル客室係のうち接客を伴う仕事 (仲居、ルームアテンダント等) のみを統合した上で、旅館・ホテル接客係として小分類項目とする。 現行の旅館・ホテル客室係のうち接客を伴わない仕事 (客室清掃、ベッドマーク、備品補充等) のみを旅館・ホテル客室清掃整備係として小分類項目とする。 乗物客室係の名称を変更した上で、小分類項目に格上げ。
404-00		26	3,164	[分類番号の対応] 474 : (404-01) 475 : (404-02、404-03 (一部)) 476 : (404-03 (一部)) 477 : (404-04)	
404-01 旅館・ホテルフロント係		43,967	7,018		
404-02 旅館・ホテル接客係		13,782	2,955		
404-03 旅館・ホテル客室係		19,326	2,029		
404-04 乗物客室係		99	225		
405 接客社交係、芸者、ダンサー	405 接客社交従事者 芸者、ダンサー	2,241	338	478 接客社交係、芸者、ダンサー	○求人状況 芸者、ダンサーの求人は千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の405接客社交従事者、406芸者、ダンサーを統合し、接客社交従事者としている。 →小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類項目は廃止。
405-00		0	55	[分類番号の対応] 478 : 405 (405-01、-02)	
405-01 接客社交係		2,220	275		
405-02 芸者、ダンサー		21	8		
406 娯楽場等接客員		70,007	7,999	481 娯楽場・スポーツ施設接客員	
406-00	407 娯楽場等接客員	18	2,125	[分類番号の対応] 481 : 406 (406-01、-02～05)	○求人状況 娯楽場等接客係の求人は多いが、仕事の内容を見ると、娯楽場等支配人、娯楽場等接客係、娯楽場等遊戯施設係の間にあまり差がなく、求人を明確に分けられていないと考えられる。 ○名称 スポーツ施設も、例えばボーリング等、娯楽場との切り分けが難しいものも多い。ただし、スポーツ施設が含まれることを明記することは必要。 →細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
406-01 娯楽場等支配人		1,641	246		
406-02 娯楽場等接客係		38,325	3,021		
406-03 娯楽場等遊戯施設係		9,789	803		
406-04 スポーツ施設係		12,599	1,357		
406-05 キャディ		7,635	447		
409 その他の接客・給仕の職業	429 他に分類されないサービス職 乗従事者 (一部)	11,195	14,303	廃止	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけるべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは索引で示す。
409-00		8	6,771		
409-99 その他の接客・給仕の職業		11,187	7,532		

現行 (2011年改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
41 居住施設・ビル等の管理の職業	41 居住施設・ビル等管理人	54,460	33,184		
411 マンション・アパート・下宿管理人					
411-00	マンション・アパート・下宿 管理人	26,592	15,613	491 マンション・アパート管理人 [分類番号の対応] 491: 411 (411-01)	○求人者の状況 下宿管理人の求人はほとんどないと考えられる。 →名称を変更した上で、小分類項目とする。
411-01 マンション・アパート・下宿管理人		4	2,498		
412 寄宿舍・寮管理人					
412-00	寄宿舍・寮管理人	26,588	13,115	492 寄宿舍・寮管理人 [分類番号の対応] 492: 412 (412-01)	→そのまま小分類項目とする。
412-01 寄宿舍・寮管理人		3,351	1,418		
413 ビル管理人					
413-00	ビル管理人	0	396		
413-01 ビル管理人		3,351	1,022	493 ビル管理人 [分類番号の対応] 493: 413 (413-01)	→そのまま小分類項目とする。
414 駐車場・駐輪場管理人					
414-00	駐車場管理人	6,531	9,381		
414-01 駐車場・駐輪場管理人		0	2,384		
419 その他の居住施設・ビル等の管理の職業					
419-00	他に分類されないサービス職 業従事者 (一部)	6,531	6,997	494 駐車場・駐輪場管理人 [分類番号の対応] 494: 414 (414-01)	→そのまま小分類項目とする。
419-01 別荘管理人		14,176	4,488		
419-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理 の職業		0	981		
42 その他のサービスの職業	42 その他のサービス職業従事者	14,176	3,507		
421 添乗員、観光案内人					
421-00	添乗員	3,810	1,409	501 添乗員、観光案内人 [分類番号の対応] 501: 421 (421-01、-02)	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけるべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは索引で示す。
421-01 添乗員		0	607		
421-02 観光案内人		241	45		
422 物品一時預り人					
422-00	物品一時預り人	3,569	757		
422-01 物品一時預り人		115,461	41,408		
423 物品賃貸人					
423-00	物品賃貸人	2,752	2,829		
423-01 物品賃貸人		1	525		
		1,021	600		
		1,730	1,704		
		243	31		
		0	9		
		243	22		
		7,998	453		
		0	76		
		7,998	377		

現行（2011年改定）	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
424 広告宣伝人				504 広告宣伝人	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
424-00		9,893	906		
424-01 広告宣伝員	424 広告宣伝員	0	166	[分類番号の対応] 504 : 424 (424-01、-02)	
424-02 チラシ配布員		4,202	290		
		5,691	450		
425 葬儀師、火葬係				505 葬儀師、火葬師	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
425-00		15,625	2,273		
425-01 葬儀師	425 葬儀師、火葬作業員	4	465	[分類番号の対応] 505 : 425 (425-01、-02)	
425-02 火葬係		15,068	1,695		
		553	113		
426 トリマー				506 トリマー	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 ○求人は多くはないが、今後の需要が見込まれる。他に分類されないサービスの職業の求人が多く細分化が必要。 →そのまま小分類項目とする。
426-00		4,284	1,556		
426-01 トリマー		0	403	[分類番号の対応] 506 : 426 (426-01)	
		4,284	1,153		
429 他に分類されないサービスの職業				507 保育補助者 508 学童保育等指導員 509 他に分類されないその他のサービスの職業	○ハローワークの意見 保育補助者は、求人・求職が多いにもかかわらず単独の職業分類がなく採りにくい。 ○職業の位置づけ等 作業部会では、学童保育指導員の項目に児童館等の指導員も含まれるとの指摘があった。 カイロプラクティックやアロマセラピーの仕事は大分類B等に位置づけられると考えられるが、単独で項目立てするほどの求人はない。 →保育補助者を新設。 学童保育指導員の名称を変更した上で、小分類項目とする。 カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人は廃止し、含まれる仕事の位置づけは索引で示す。
429-00	他に分類されないサービスの職業	74,666	29,172		
429-01 ボーター	429 他に分類されないサービスの職業	24	4,639		
429-02 学童保育指導員		1,782	311	[分類番号の対応] 507 : (429-99 (一部)) 508 : (429-02) 509 : (429-01、-99)	
429-03 カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人		29,227	6,492		
429-99 他に分類されないその他のサービスの職業		9,439	3,350		
		34,194	14,380		

(注)

- 1 分類番号について
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 【分類番号の対応】に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧の内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていけない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表21 大分類E「サービスの職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
E	サービスの職業	E	サービスの職業
35	家庭生活支援サービスの職業		
351	家政婦（夫）、家事手伝	401	家政婦（夫）、家事手伝い
351-01	家政婦（夫）、家事手伝		
359	その他の家庭生活支援サービスの職業	402	その他の家庭生活支援サービスの職業
359-01	ベビーシッター		
359-99	他に分類されない家庭生活支援サービスの職業		
36	介護サービスの職業		
361	施設介護員	411	老人入所施設介護員
361-01	施設介護員	412	老人デイサービスセンター介護員
		413	障害者福祉施設介護員
362	訪問介護職	414	施設介護員（老人入所施設・老人デイサービスセンター・障害者福祉施設を除く）
362-01	訪問介護員	415	訪問介護員
		18B	サービス提供責任者
362-02	訪問入浴介助員	416	訪問入浴介助員
37	保健医療サービスの職業		
371	看護助手	421	看護助手
371-01	看護助手		
372	歯科助手	422	歯科助手
372-01	歯科助手		
379	その他の保健医療サービスの職業	429	その他の保健医療サービスの職業
379-01	動物病院助手		
379-99	他に分類されない保健医療サービスの職業		
38	生活衛生サービスの職業		
381	理容師	431	理容師
381-01	理容師		
382	美容師	432	美容師
382-01	美容師		
383	美容サービス職	433	理容師・美容師補助者
383-01	着付師	434	エステティシャン
383-02	エステティシャン	435	ネイリスト
383-03	ネイリスト	439	その他の理容・美容・美容関連サービスの職業
383-99	他に分類されない美容サービス職		
384	浴場従事人	441	浴場従事人
384-01	浴場従事人		
385	クリーニング職	442	クリーニング職、洗張職
385-01	クリーニング工		
385-02	クリーニング仕上工		
389	その他の生活衛生サービスの職業		
389-01	洗張職		
389-97	理容師・美容師補助者		

大分類Bに移動

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
39	飲食物調理の職業		
391	調理人	451	日本料理調理人
391-01	日本料理調理人	452	西洋料理調理人
391-02	すし職人	453	中華料理調理人
391-03	西洋料理調理人	454	各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く）
391-04	中華料理調理人	455	キッチン従事人（ファミリーレストラン・チェーン居酒屋・ファストフード店等）
391-05	給食調理人	456	学校給食調理員
391-97	調理補助者	457	給食調理員（学校を除く）
391-98	調理人見習	458	調理補助者、調理人見習
391-99	他に分類されない調理人	461	バーテンダー
392	バーテンダー	469	その他の飲食物調理の職業
392-01	バーテンダー		
40	接客・給仕の職業		
401	飲食店主・店長	471	飲食店店長
401-01	レストラン店長		
401-99	他に分類されない飲食店主・店長	472	旅館・ホテル支配人
402	旅館・ホテル支配人		
402-01	旅館・ホテル支配人	473	ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、配膳人
403	飲食物給仕係	474	旅館・ホテルフロント係
403-01	配膳人	475	旅館・ホテル接客係
403-02	ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）	476	旅館・ホテル客室清掃整備係
403-03	ソムリエ	477	客室乗務員
404	旅館・ホテル・乗物接客員	478	接客社交係、芸者、ダンサー
404-01	旅館・ホテルフロント係		
404-02	旅館・ホテル接客係	481	娯楽場・スポーツ施設接客員
404-03	旅館・ホテル客室係		
404-04	乗物客室係		
405	接客社交係、芸者、ダンサー		
405-01	接客社交係		
405-02	芸者、ダンサー		
406	娯楽場等接客員		
406-01	娯楽場等支配人		
406-02	娯楽場等接客係		
406-03	娯楽場等遊戯施設係		
406-04	スポーツ施設係		
406-05	キャディ		
409	その他の接客・給仕の職業		
409-99	その他の接客・給仕の職業		

職業ごとに該当する小分類項目に割り振る（職業名索引に記載）

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
41	居住施設・ビル等の管理の職業		
411	マンション・アパート・下宿管理人	491	マンション・アパート管理人
411-01	マンション・アパート・下宿管理人		
412	寄宿舍・寮管理人	492	寄宿舍・寮管理人
412-01	寄宿舍・寮管理人		
413	ビル管理人	493	ビル管理人
413-01	ビル管理人		
414	駐車場・駐輪場管理人	494	駐車場・駐輪場管理人
414-01	駐車場・駐輪場管理人		
419	その他の居住施設・ビル等の管理の職業	職業ごとに該当する小分類項目に割り振る (職業名索引に記載)	
419-01	別荘管理人		
419-99	他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業		
42	その他のサービスの職業		
421	添乗員、観光案内人	501	添乗員、観光案内人
421-01	添乗員		
421-02	観光案内人		
422	物品一時預り人	502	物品一時預り人
422-01	物品一時預り人		
423	物品賃貸人	503	物品レンタル係
423-01	物品賃貸人		
424	広告宣伝人	504	広告宣伝人
424-01	広告宣伝員		
424-02	チラシ配布員		
425	葬儀師、火葬係	505	葬儀師、火葬係
425-01	葬儀師		
425-02	火葬係		
426	トリマー	506	トリマー
426-01	トリマー		
429	他に分類されないサービスの職業	507	保育補助者
429-01	ポーター	508	学童保育等指導員
429-02	学童保育指導員		
429-03	カイロプラクティック・アロマセラピー等従事人	179	他に分類されない保健医療の職業
429-99	他に分類されないその他のサービスの職業	509	他に分類されないその他のサービスの職業

太実線 →

太点線 →

実線 →

点線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

細分類項目が改定素案の項目に対応

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

7. 大分類 F 保安の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 F 保安の職業には、自衛官、司法警察職員、その他の保安の職業の 3 つの中分類項目が設定されている（図表 22）。設定されている項目の大部分が公務員であり、求人・求職の大部分を占めているのは、その他の保安の職業（中分類 45）の警備員（小分類 453）と道路交通誘導員（細分類 459-02）となっている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

大分類 F の問題点としては、まず、上記（1）のとおり、警備員等の求人・求職が大半を占めるにもかかわらず、中分類に警備員という項目がないため、求人が見つけにくくなっているということである。また、警備業務が、警備員（小分類 453）と他に分類されない保安の職業（小分類 459）に分かれた形で細分類項目として位置づけられていることも、警備業務全般の求人・求職を行う場合に使いづらくなっている要因であると考えられる。²⁷

このため、今年度の小分類項目の見直しにおいても、来年度の大・中分類の組み替えにおいて、警備員という中分類項目を設定した上で、当該中分類に警備業法に規定される警備業務を位置づけることを想定して検討を行っている。

(3) 改定素案

大分類 F の見直し結果を総括すると図表 23 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 24、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 25 である。

²⁷ 警備業法における警備業務は、施設警備（1号業務）、雑踏・交通誘導警備（2号業務）、運搬警備（3号業務）、身辺警備（4号業務）であり、厚生労働省編職業分類では、1号業務に該当する施設警備員（細分類 453-01）と 3、4号業務に該当する他に分類されない警備員（細分類 453-99）は警備員（小分類 453）に、2号業務に該当する道路交通誘導員（細分類 459-02）と雑踏警備員（細分類 459-03）は他に分類されない保安の職業（小分類 459）に位置づけられている。

参考：警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）

第 2 条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

図表 22 大分類 F「保安の職業」の構成(中・小分類)

自衛官－自衛官

司法警察職員－警察官、海上保安官、その他の司法警察職員

その他の保安の職業－看守、消防員、警備員、他に分類されない保安の職業（道路管理員、道路交通誘導員、雑踏警備員、プール・海水浴場監視員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 23 大分類 F「保安の職業」総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	441、442	警察官と海上保安官を統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ(一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む)	453-01 459-02、459-03	施設警備員を小分類項目に格上げ。 道路交通誘導員と雑踏警備員を統合して小分類項目に格上げ。

図表24 大分類「保安の職業」の小分類項目に係る改定素案

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	改定素案	主な改定理由
F 保安の職業	F 保安職業従事者	308,584		
43 自衛官	43 自衛官	173		
431 自衛官	431 陸上自衛官	173	511 自衛官	○求人の状況 求人が千に満たない。
431-00	432 海上自衛官	75	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類
431-01 自衛官	433 航空自衛官	0	511 : 431 (431-01)	日本標準職業分類の431陸上自衛官、432海上自衛官、433航空自衛官、434防衛医科大学校学生を統合し、自衛官としている。
	434 防衛医科大学校学生	173		→現行と同様に統合したままとする。
44 司法警察職員	44 司法警察職員	489		
441 警察官		488	521 警察官、海上保安官	○求人の状況 求人が千に満たない。
441-00	441 警察官	0	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類
441-01 警察官		488	521 : 441 (441-01) 、 442 (442-01)	日本標準職業分類の441警察官、442海上保安官を統合し、警察官、海上保安官としている。
442 海上保安官		0		
442-00	442 海上保安官	0		
442-01 海上保安官		0		
449 その他の司法警察職員		1	529 その他の司法警察職員	○求人の状況 求人が千に満たない。
449-00	449 その他の司法警察職員	0	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類
449-99 その他の司法警察職員		1	529 : 449 (449-99)	日本標準職業分類の449その他の司法警察職員と451看守を統合しているが、中分類をまたいでいる。
45 その他の保安の職業	45 その他の保安職業従事者	307,922		→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。そのまま小分類項目とする。
451 看守		131	541 看守	○求人の状況 求人が千に満たない。
451-00	451 看守	0	[分類番号の対応]	○国勢調査職業分類
451-01 看守		131	541 : 451 (451-01)	日本標準職業分類の451看守を統合しているが、中分類をまたいでいる。
452 消防員		306	542 消防員	→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。そのまま小分類項目とする。
452-00	452 消防員	0	[分類番号の対応]	○求人の状況 求人が千に満たない。
452-01 消防員		306	542 : 452 (452-01)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
453 警備員		142,483	531 施設警備員 539 その他の警備員	→統合しない。そのまま小分類項目とする。
453-00	453 警備員	204	[分類番号の対応]	○求人の状況 施設警備員の求人がとても多い。
453-01 施設警備員		133,689	531 : (453-01) 539 : (453-99)	○制度 施設警備員が警備業法における1号業務に、他に分類されない警備員が警備業法における3、4号業務（運搬、身辺警備）に該当。
453-99 他に分類されない警備員		8,590		→警備員を中分類でまとめることを前提として、それぞれの細分類を小分類項目に格上げ。

現行（2011年改定）		（参考）日本標準職業分類		新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
459	他に分類されない保安の職業	459 他に分類されない保安職業従事者		165,002	3,764	532 道路交通誘導員、雑路警備員 549 他に分類されない保安の職業	○求人の状況 道路交通誘導員の求人がとても多い。 ○制度 道路交通誘導員、雑路警備員が警備業法における2号業務に該当。 →道路交通誘導員と雑路警備員を統合して小分類項目とする。警備員の中分類に位置づけることを予定。その他は統合して雑多分類に位置づける。
459-00				81	701	[分類番号の対応] 532：(459-02、03)	
459-01	道路管理員			3,512	338	549：(459-01、-04、-99)	
459-02	道路交通誘導員			147,541	1,711		
459-03	雑路警備員			4,168	84		
459-04	プール・海水浴場監視員			1,925	258		
459-99	他に分類されないその他の保安の職業			7,775	672		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ [分類番号の対応]に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていらない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残り、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。
（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表25 大分類F「保安の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
F	保安の職業	F	保安の職業
43	自衛官		
431	自衛官	511	自衛官
431-01	自衛官		
44	司法警察職員		
441	警察官	521	警察官、海上保安官
441-01	警察官		
442	海上保安官		
442-01	海上保安官		
449	その他の司法警察職員	529	その他の司法警察職員
449-99	その他の司法警察職員		
45	その他の保安の職業		
451	看守	541	看守
451-01	看守		
452	消防員	542	消防員
452-01	消防員		
453	警備員	531	施設警備員
453-01	施設警備員	539	その他の警備員
453-99	他に分類されない警備員		
459	他に分類されない保安の職業	532	道路交通誘導員、雑踏警備員
459-01	道路管理員		
459-02	道路交通誘導員		
459-03	雑踏警備員		
459-04	プール・海水浴場監視員		
459-99	他に分類されないその他の保安の職業	549	他に分類されない保安の職業



小分類項目が改定素案の項目に対応

小分類項目の一部が改定素案の項目に対応

細分類項目が改定素案の項目に対応

細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ること前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

8. 大分類 G 農林漁業の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 G 農林漁業の職業には、農業、林業、漁業の 3 つの中分類項目が設定されている（図表 26）。職業分類の分類項目は、産業分類の区分とは独立に設定されているが、産業と職業との関係が密接であると考えられる農林水産業についてのみ、例外となっている。ただし、農業、林業、漁業のそれぞれの大枠を産業分類と職業分類が共有しているということであり、それぞれの分野に設定された個々の職業・産業も含めて両者が共有しているわけではない。例えば、動物園や競馬場は産業分類上は農業に該当しない²⁸が、動物園飼育係（細分類 462-04）やきゅう務員等（462-05）は農業の職業に位置づけられている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

いずれも総じて求人が多いとはいえないため、基本的には細分類項目を廃止する方向での見直しを行った。ただし、上記（1）で述べた動物園飼育係やきゅう務員は、養畜作業員（小分類 462）に統合してしまうと探しにくくなるおそれがあると考えられたため、求人は少ないが動物飼育員として小分類項目としている。

(3) 改定素案

大分類 G の見直し結果を総括すると図表 27 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 28、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 29 である。

²⁸ 産業分類上、動物園は大分類 O・教育、学習支援業に、競馬場は大分類 N・生活関連サービス業、娯楽業に位置づけられている。

図表 26 大分類 G「農林漁業の職業」の構成(中・小分類)

農業の職業－農耕作業員、養畜作業員、植木職、造園師、その他の農業の職業

林業の職業－育林作業員、伐木・造材・集材作業員、その他の林業の職業（山菜・うるし等採取作業員、山林監視員、製炭・製薪作業員など）

漁業の職業－漁労作業員、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、海藻・貝類採取作業員、水産養殖作業員、その他の漁業の職業

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 27 大分類 G「農林漁業の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
細分類項目を小分類項目へ格上げ	461-01	稲作・畑作作業員を小分類項目に格上げ。
体系の見直し	462-01、462-02、 462-03、462-04、 462-05、462-06、 462-99	養畜作業員に含まれる職業を、主として産業動物の飼育に携わる養畜作業員と、それ以外の動物飼育員（きゅう務員はこちらに含める）に分けて小分類項目とした。

図表28 大分類G「農林漁業の職業」の小分類項目に係る改定案

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
G 農林漁業の職業	G 農林漁業従事者	74,902	35,467		
46 農業の職業	46 農業従事者	63,170	29,860		
461 農耕作業員		36,256	14,247	551 稲作・畑作作業員 552 農耕作業員（稲作・畑作を除く） [分類番号の対応]	○求人の状況 分類間でのバランスを考慮すると、稲作・畑作作業員の求人は比較的多い。 →稲作・畑作作業員を小分類項目に格上げ。
461-00		200	7,157	551：（461-01）	
461-01 稲作・畑作作業員		13,177	2,205	552：（461-02、-03、-04、-99）	
461-02 園芸・工芸作物栽培作業員	461 農耕従事員	7,797	2,687		
461-03 きのか栽培作業員		4,777	490		
461-04 ハウス野菜栽培作業員		6,136	608		
461-99 他に分類されない農耕作業員		4,169	1,100		
462 養畜作業員		15,710	4,276	553 養畜作業員 554 動物飼育員	○求職の状況等 求人は少ないが、養畜作業員として一つに統合してしまうと、当該小分類項目間で一番求職者が多い動物飼育の職業が採しにくくなると考えられる。
462-00		4	936	[分類番号の対応]	
462-01 肉牛・乳牛飼育作業員		4,676	762	553：（462-01、-02、-03、-06、-99（一部））	→主として産業動物の飼育に携わる養畜作業員と、それ以外の動物飼育員（きゅう務員はこちらに含める）に分けて小分類項目とした。
462-02 養豚作業員		2,196	321	554：（462-04、-05、-99（一部））	
462-03 養鶏作業員	462 養畜従事員	4,739	349		
462-04 動物飼育係		1,539	1,158		
462-05 きゅう務員		1,434	282		
462-06 養蚕作業員		24	3		
462-99 他に分類されない養畜作業員		1,098	465		
463 植木職、造園師		9,758	4,979	555 植木職、造園師	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
463-00		21	1,749	[分類番号の対応]	
463-01 植木職	463 植木職、造園師	2,026	502	555：463（463-01、-02、-98）	
463-02 造園師		6,019	2,032		
463-98 植木職見習、造園師見習		1,692	696		
469 その他の農業の職業		1,446	1,709	559 その他の農業の職業	→そのまま小分類項目とする。
469-00	469 その他の農業従事者	0	835	[分類番号の対応]	
469-99 その他の農業の職業		1,446	874	559：469（469-99）	

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
47 林業の職業	47 林業従事者	8,843	3,774		
471 育林作業員		3,128	1,092	561 育林作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
471-00		25	456	[分類番号の対応] 561: 471 (471-01, -02, -99)	
471-01 地ごしらえ・植林作業員		905	145		
471-02 下刈・枝打作業員	471 育林従事員	1,725	399		
471-99 他に分類されない育林作業員		473	92		
472 伐木・造材・集材作業員		4,760	1,309	562 伐木・造材・集材作業員	→そのまま小分類項目とする。
472-00	472 伐木・造材・集材従事者	2	386	[分類番号の対応] 562: 472 (472-01)	
472-01 伐木・造材・集材作業員		4,758	923		
479 その他の林業の職業		955	473	569 その他の林業の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
479-00		0	194	[分類番号の対応] 569: 479 (479-01, -02, -03, -99)	
479-01 山菜・うるし等採取作業員		22	8		
479-02 山林監視員	479 その他の林業従事者	336	125		
479-03 製炭・製薪作業員		97	10		
479-99 他に分類されない林業の職業		500	136		
48 漁業の職業	48 漁業従事者	2,889	1,833		
481 漁労作業員		863	657	571 漁労作業員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
481-00		0	287	[分類番号の対応] 571: 481 (481-01, -02, -03)	
481-01 海面漁労作業員		574	209		
481-02 漁船甲板員	481 漁労作業員	280	153		
481-03 内水面漁労作業員		9	8		
482 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士		2	42	572 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
482-00	船長・航海士・機関長・機関士 関士（漁労船）	0	16	[分類番号の対応] 572: 482 (482-01)	
482-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士		2	26		
483 海藻・貝類採取作業員		52	13	573 海藻・貝類採取作業員	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
483-00	483 海藻・貝類採取従事者	0	3	[分類番号の対応] 573: 483 (483-01)	
483-01 海藻・貝類採取作業員		52	10		

現行（2011年改定）		（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
484	水産養殖作業員	484 水産養殖従事者	1,820	706	574 水産養殖作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
484-00			0	261	[分類番号の対応] 574：484（484-01、-02～04、-99）	
484-01	魚類養殖作業員		995	181		
484-02	貝類養殖作業員		187	35		
484-03	真珠養殖作業員		189	21		
484-04	のり・わかめ等養殖作業員	489 その他の漁業の職業	232	40		→そのまま小分類項目とする。
484-99	他に分類されない水産養殖作業員		217	168	579 その他の漁業の職業	
489	その他の漁業の職業		152	139	[分類番号の対応] 579：489（489-99）	
489-00		489 その他の漁業の職業	0	67		
489-99	その他の漁業の職業		152	72		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 【分類番号の対応】に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表29 大分類G「農林漁業の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
G	農林漁業の職業	G	農林漁業の職業
46	農業の職業		
461	農耕作業員	551	稲作・畑作作業員
461-01	稲作・畑作作業員		
461-02	園芸・工芸作物栽培作業員	552	農耕作業員（稲作・畑作を除く）
461-03	きのこ栽培作業員		
461-04	ハウス野菜栽培作業員		
461-99	他に分類されない農耕作業員		
462	養畜作業員	553	養畜作業員
462-01	肉牛・乳牛飼育作業員		
462-02	養豚作業員		
462-03	養鶏作業員		
462-04	動物飼育係	554	動物飼育員
462-05	きゅう務員		
462-06	養蚕作業員		
462-99	他に分類されない養畜作業員		
463	植木職、造園師	555	植木職、造園師
463-01	植木職		
463-02	造園師		
463-98	植木職見習、造園師見習		
469	その他の農業の職業	559	その他の農業の職業
469-99	その他の農業の職業		
47	林業の職業		
471	育林作業員	561	育林作業員
471-01	地ごしらえ・植林作業員		
471-02	下刈・枝打作業員		
471-99	他に分類されない育林作業員		
472	伐木・造材・集材作業員	562	伐木・造材・集材作業員
472-01	伐木・造材・集材作業員		
479	その他の林業の職業	569	その他の林業の職業
479-01	山菜・うるし等採取作業員		
479-02	山林監視員		
479-03	製炭・製薪作業員		
479-99	他に分類されない林業の職業		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
48	漁業の職業		
481	漁労作業員	571	漁労作業員
481-01	海面漁労作業員		
481-02	漁船甲板員		
481-03	内水面漁労作業員		
482	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	572	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士
482-01	漁労船の船長・航海士・機関長・機関士		
483	海藻・貝類採取作業員	573	海藻・貝類採取作業員
483-01	海藻・貝類採取作業員		
484	水産養殖作業員	574	水産養殖作業員
484-01	魚類養殖作業員		
484-02	貝類養殖作業員		
484-03	真珠養殖作業員		
484-04	のり・わかめ等養殖作業員		
484-99	他に分類されない水産養殖作業員		
489	その他の漁業の職業	579	その他の漁業の職業
489-99	その他の漁業の職業		

太実線 →
 太点線 →
 実線 →
 点線 →

小分類項目が改定素案の項目に対応
 小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 細分類項目が改定素案の項目に対応
 細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 (見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作することを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

9. 大分類 H 生産工程の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 H 生産工程の職業は、生産工程の段階として、大きく、生産設備制御・監視、製品製造・加工・機械組立、製品検査及び機械整備・修理の職業が設定されており、生産設備制御・監視、製品製造・加工・機械組立、製品検査の職業はそれぞれ製品別に 3 項目ずつ、機械整備・修理の職業で 1 項目、中分類項目が設定されている。それに加えて、生産関連・生産類似の職業の中分類項目が設定されており、合計すると中分類が 11 項目となっている（図表 30）。これは、中分類項目全体の約 15%である。

これに対し、大分類 H の小分類は 105 項目で全小分類項目の約 28%、細分類項目は 340 項目で全細分類項目の約 38%を大分類 H で占めている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

上記 (1) で述べたとおり、大分類 H については、小・細分類が相当細分化されており、また、それぞれの項目をみると総じて求人が多いとはいえない状況となっている。このため、ハローワークからは大括りにして欲しいという意見が多くなっており、基本的には、厚生労働省編職業分類独自の小分類項目や細分類項目は廃止する方向での見直しを行った。

ただ、食料品製造関係の小分類項目に限ると、求人・求職が比較的多い項目が多かったため、ある程度統合はしつつ、来年度の大・中分類組み替えにおいて、食料品製造の職業という中分類項目を設定することを想定して検討を行っている。

(3) 改定素案

大分類 H の見直し結果を総括すると図表 31 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 32、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 33 である。

図表 30 大分類 H「生産工程の職業」の構成(中・小分類)

生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）－製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、鑄造・鍛造設備制御・監視員、金属工作設備制御・監視員、金属プレス設備制御・監視員、鉄工・製缶設備制御・監視員、板金設備制御・監視員、めっき・金属研磨設備制御・監視員、金属溶接・溶断設備制御・監視員、その他の生産設備制御・監視の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)（金属熱処理設備制御・監視員、圧延設備制御・監視員、伸線設備制御・監視員、金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）など）

生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）－化学製品生産設備制御・監視員、窯業製品生産設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、飲料・たばこ生産設備制御・監視員、繊維・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員、印刷・製本設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員、その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

生産設備制御・監視の職業（機械組立）－一般機械器具組立設備制御・監視員、電気機械器具組立設備制御・監視員、自動車組立設備制御・監視員、輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員

金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業－製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工、鑄物製造工、鍛造工、金属熱処理工、圧延工、汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工、金属プレス工、鉄工、製缶工、板金工、めっき工、金属研磨工、くぎ・ばね・金属線製品製造工、金属製品製造工、金属溶接・溶断工、その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業（伸線工、ろう付工、はんだ付工、金型取付工、金属切断工（刃物によるもの）、ダイカスト工、機械解体処理工など）

製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）－化学製品製造工、窯業・土石製品製造工、精穀・製粉・調味食品製造工、めん類製造工、パン・菓子製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、かん詰・びん詰・レトルト食品製造工、乳・乳製品製造工、食肉加工品製造工、水産物加工工、保存食品・冷凍加工食品製造工、弁当・惣菜類製造工、野菜つけ物工、飲料・たばこ製造工、繊維工、衣服・繊維製品製造工、木製製品製造工、パルプ・紙・紙製品製造工、印刷・製本作業員、ゴム製品製造工、プラスチック製品製造工、その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）（革・革製品製造工、かばん・袋物製造工、貴金属・宝石・甲・角細工工、楽器製造工、がん具製造工、運動具製造工、筆記用具製造工、漆器工、ほうき・ブラシ製造工、模型・模造品製作工、配合飼料製造工、内張工、表具師など）

機械組立の職業—一般機械器具組立工、電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子応用機械器具組立工、民生用電子・電気機械器具組立工、半導体製品製造工、電球・電子管組立工、乾電池・蓄電池製造工、被覆電線製造工、束線工、電子機器部品組立工、自動車組立工、輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、計量計測機器組立工、光学機械器具組立工、レンズ研磨工・加工工、時計組立工、その他の機械組立の職業

機械整備・修理の職業—一般機械器具修理工、電気機械器具修理工、自動車整備工、輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具修理工

製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）—金属材料検査工、金属加工・溶接検査工

製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）—化学製品検査工、窯業製品検査工、食料品検査工、飲料・たばこ検査工、紡織・衣服・繊維製品検査工、木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工、印刷・製本検査工、ゴム・プラスチック製品検査工、その他の製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）

機械検査の職業—一般機械器具検査工、電気機械器具検査工、自動車検査工、輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、計量計測機器・光学機械器具検査工

生産関連・生産類似の職業—塗装工、画工、看板制作工、製図工、パタンナー、その他の生産関連・生産類似の職業（写真工、写図工、現図工、映写技師など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 31 大分類 H「生産工程の職業」

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	521、522 523、524 525、526、539 535、536 543、544、546、 548、555 547、553 557、558 564、565 572、573、574、 575、577、578、 581、582 576、583 586、587、588、 591、599	製鉄工、製鋼工と非鉄金属製錬工を統合。 鋳物鑄造工と鍛造工を統合。 金属熱処理工、圧延工をその他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業に統合。 くぎ・ばね・金属線製品製造工を金属製品製造工に統合。 精穀・製粉・調味食品製造工、めん類製造工、豆腐・こんにゃく・ふ製造工、乳・乳製品製造工、野菜つけ物を新たに設定した雑多項目に統合。 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工を保存食品・冷凍加工食品製造工に統合。 紡績工と衣服・繊維製品製造工を統合。 ゴム製品製造工とプラスチック製品製造工を統合。 電気機械組立工、電気通信機械器具組立工、電子応用機械器具組立工、民生用電子・電気機械器具組立工、電球・電子管組立工、乾電池・蓄電池製造工、被覆電線製造工、束線工を統合。 半導体製品製造工と電子機器部品組立工を統合。 計量計測機器組立工、光学機械器具組立工、レンズ研磨工・加工工、時計組立工を統合。
小分類項目名の変更	491、492、493、 494、495、496、 497、498、499、 501、502、503、 504、505、506、 507、508、509、 511、512、513、	分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを行った。 あわせて、一部、日本標準職業分類と名称をそろえた。

	514、515 571、585、601、 602、603、604、 605、622、631、 634	日本標準職業分類と名称をそろえた。
小分類項目の廃止	599	その他の機械組立の職業を廃止。
体系の見直し	533-03、603 641-01、641-02、 641-03、641-98、 641-99 643-01、643-02、 643-03、649-02、 649-03	自動車板金工を自動車整備工に位置づけ。 塗装工に含まれる職業を建築塗装工と塗装工 （建物を除く）に分割。 製図工を建築製図工と製図工（建物・土木施 設を除く）に分割するとともに、写図工と現図 工は職務の内容によりいずれかに位置づけ。

図表32 大分類H「生産工程の職業」の小分類項目に係る改定案

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
H 生産工程の職業	H 生産工程従事者	1,041,832	446,080		
49 生産設備制御・監視の職業(金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断)	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	10,455	5,925		
491 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員		1,137	620	581 製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備オペレーター	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
491-00	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員	0	261	[分類番号の対応]	
491-01 製鉄・製鋼設備制御・監視員		992	343	581: 491 (491-01、-02)	
491-02 非鉄金属製錬設備制御・監視員		145	16		
492 鋳造・鍛造設備制御・監視員		730	190	582 鋳造・鍛造設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
492-00	鋳造・鍛造設備制御・監視員	0	69	[分類番号の対応] 582: 492 (492-01、-02)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の492鋳造製造・鍛造設備制御・監視員と521鋳造製造・鍛造従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。
492-01 鋳造設備制御・監視員		389	78		→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
492-02 鍛造設備制御・監視員		341	43		→名称を変更した上で、小分類項目とする。
493 金属工作設備制御・監視員		1,353	405	583 金属工作設備オペレーター	
493-00	金属工作設備制御・監視員	0	196	[分類番号の対応] 583: 493 (493-01)	
493-01 金属工作設備制御・監視員		1,353	209		
494 金属プレス設備制御・監視員		2,061	473	584 金属プレス設備オペレーター	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
494-00	金属プレス設備制御・監視員	0	206	[分類番号の対応] 584: 494 (494-01)	
494-01 金属プレス設備制御・監視員		2,061	267		
495 鉄工・製缶設備制御・監視員		251	235	585 鉄工・製缶設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
495-00	鉄工・製缶設備制御・監視員	0	129	[分類番号の対応] 585: 495 (495-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の495鉄工・製缶設備制御・監視員と525鉄工・製缶従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。
495-01 鉄工・製缶設備制御・監視員		251	106		→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
496 板金設備制御・監視員		391	106	586 板金設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
496-00	板金設備制御・監視員	0	31	[分類番号の対応] 586: 496 (496-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の496板金設備制御・監視員と526板金従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。
496-01 板金設備制御・監視員		391	75		→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
497 めっき・金属研磨設備制御・監視員		970	163	587 めっき・金属研磨設備オペレーター	○求人の状況 求人が千に満たない。
497-00	金属彫刻・表面処理設備制御・監視員	0	85	[分類番号の対応] 587: 497 (497-01、-02)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の497金属彫刻・表面処理設備制御・監視員と527金属彫刻・表面処理従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。
497-01 めっき設備制御・監視員		564	26		→中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
497-02 金属研磨設備制御・監視員		406	52		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
498 金属溶接・溶断設備制御・監視員					
498-00	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員	1,695	847	588 金属溶接・溶断設備オペレーター [分類番号の対応] 588 : 498 (498-01)	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
498-01 金属溶接・溶断設備制御・監視員		0	365		
499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断）					
499-00	499 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断）	1,695	482	589 その他の生産設備オペレーターの職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断） [分類番号の対応] 589 : 499 (499-01、-02～04、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
499-01 金属熱処理設備制御・監視員		1,867	1,125		
499-02 圧延設備制御・監視員		0	595		
499-03 伸線設備制御・監視員		238	40		
499-04 金属切断設備制御・監視員（刃物によるもの）		368	105		
499-99 他に分類されない生産設備制御・監視の職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断を除く）		24	5		
50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断を除く）		405	22		
50	50 生産設備制御・監視の職業（金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断を除く）	832	358		
501 化学製品生産設備制御・監視員					
501-00	501 化学製品生産設備制御・監視員	21,428	10,258	591 化学製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 591 : 501 (501-01、-02～04、-99)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
501-01 石油精製設備制御・監視員		3,004	1,261		
501-02 基礎的化学製品製造設備制御・監視員		0	538		
501-03 化学繊維製造設備制御・監視員		439	149		
501-04 医薬品・化粧品製造設備制御・監視員		1,030	327		
501-99 他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員		130	29		
502 薬業製品生産設備制御・監視員					
502-00	502 薬業製品生産設備制御・監視員	670	142	592 薬業・土石製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 592 : 502 (502-01、-02、-03、-99)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
502-01 ガラス製品製造設備制御・監視員		735	76		
502-02 プライセンセラミックス製品製造設備制御・監視員		2,074	546		
502-03 セメント製造設備制御・監視員		0	205		
502-99 他に分類されない薬業製品生産設備制御・監視員		424	39		
503 食料品生産設備制御・監視員					
503-00	503 食料品生産設備制御・監視員	785	188	593 食料品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 593 : 503 (503-01、02、-03、-99)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
503-01 精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員		102	11		
503-02 めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員		763	103		
503-03 乳・乳製品製造設備制御・監視員		4,507	2,681		
503-99 他に分類されない食料品生産設備制御・監視員		0	1,277		
	503 食料品生産設備制御・監視員	614	374		
		1,950	501		
		331	44		
		1,612	485		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員				594 飲料・たばこ生産設備オペレーター [分類番号の対応] 594：504（504-01）	○求人状況 求人が十分に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の504飲料・たばこ生産設備制御・監視員と534飲料・たばこ製造従事者を統合しているが、中分類をま たいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしな い。名称を変更した上で、小分類項目とする。
504-00	飲料・たばこ生産設備制御・監視員	719	153		
		0	60		
504-01 飲料・たばこ生産設備制御・監視員		719	93		
505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員				595 紡織・衣服・繊維製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 595：505（505-01）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
505-00	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	1,322	358		
		0	115		
505-01 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員		1,322	243		
506 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員				596 木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 596：506（506-01、-02、-03）	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
506-00	木・紙製品生産設備制御・監視員	2,435	703		
		0	244		
506-01 製材・合板製造設備制御・監視員		608	110		
506-02 パルプ製造・抄紙設備制御・監視員		485	112		
506-03 加工紙・紙製品製造設備制御・監視員		1,342	237		
507 印刷・製本設備制御・監視員				597 印刷・製本設備オペレーター [分類番号の対応] 597：507（507-01）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
507-00	印刷・製本設備制御・監視員	2,618	1,073		
		0	272		
507-01 印刷・製本設備制御・監視員		2,618	801		
508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員				598 ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター [分類番号の対応] 598：508（508-01、-02）	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で小分類項目とする。
508-00	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	4,151	923		
		0	344		
508-01 ゴム製品製造設備制御・監視員		526	80		
508-02 プラスチック製品製造設備制御・監視員		3,625	499		
509 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）				599 その他の生産設備オペレーターの職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く） [分類番号の対応] 599：509（509-01）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
509-00	その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	598	725		
		0	370		
509-99 その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		598	355		
51 生産設備制御・監視の職業（機械組立）	機械組立設備制御・監視従事者	9,695	7,063		
511 一般機械器具組立設備制御・監視員				601 はん用・生産用・業務用機械器具オペレーター [分類番号の対応] 601：511（511-01）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
511-00	はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員	3,473	3,135		
		8	1,197		
511-01 一般機械器具組立設備制御・監視員		3,465	1,938		
512 電気機械器具組立設備制御・監視員				602 電気機械器具組立設備オペレーター [分類番号の対応] 602：512（512-01）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
512-00	電気機械器具組立設備制御・監視員	4,353	1,546		
		4	688		
512-01 電気機械器具組立設備制御・監視員		4,349	858		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
513 自動車組立設備制御・監視員	513 自動車組立設備制御・監視員	1,436	820	603 自動車組立設備オペレーター	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
513-00		0	319	[分類番号の対応] 603: 513 (513-01)	
513-01 自動車組立設備制御・監視員		1,436	501	604 輸送用機械組立設備オペレーター (自動車を除く)	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の514輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く)と544輸送機械組立従事者(自動車を除く)を統合して、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
514 輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)	514 輸送機械組立設備制御・監視員(自動車を除く)	212	94	[分類番号の対応] 604: 514 (514-01)	
514-00		0	50		
514-01 輸送用機械器具組立設備制御・監視員(自動車を除く)		212	44	605 計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター	○求人の状況 求人が干に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の515計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員と545計量計測機器・光学機械器具組立従事者を統合して、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため、統合はしない。名称を変更した上で、小分類項目とする。
515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	221	66	[分類番号の対応] 605: 515 (515-01)	
515-00		0	28		
515-01 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員		221	38		
52 金属材料製造・金属加工・金属溶接・溶断の職業	52 製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	218,747	66,050		
521 製鉄工・製鋼工	521 製鉄・製鋼・非鉄金属製鉄従事者	1,634	1,030	611 製鉄工、製鋼工、非鉄金属製鉄工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
521-00		0	575	[分類番号の対応] 611: 521 (521-01, -02, -03, -99) 、 522 (522-01, -02, -03, -99)	
521-01 製鉄工		277	130		
521-02 製鋼工		627	182		
521-03 鋳物用鉄溶融工		548	85		
521-99 他に分類されない製鉄工、製鋼工		182	58		
522 非鉄金属製鉄工		1,026	442		
522-00		32	184		
522-01 非鉄金属溶融炉工		541	70		
522-02 非鉄金属電解工		116	31		
522-03 半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど)		114	130		
522-99 他に分類されない非鉄金属製鉄工		223	27		
523 鋳物製造工	522 鋳物製造・鍛造従事者	6,307	1,276	612 鋳物製造工、鍛造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人はそれぞれを小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
523-00		22	479	[分類番号の対応] 612: 523 (523-01, -02) 、524 (524-01, -02~04, -99)	
523-01 鋳物工		4,630	653		
523-02 鋳物仕上工		1,655	144		
524 鍛造工		4,068	742		
524-00		48	302		
524-01 鍛造加熱炉工		409	33		
524-02 自由鍛造工		613	138		
524-03 型鍛造工		226	31		
524-04 手かじ工		953	86		
524-99 他に分類されない鍛造工		1,819	152		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
525 金属熱処理工	529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）（一部）	1,687	312	629 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 →小分類項目は、それ以外の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業に統合する。
525-00		10	142	[分類番号の対応]	
525-01 金属熱処理工		1,677	170	629 : 525 (525-01) 、 526 (526-01) 、 539 (539-01, -02 ~06, -99)	
526 圧延工		2,039	337		
526-00		4	101		
526-01 圧延工	523 金属工作機械作業従事者	2,035	236	613 汎用金属工作機械工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
527 汎用金属工作機械工		23,948	8,433	[分類番号の対応]	
527-00		297	4,488	613 : 527 (527-01, -02 ~04, -99)	
527-01 旋盤工		9,405	2,121		
527-02 ボール盤工		1,344	128		
527-03 フライス盤工		3,489	483		
527-04 研削盤工、仕上機械工		4,156	523		
527-99 他に分類されない汎用金属工作機械工		5,257	690		
528 数値制御金属工作機械工		36,140	7,883	614 数値制御金属工作機械工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
528-00		282	3,046	[分類番号の対応]	
528-01 NC旋盤工	524 金属プレス従事者	17,053	2,386	614 : 528 (528-01, -02 ~04, -99)	
528-02 NCフライス盤工		1,894	159		
528-03 マシニングセンタオペレーター		13,184	1,904		
528-04 NC金属特殊加工機工		1,209	157		
528-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工		2,518	231		
531 金属プレス工	525 鉄工、製缶従事者	14,866	3,577	615 金属プレス工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
531-00		119	2,134	[分類番号の対応]	
531-01 プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）		10,360	1,158	615 : 531 (531-01, -02, -03)	
531-02 打抜プレス工		1,784	114		
531-03 曲プレス工		2,603	171		
532 鉄工、製缶工	525 鉄工、製缶従事者	21,894	4,207	616 鉄工、製缶工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
532-00		91	1,874	[分類番号の対応]	
532-01 建築鉄工		5,840	571	616 : 532 (532-01, -02, -03, -99)	
532-02 造船鉄工		3,594	562		
532-03 製缶工		10,058	960		
532-99 他に分類されない鉄工、製缶工		2,311	240		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
533 板金工	526 板金従事者	23,116	4,414	617 板金工 663 自動車整備・修理工	○職業の位置づけ 自動車板金工の仕事は、自動車整備・修理工に位置づけられると考えられるが、単独で項目立てするほどの求人はない。 →自動車板金工は、自動車整備・修理工は廃止し、含まれる仕事の位置づけは索引で示す。 その他の項目は、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
533-00		66	1,303	[分類番号の対応]	
533-01 建築板金工		7,390	525	617 : (533-01、-02、-99)	
533-02 工場板金工		3,562	327	663 : (533-03)、603 (603-01)	
533-03 自動車板金工		10,817	2,160		
533-99 他に分類されない板金工		1,281	99		
534 めっき工、金属研磨工	527 金属彫刻・表面処理従事者	8,185	1,409	618 めっき工、金属研磨工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
534-00		33	620	[分類番号の対応]	
534-01 電気めっき工		1,915	118	618 : 534 (534-01、-02～04)	
534-02 めっき工（電気めっきを除く）		1,878	162		
534-03 金属材料・製品研磨工		2,982	394		
534-04 金属手仕上工		1,377	115		
535 くぎ・ばね・金属線製品製造工	529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）（一部）	1,818	480	621 金属製品製造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 くぎ・ばね・金属線製品製造工の求人は多くないが、金属製品製造工の求人は比較的多い。 →くぎ・ばね・金属線製品製造工を金属製品製造工に統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
535-00		0	237	[分類番号の対応]	
535-01 くぎ・ばね・金属線製品製造工		1,818	243	621 : 535 (535-01)、536 (536-01、-02～05、-99)	
536 金属製品製造工		20,143	5,920		
536-00		13	2,731		
536-01 金属製家具・建具製造工		7,061	807		
536-02 治工具製造工		1,488	213		
536-03 金型製造工	528 金属溶接・溶断従事者	5,467	1,291		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
536-04 刃物製造工		506	133		
536-05 金具製造工		548	70		
536-99 他に分類されない金属製品製造工		5,060	675	622 金属溶接・溶断工	
537 金属溶接・溶断工		36,472	10,985	[分類番号の対応]	
537-00		332	6,018	622 : 537 (537-01、-02～05、-99)	
537-01 アーク溶接工		23,955	3,359		
537-02 抵抗溶接工	528 金属溶接・溶断従事者	1,214	171		
537-03 ガス溶接工		5,197	964		
537-04 ガス切断工		1,085	111		
537-05 自動溶接・溶断機運転工		1,628	105		
537-99 他に分類されない金属溶接・溶断工		3,061	257		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
539 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	539 その他の製品製造・加工処理 従事者 (金属製品)	15,404	4,221	629 その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業 [再掲]	→厚生労働省編独自の小分類項目である金属熱処理工と圧延工を統合した上で、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
539-00		41	2,124	[分類番号の対応] 629 : 525 (525-01)、526 (526-01)、539 (539-01、-02～-06、-99) [再掲]	
539-01 伸線工					
539-02 ろう付工、はんだ付工		625	62		
539-03 金型取付工		937	186		
539-04 金属切断工 (刃物によるもの)		379	22		
539-05 ダイカスト工		2,974	219		
539-06 機械解体処理工		960	96		
539-99 他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		2,142	391		
54 製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		7,346	1,121		
541 化学製品製造工	53 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	374,108	140,445		→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
541-00	531 化学製品製造従事者	18,475	6,083	631 化学製品製造工	
541-01 基礎的化学品製造工		43	2,529	[分類番号の対応] 631 : 541 (541-01、-02～-08、-99)	
541-02 化学繊維工		5,902	1,338		
541-03 石けん・洗剤・油脂製品製造工		783	101		
541-04 医薬品製造工		527	66		
541-05 化粧品製造工		2,855	1,140		
541-06 感光剤材料製造工 (フィルムを除く)		3,884	324		
541-07 フィルム製造工		75	3		
541-08 塗料・絵具・インク製造工		638	69		
541-99 他に分類されない化学製品製造工		1,025	130		
542 窯業・土石製品製造工	532 窯業・土石製品製造従事者	2,743	383	632 窯業・土石製品製造工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
542-00		18,389	3,711	[分類番号の対応] 632 : 542 (542-01、-02～-09、-99)	
542-01 ガラス製品製造工		26	1,045		
542-02 れんが・かわら類製造工		2,864	309		
542-03 陶磁器製造工		473	80		
542-04 ファイレンセラミックス製品製造工		1,533	405		
542-05 セメント製造工		2,481	597		
542-06 コンクリート製品製造工 (生コンクリートを除く)		172	24		
542-07 生コンクリート製造工		6,032	607		
542-08 研磨用材製造工		1,088	195		
542-09 土石製品製造工		400	59		
542-99 他に分類されない窯業・土石製品製造工		1,435	198		
		1,885	192		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
543 精穀・製粉・調味食品製造工	543 食料品製造従事者	6,765	3,657	649 その他の食料品製造の職業 [分類番号の対応] 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546-01、-02、-03)、548 (548-01、-02、-03、-99)、555 (555-01)	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人状況 求人とはそれほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。
543-00		6	1,856		
543-01 精穀工		600	80		
543-02 製粉工		516	56		
543-03 味ぞ・しょう油製造工		993	118		
543-99 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工		4,650	1,547		
544 めん類製造工		5,958	994		
544-00		4	463		
544-01 製めん工		4,842	465		
544-02 即席めん類製造工		564	36		
544-99 他に分類されないめん類製造工		548	30		
545 パン・菓子製造工		48,262	16,166	641 パン・菓子製造工	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人状況 求人は多く、小分類項目とする基準を満たしている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
545-00		50	6,867	[分類番号の対応] 641 : 545 (545-01、-02～05、-99)	
545-01 パン・焼菓子製造工		26,205	5,305		
545-02 洋生菓子製造工		9,642	2,507		
545-03 和生菓子製造工		5,882	719		
545-04 和干菓子製造工		2,166	262		
545-05 スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工		1,518	179		
545-99 他に分類されないパン・菓子製造工		2,799	327		
546 豆腐・こんにやく・ふ製造工	546 食品製造従事者	4,797	542	649 その他の食料品製造の職業 [再掲] [分類番号の対応] 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546-01、-02、-03)、548 (548-01、-02、-03、-99)、555 (555-01) [再掲]	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。
546-00		10	268		
546-01 豆腐・油揚げ等製造工		3,957	238		
546-02 こんにやく製造工		670	21		
546-03 ふ製造工		160	15		
547 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		5,075	2,899	644 保存食品・冷凍加工食品製造工	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人状況 求人は小分類項目とするほど多くはない。 →保存食品・冷凍加工食品製造工に統合する。
547-00		56	1,751	[分類番号の対応] 644 : 547 (547-01、-02、-03)、553 (553-01、-02)	
547-01 かん詰食品製造工		1,576	389		
547-02 びん詰食品製造工		777	104		
547-03 レトルト食品製造工		2,666	655		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
548 乳・乳製品製造工	533 食料品製造従事者	2,616	425	649 その他の食料品製造の職業 [再掲]	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 →求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。
548-00		7	230	[分類番号の対応] 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546-01、-02、-03)、548 (548-01、-02、-03、-99)、555 (555-01) [再掲]	
548-01 飲用乳製造工		570	60		
548-02 乳酸発酵製品製造工		388	34		
548-03 アイスクリーム製造工		1,004	53		
548-99 他に分類されない乳・乳製品製造工		647	48		
551 食肉加工品製造工		26,910	4,804	642 食肉加工工	
551-00		102	2,282	[分類番号の対応] 642 : 551 (551-01、-02、-99)	
551-01 精肉工		18,040	1,857		
551-02 ハム・ペーコン・ソーセージ製造工		2,435	210		
551-99 他に分類されない食肉加工品製造工		6,333	455		
552 水産物加工工		23,478	4,912	643 水産物加工工	
552-00		304	3,126	[分類番号の対応] 643 : 552 (552-01、-02、-03、-99)	
552-01 かつお節類製造工		738	76		
552-02 魚介干物製造工		3,644	313		
552-03 水産ねり物製造工		2,313	284		
552-99 他に分類されない水産物加工工		16,479	1,113		
553 保存食品・冷凍加工食品製造工		12,033	4,452	644 保存食品・冷凍加工食品製造工 [再掲]	
553-00		103	2,531	[分類番号の対応] 644 : 547 (547-01、-02、-03)、553 (553-01、-02) [再掲]	
553-01 保存食品製造工		4,263	1,129		
553-02 冷凍加工食品製造工		7,667	792		
554 弁当・惣菜類製造工		48,348	8,965	645 弁当・惣菜類製造工	
554-00		29	3,648	[分類番号の対応] 645 : 554 (554-01)	
554-01 弁当・惣菜類製造工		48,319	5,317		
555 野菜つけ物工				649 その他の食料品製造の職業 [再掲]	○厚生労働省編独自の小分類項目 ○求人の状況 →求人は小分類項目とするほど多くはない。 →食料品製造の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の食料品製造の職業に統合する。
555-00		3,704	528	[分類番号の対応] 649 : 543 (543-01、-02、-03、-99)、 544 (544-01、-02、-99)、546 (546-01、-02、-03)、548 (548-01、-02、-03、-99)、555 (555-01) [再掲]	
555-01 野菜つけ物工		2	255		
		3,702	273		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
556 飲料・たばこ製造工	554 飲料・たばこ製造従事者	5,846	1,638	633 飲料・たばこ製造工 [分類番号の対応] 633: 556 (556-01、-02～05、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
556-00		1	457		
556-01 製茶工		701	113		
556-02 清酒製造工		1,157	444		
556-03 酒類製造工 (清酒を除く)		836	273		
556-04 清涼飲料製造工		2,735	241		
556-05 たばこ製造工		18	2		
556-99 他に分類されない飲料・たばこ製造工		398	108		
557 繊維工		7,114	1,656	634 紡織・衣服・繊維製品製造工 [分類番号の対応] 634: 557 (557-01、-02～09、-99)、558 (558-01、-02～10、-99)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○衣服・繊維製品製造工の求人は多いが、紡織工の求人は多くない。 →紡織工と衣服・繊維製品製造工を紡織・衣服・繊維製品製造工に統合。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
557-00		18	560		
557-01 粗紡工、精紡工		323	54		
557-02 ねん糸工、加工糸工		703	56		
557-03 織布準備工		419	48		
557-04 織布工		1,060	194		
557-05 精練・漂白工		171	12		
557-06 染色・仕上工		1,341	402		
557-07 編物工、編立工		920	133		
557-08 つな・あみ製造工		979	66		
557-09 フェルト・不織布製造工	555 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	462	37		
557-99 他に分類されない紡織工		718	94		
558 衣服・繊維製品製造工		33,268	10,690		
558-00		32	2,904		
558-01 婦人服・子供服仕立職		326	417		
558-02 紳士服仕立職		264	61		
558-03 和服仕立職		313	222		
558-04 衣服修理工		4,352	323		
558-05 布裁断工		2,422	201		
558-06 ミシン縫製工 (衣服)		15,284	5,374		
558-07 ミシン縫製工 (身の回り品)	558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工	3,475	405		
558-08 特殊ミシン縫製工		1,063	118		
558-09 刺しゅう工		283	97		
558-10 衣服・繊維製品仕上工		2,386	257		
558-99 他に分類されない衣服・繊維製品製造工		3,068	311		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
561 木製製品製造工	536 木・紙製品製造従事者	20,155	7,144	635 木製製品製造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は比較的多い。また、統合する場合、パルプ・紙・紙製品製造工となるが、そちらの求人も比較的多くなっている。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
561-00		52	2,273	[分類番号の対応] 635：561（561-01、-02～06、-99）	
561-01 製材工、チップ製造工		4,762	806		
561-02 合板工		2,140	207		
561-03 木工、木彫工		2,943	1,193		
561-04 木製家具・建具製造工		7,464	2,330		
561-05 指物職		132	48		
561-06 木材防虫・防腐処理工		180	13		
561-99 他に分類されない木製製品製造工		2,482	274		
562 パルプ・紙・紙製品製造工		13,880	3,324	636 パルプ・紙・紙製品製造工	
562-00		2	1,589	[分類番号の対応] 636：562（562-01、-02～07、-99）	
562-01 パルプ工、紙料工		488	94		
562-02 紙すき工		526	160		
562-03 段ボール製造工		3,212	385		
562-04 加工紙製造工（段ボールを除く）		595	60		
562-05 紙器製造工		3,805	389		
562-06 紙製品製造工		1,819	209		
562-07 紙裁断工		1,232	189		
562-99 他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工		2,201	249		
563 印刷・製本作業員	537 印刷・製本従事者	16,133	9,063	637 印刷・製本作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
563-00		31	2,049	[分類番号の対応] 637：563（563-01、-02～11、-99）	
563-01 DTPオペレーター		2,905	3,791		
563-02 写真植字機オペレーター		194	47		
563-03 製版作業員		1,080	570		
563-04 とつ（凸）版印刷作業員		163	46		
563-05 オフセット印刷作業員		2,341	438		
563-06 グラビア印刷作業員		919	51		
563-07 スクリーン印刷作業員		828	92		
563-08 シール印刷作業員		1,056	70		
563-09 校正作業員		573	652		
563-10 印刷物光沢加工作業員		295	20		
563-11 製本作業員		3,143	784		
563-99 他に分類されない印刷・製本作業員		2,605	453		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
564 ゴム製品製造工	538 ゴム・プラスチック製品製造 従事者	6,924	1,248	638 ゴム・プラスチック製品製造工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 ゴム製品製造工の求人は多くないが、プラスチック製品製造工の求人は比較的多い。 →ゴム製品製造工とプラスチック製品製造工を統合。細分類目は廃止し、小分類項目とする。
564-00				[分類番号の対応] 638 : 564 (564-01、-02～05、-99)、565 (565-01、-02～05、-99)	
564-01 原料ゴム加工工		19	621		
564-02 タイヤ成形工		588	87		
564-03 ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）		867	94		
564-04 ゴム裁断工		3,233	294		
564-05 ゴム塗布工		288	9		
564-99 他に分類されないゴム製品製造工		49	5		
565 プラスチック製品製造工		1,880	138		
565-00		27,108	5,316		
565-01 原料プラスチック処理工		58	2,613		
565-02 プラスチック成形工		899	82		
565-03 プラスチック切削・研磨工		15,257	1,770		
565-04 プラスチック接合・裁断工		989	62		
565-05 プラスチック塗布工		1,366	78		
565-99 他に分類されないプラスチック製品製造工		249	16		
569 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	539 その他の製品製造・加工処理 従事者（金属製品を除く）	8,290	695	639 その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断及び食料品製造を除く）	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
569-00		18,870	17,210	[分類番号の対応] 639 : 569 (569-01、-02～13、-99)	
569-01 革・革製品製造工		9	8,287		
569-02 かばん・袋物製造工		1,982	778		
569-03 貴金属・宝石・甲・角細工工		1,239	305		
569-04 楽器製造工		1,068	546		
569-05 がん具製造工		202	165		
569-06 運動具製造工		344	94		
569-07 筆記用具製造工		290	46		
569-08 漆器工		444	32		
569-09 ほうき・ブラシ製造工		149	62		
569-10 模型・模造品製作工		389	29		
569-11 配合飼料製造工		726	244		
569-12 内張工		1,363	118		
569-13 義具師		1,133	62		
569-99 他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		246	63		
		9,286	6,379		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
57 機械組立の職業	54 機械組立従事者	128,948	115,313		
571 一般機械器具組立工		40,869	42,718	651 はん用・生産用・業務用機械器具組立工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
571-00		85	29,674	[分類番号の対応] 651：571（571-01、-02～09、-99）	
571-01 原動機組立工		1,363	1,308		
571-02 金属加工機械組立工		4,288	1,310		
571-03 農業用機械組立工		1,530	207		
571-04 建設機械組立工		1,331	127		
571-05 印刷・製本機械組立工		526	77		
571-06 半導体・液晶パネル製造装置組立工		4,640	475		
571-07 業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工		3,541	421		
571-08 サービス用・娯楽機械組立工		961	91		
571-09 機械部品組立工		8,005	5,220		
571-99 他に分類されない一般機械器具組立工		14,599	3,808		
572 電気機械組立工		15,947	9,153	652 電気機械器具組立工 653 電子部品・デバイス・電子回路組立工	○厚生労働省編職業分類独自の職業分類 ○求人状況 どの小分類項目も小分類項目とするほど多くないが、電気機械組立工と電子機器部品組立工が比較的多くなっている。
572-00		53	4,296		○産業分類との関係
572-01 発電機・電動機組立工		3,705	1,346	652：572（572-01、-02、-03、-99）、 573（573-01、-02、-99）、574（574-01、-02、-99）、575（575-01）、577（577-01）、578（578-01）、581（581-01）、582（582-01）	産業分類では、半導体製品や電子機器部品の製造は大分類E製造業、中分類28電子部品・デバイス・電子回路製造業に、電気機械器具や民生用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池の製造等は大分類E製造業、中分類29電気機械器具製造業に位置づけられている。
572-02 配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工		5,334	756		→産業分類に沿った形で、電気機械器具組立工と電子部品・デバイス・電子回路組立工の2つの小分類項目に統合し、細分類は廃止して小分類項目とする。
572-03 電気機械部品組立工		5,332	2,481		
572-99 他に分類されない電気機械組立工		1,523	274	653：576（576-01、-02、-99）、583（583-01、-02、-03、-99）	
573 電気通信機械器具組立工		2,777	1,761		
573-00		88	1,095		
573-01 無線・有線通信機器組立工		1,914	525		
573-02 テレビ・ラジオ組立工		43	20		
573-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工		732	121		
574 電子応用機械器具組立工		3,425	1,270		
574-00		3	598		
574-01 電子計算機組立工		754	338		
574-02 電子複写機組立工		175	39		
574-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工		2,493	295		
575 民生用電子・電気機械器具組立工		4,868	2,088		
575-00		0	994		
575-01 民生用電子・電気機械器具組立工		4,868	1,094		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
576 半導体製品製造工	(参考) 日本標準職業分類 542 電気機械器具組立従事者 543 自動車組立従事者 544 輸送機械組立従事者 (自動車を除く)	4,178	2,631		
576-00		69	1,478		
576-01 半導体チップ製造工		1,056	468		
576-02 半導体組立工		1,852	530		
576-99 他に分類されない半導体製品製造工		1,201	155		
577 電球・電子管組立工		497	175		
577-00		0	93		
577-01 電球・電子管組立工		497	82		
578 乾電池・蓄電池製造工		1,264	581		
578-00		38	393		
578-01 乾電池・蓄電池製造工		1,226	188		
581 被覆電線製造工		1,796	232		
581-00		14	116		
581-01 被覆電線製造工		1,782	116		
582 束線工		3,886	535		
582-00		0	205		
582-01 束線工		3,886	330		
583 電子機器部品組立工		15,693	5,628		
583-00		15	3,148		
583-01 電子回路用コンデンサ組立工		760	85		
583-02 プリント基板組立工		3,707	508		
583-03 液晶表示部品製造工		625	78		
583-99 他に分類されない電子機器部品組立工		10,586	1,809		
584 自動車組立工	543 自動車組立従事者	23,653	19,374	654 自動車組立工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
584-00		0	6,168	[分類番号の対応] 654 : 584 (584-01、-02)	
584-01 自動車組立・ぎ装工		6,116	2,446		
584-02 自動車部品組立工		17,537	10,760		
585 輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)	544 輸送機械組立従事者 (自動車を除く)	2,781	740	655 輸送用機械組立工 (自動車を除く)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
585-00		4	265	[分類番号の対応] 655 : 585 (585-01、-02~04、-99)	
585-01 鉄道車両組立工		448	74		
585-02 船舶ぎ装工		574	51		
585-03 航空機組立工		764	179		
585-04 自転車組立工		347	114		
585-99 他に分類されない輸送用機械器具組立工 (自動車を除く)		644	57		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
586 計量計測機器組立工	545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	1,463	273	656 計量計測機器・光学機械器具組立工 [分類番号の対応] 656：586（586-01、-02）、587（587-01、-99）、588（588-01）、591（591-01）、599（599-99）	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 →求人それぞれ小分類項目とするほど多くはない。 →細分類項目は廃止し、小分類項目は統合する。
586-00		0	109		
586-01 電気計測器組立工		486	43		
586-02 計量器・測定器組立工		977	121		
587 光学機械器具組立工		2,000	563		
587-00		0	242		
587-01 カメラ組立工		1,076	250		
587-99 他に分類されない光学機械器具組立工		924	71		
588 レンズ研磨工・加工工		734	180		
588-00		1	90		
588-01 レンズ研磨工・加工工	546 その他の機械組立の職業 (対応する項目なし)	733	90	廃止	→日本標準職業分類と対応させた場合、当該項目に位置づけべき職業がなかったため廃止。含まれる仕事の位置づけは索引で示す。
591 時計組立工		316	102		
591-00		0	42		
591-01 時計組立工		316	60		
599 その他の機械組立の職業		2,801	2,498		
599-00		8	1,557		
599-99 その他の機械組立の職業		2,793	941		
60 機械整備・修理の職業	55 機械整備・修理従事者	129,476	30,760	661 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工 [分類番号の対応] 661：601（601-01、-02～04、-99）	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
601 一般機械器具修理工	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	45,091	10,615		
601-00		441	4,912		
601-01 原動機修理工		1,799	215		
601-02 金属加工機械修理工		1,268	217		
601-03 産業用機械修理工		16,965	1,592		
601-04 生産設備保全工		12,215	2,517		
601-99 他に分類されない一般機械器具修理工		12,403	1,162		
602 電気機械器具修理工	552 電気機械器具整備・修理従事者	11,902	4,026	662 電気機械器具整備・修理工 [分類番号の対応] 662：602（602-01、-02～04、-99）	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
602-00		35	1,881		
602-01 電気機械修理工		5,236	762		
602-02 電気通信機械器具修理工		853	164		
602-03 電子応用機械器具修理工		2,105	616		
602-04 民生用電子・電気機械器具修理工		2,333	387		
602-99 他に分類されない電気機械器具整備・修理工		1,340	216		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
603 自動車整備工				663 自動車整備・修理工 [再掲]	→自動車板金工を統合し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
603-00	553 自動車整備・修理従事者	68,868	13,548	[分類番号の対応]	
603-01 自動車整備工		11	3,752	663 : (533-03)、603 (603-01) [再掲]	
604 輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)				664 輸送用機械整備・修理工 (自動車を除く)	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
604-00		2,518	899	[分類番号の対応]	
604-01 鉄道車両修理工		0	171	664 : 604 (604-01、-02～04、-99)	
604-02 船舶修理工	554 輸送機械整備・修理従事者 (自動車を除く)	309	121		
604-03 航空機整備工		994	100		
604-04 自転車修理工		112	166		
604-99 他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工 (自動車を除く)		578	266		
605 計量計測機器・光学機械器具修理工				665 計量計測機器・光学機械器具整備・修理工	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
605-00		525	75		
605-01 計量計測機器修理工		1,097	301		
605-02 光学機械器具修理工	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	0	38	[分類番号の対応]	
605-03 時計修理工		789	121	665 : 605 (605-01、-02、-03)	
		102	18		
		206	124		
61 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	56 製品検査従事者 (金属製品)	18,772	6,603		→そのまま小分類項目とする。
611 金属材料検査工				671 金属材料検査工	
611-00	561 金属材料検査従事者	4,328	1,925	[分類番号の対応]	
611-01 金属材料検査工		4	1,062	671 : 611 (611-01)	
612 金属加工・溶接検査工				672 金属加工・溶接検査工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
612-00	562 金属加工・溶接・溶断検査従事者	4,324	863	[分類番号の対応]	
612-01 金属加工検査工		14,444	2,556	672 : 612 (612-01、-02、-03)	
612-02 金属溶接検査工		12	959		
612-03 金属溶接検査工 (金属)		11,826	1,395		
		222	53		
		2,384	149		
62 製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	57 製品検査従事者 (金属製品を除く)	33,440	9,731		→そのまま小分類項目とする。
621 化学製品検査工				681 化学製品検査工	
621-00	571 化学製品検査従事者	3,289	1,247	[分類番号の対応]	
621-01 化学製品検査工		0	425	681 : 621 (621-01)	
622 窯業製品検査工				682 窯業・土石製品検査工	→細分類項目は廃止し、名称を変更した上で、小分類項目とする。
622-00	572 窯業・土石製品検査従事者	3,289	822	[分類番号の対応]	
622-01 ガラス製品検査工		2,417	284	682 : 622 (622-01、-99)	
622-99 他に分類されない窯業製品検査工		0	78		
		798	88		
		1,619	118		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
623 食料品検査工				683 食料品検査工	→そのまま小分類項目とする。
623-00	573 食料品検査従事者	3,009	878	[分類番号の対応] 683: 623 (623-01)	
623-01 食料品検査工		0	365		
624 飲料・たばこ検査工				684 飲料・たばこ検査工	○求人状況 求人が手に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
624-00	574 飲料・たばこ検査従事者	479	67	[分類番号の対応] 684: 624 (624-01)	
624-01 飲料・たばこ検査工		0	23		
625 繊維・衣服・繊維製品検査工				685 繊維・衣服・繊維製品検査工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
625-00	575 繊維・衣服・繊維製品検査従事者	3,727	634	[分類番号の対応] 685: 625 (625-01、-02)	
625-01 繊維製品検査工		0	262		
625-02 衣服・繊維製品検査工		1,212	132		
626 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工				686 木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
626-00	576 木・紙製品検査従事者	2,515	240		
626-01 木製製品検査工		1,626	207		
626-02 パルプ・紙・紙製品検査工		0	102	[分類番号の対応] 686: 626 (626-01、-02)	
627 印刷・製本検査工				687 印刷・製本検査工	○求人状況 求人が手に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
627-00	577 印刷・製本検査従事者	802	171	[分類番号の対応] 687: 627 (627-01)	
627-01 印刷・製本検査工		0	66		
628 ゴム・プラスチック製品検査工				688 ゴム・プラスチック製品検査工	→そのまま小分類項目とする。
628-00	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者	802	105		
628-01 ゴム・プラスチック製品検査工		15,049	1,947	[分類番号の対応] 688: 628 (628-01)	
629 その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)				689 その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	→そのまま小分類項目とする。
629-00	579 その他の製品検査従事者 (金属製品を除く)	3,041	634	[分類番号の対応] 689: 629 (629-99)	
629-99 一般機械器具検査工		15,040	1,115		
63 機械検査の職業	58 機械検査従事者	28,106	10,427		
631 一般機械器具検査工	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	5,694	2,934	691 はん用・生産用・業務用機械器具検査工	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
631-00		9	1,373	[分類番号の対応] 691: 631 (631-01)	
631-01 一般機械器具検査工		5,685	1,561		
632 電気機械器具検査工	電気機械器具検査従事者	13,445	3,154	692 電気機械器具検査工	→そのまま小分類項目とする。
632-00		0	968	[分類番号の対応] 692: 632 (632-01)	
632-01 電気機械器具検査工		13,445	2,186		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
633 自動車検査工				693 自動車検査工	→そのまま小分類項目とする。
633-00	583 自動車検査従事者	7,323	2,519	[分類番号の対応] 693 : 633 (633-01)	
633-01 自動車検査工		0	527		
634 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）				694 輸送用機械検査工（自動車を除く）	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
634-00	584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	7,323	1,992	[分類番号の対応] 694 : 634 (634-01)	
634-01 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）		415	116		
635 計量計測機器・光学機械器具検査工				695 計量計測機器・光学機械器具検査工	→そのまま小分類項目とする。
635-00	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	0	39	[分類番号の対応] 695 : 635 (635-01)	
635-01 計量計測機器・光学機械器具検査工		415	77		
64 生産関連・生産類似の職業	59 生産関連・生産類似作業従事者	1,229	167		
641 塗装工		68,657	43,515	701 建築塗装工 702 塗装工（建物を除く）	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 ○求人は多い。細分類項目でも、建築塗装工、金属塗装工の求人は比較的多い。 ○ハローワークの意見 ○建築塗装工は、求職者は建築の職業と認識している。 →建築塗装工を小分類項目に格上げ。 その他の項目は、細分類項目は廃止し、塗装工（建物を除く）として小分類項目とする。
641-00		34,382	6,181		
641-01 木工塗装工		171	3,007	[分類番号の対応] 701 : (641-03, -98 (一部)) 702 : (641-01, -02, -98 (一部), -99)	
641-02 金属塗装工		966	184		
641-03 建築塗装工		12,655	1,281		
641-98 塗装工見習		17,414	1,507		
641-99 他に分類されない塗装工		991	58		
642 画工、看板制作工		2,185	144	703 画工、看板制作工	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 ○求人は小分類項目とするほど多くないが、統合するのに適当な項目がない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類では、生産関連作業従事者として一つにまとめられているが、国勢調査職業分類では日本標準職業分類の591生産関連作業従事者を画工、塗装・看板制作従事者と生産関連作業従事者（画工、塗装・看板製作従事者）との分割している。前者は、生産の最終工程での塗装等の仕事であり、後者は、生産の最初の工程での製図等の仕事であり、性質が違うためと考えられる。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
642-00	591 生産関連作業従事者	2,152	841	[分類番号の対応] 703 : 642 (642-01, -02)	
642-01 画工		1	149		
642-02 看板制作工		330	397		
643 製図工		1,821	295	704 建築製図工 705 製図工（建物・土木施設を除く）	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 ○求人は比較的多い。細分類項目でも、建築製図工、機械製図工の求人は比較的多い。 ○ハローワークの意見 ○建築製図工は、求職者は建築の職業と認識している。 →写図工、現図工（建物）を統合した上で、建築製図工を小分類項目に格上げ。 その他の項目は、細分類項目は廃止し、写図工、現図工（建物・土木施設以外）を統合した上で、製図工（建物・土木施設を除く）として小分類項目とする。
643-00		27,879	14,642	[分類番号の対応] 704 : (643-01) 、 (649-02 (一部)) 、 (649-03 (一部)) 705 : (643-02, -03) 、 (649-02 (一部)) 、 (649-03 (一部))	
643-01 建築製図工		112	2,832		
643-02 機械製図工		14,456	6,766		
643-03 電気・電子製図工		11,187	4,596		
		2,124	448		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由	
644 パタンナー				706 パタンナー [分類番号の対応] 706：644（644-01）	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 求人は少ないが、統合するのに適当な項目がない。 ○ハローワークの意見 デザイナーに近い仕事。 ○国勢調査職業分類	
644-00	591 生産関連作業従事者	996	1,137		日本標準職業分類では、生産関連作業従事者として一つにまとめられているが、国勢調査職業分類では日本標準職業分類の591生産関連作業従事者を画工、塗装・看板製作従事者と生産関連作業従事者（画工、塗装・看板製作従事者）との分割している。前者は、生産の最終工程での塗装等の仕事であり、後者は、生産の最初の工程での製図等の仕事であり、性質が違うためと考えられる。 →そのまま小分類項目とする。	
644-01 パタンナー		0	286			
		996	851		○職業の位置づけ 写図や現図は、現在はシステム上で簡単にできるようになっており、製図工に位置づけるのが適切であると考えられる。 →写図工、現図工は、建築製図工、製図工（建物・土木施設を除く）に位置づける。 それ以外は、細分類項目は廃止した上で、その他の生産関連・生産類似の職業として小分類項目とする。	
649 その他の生産関連・生産類似の職業				704 建築製図工 [再掲] 705 製図工（建物・土木施設を除く） [再掲] 709 その他の生産関連・生産類似の職業 [分類番号の対応] 704：（643-01）、（649-02（一部））、（649-03（一部）） [再掲] 705：（643-02、-03）、（649-02（一部））、（649-03（一部）） [再掲] 709：（649-01、-04、-99）		
649-00		3,248	11,308			
649-01 写真工		0	6,110			
649-02 写図工	592 生産類似作業従事者	367	384			
649-03 現図工		647	259			
		120	15			
649-04 映写技師		11	26			
649-99 他に分類されない生産関連・生産類似の職業		2,103	4,514			

（注）

- 1 分類番号について
- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。

② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。

③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前掲に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。

④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。

⑤ [分類番号の対応]に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。

⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「○○○-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。

② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。

③ 求人の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）

④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表33 大分類H「生産工程の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
H	生産工程の職業	H	生産工程の職業
49	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)		
491	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬 設備制御・監視員	581	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬 設備オペレーター
491-01	製鉄・製鋼設備制御・監視員		
491-02	非鉄金属製錬設備制御・監視員		
492	鑄造・鍛造設備制御・監視員	582	鑄造・鍛造設備オペレーター
492-01	鑄造設備制御・監視員		
492-02	鍛造設備制御・監視員		
493	金属工作設備制御・監視員	583	金属工作設備オペレーター
493-01	金属工作設備制御・監視員		
494	金属プレス設備制御・監視員	584	金属プレス設備オペレーター
494-01	金属プレス設備制御・監視員		
495	鉄工・製缶設備制御・監視員	585	鉄工・製缶設備オペレーター
495-01	鉄工・製缶設備制御・監視員		
496	板金設備制御・監視員	586	板金設備オペレーター
496-00			
496-01	板金設備制御・監視員		
497	めっき・金属研磨設備制御・監視員	587	めっき・金属研磨設備オペレーター
497-01	めっき設備制御・監視員		
497-02	金属研磨設備制御・監視員		
498	金属溶接・溶断設備制御・監視員	588	金属溶接・溶断設備オペレーター
498-01	金属溶接・溶断設備制御・監視員		
499	その他の生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)	589	その他の生産設備オペレーターの職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)
499-01	金属熱処理設備制御・監視員		
499-02	圧延設備制御・監視員		
499-03	伸線設備制御・監視員		
499-04	金属切断設備制御・監視員 (刃物によるもの)		
499-99	他に分類されない生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断)		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
50	生産設備制御・監視の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		
501	化学製品生産設備制御・監視員	591	化学製品生産設備オペレーター
501-01	石油精製設備制御・監視員		
501-02	基礎的化学品製造設備制御・監視員		
501-03	化学繊維製造設備制御・監視員		
501-04	医薬品・化粧品製造設備制御・監視員		
501-99	他に分類されない化学製品生産設備制御・監視員		
502	窯業製品生産設備制御・監視員	592	窯業・土石製品生産設備オペレーター
502-01	ガラス製品製造設備制御・監視員		
502-02	ファインセラミックス製品製造設備制御・監視員		
502-03	セメント製造設備制御・監視員		
502-99	他に分類されない窯業製品生産設備制御・監視員		
503	食料品生産設備制御・監視員	593	食料品生産設備オペレーター
503-01	精穀・製粉・調味食品製造設備制御・監視員		
503-02	めん類・パン・菓子製造設備制御・監視員		
503-03	乳・乳製品製造設備制御・監視員		
503-99	他に分類されない食料品生産設備制御・監視員		
504	飲料・たばこ生産設備制御・監視員	594	飲料・たばこ生産設備オペレーター
504-01	飲料・たばこ生産設備制御・監視員		
505	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員	595	紡織・衣服・繊維製品生産設備オペレーター
505-01	紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員		
506	木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備制御・監視員	596	木製製品・パルプ・紙・紙製品生産設備オペレーター
506-01	製材・合板製造設備制御・監視員		
506-02	パルプ製造・抄紙設備制御・監視員		
506-03	加工紙・紙製品製造設備制御・監視員		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
507	印刷・製本設備制御・監視員	597	印刷・製本設備オペレーター
507-01	印刷・製本設備制御・監視員		
508	ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員	598	ゴム・プラスチック製品生産設備オペレーター
508-01	ゴム製品製造設備制御・監視員		
508-02	プラスチック製品製造設備制御・監視員		
509	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	599	その他の生産設備オペレーターの職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
509-99	その他の生産設備制御・監視の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
51	生産設備制御・監視の職業（機械組立）		
511	一般機械器具組立設備制御・監視員	601	はん用・生産用・業務用機械器具組立設備オペレーター
511-01	一般機械器具組立設備制御・監視員		
512	電気機械器具組立設備制御・監視員	602	電気機械器具組立設備オペレーター
512-01	電気機械器具組立設備制御・監視員		
513	自動車組立設備制御・監視員	603	自動車組立設備オペレーター
513-01	自動車組立設備制御・監視員		
514	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）	604	輸送用機械組立設備オペレーター（自動車を除く）
514-01	輸送用機械器具組立設備制御・監視員（自動車を除く）		
515	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員	605	計量計測機器・光学機械器具組立設備オペレーター
515-01	計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員		
52	金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		
521	製鉄工、製鋼工	611	製鉄工、製鋼工、非鉄金属製錬工
521-01	製鉄工		
521-02	製鋼工		
521-03	鋳物用鉄溶融工		
521-99	他に分類されない製鉄工、製鋼工		
522	非鉄金属製錬工		
522-01	非鉄金属溶融炉工		
522-02	非鉄金属電解工		
522-03	半導体材料精錬工（多結晶シリコンなど）		
522-99	他に分類されない非鉄金属製錬工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
523	鋳物製造工	612	鋳物製造工、鍛造工
523-01	鋳物工		
523-02	鋳物仕上工		
524	鍛造工		
524-01	鍛造加熱炉工		
524-02	自由鍛造工		
524-03	型鍛造工		
524-04	手かじ工		
524-99	他に分類されない鍛造工		
525	金属熱処理工	629	その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
525-01	金属熱処理工		
526	圧延工	613	汎用金属工作機械工
526-01	圧延工		
527	汎用金属工作機械工		
527-01	旋盤工		
527-02	ボール盤工		
527-03	フライス盤工		
527-04	研削盤工、仕上機械工		
527-99	他に分類されない汎用金属工作機械工		
528	数値制御金属工作機械工	614	数値制御金属工作機械工
528-01	NC旋盤工		
528-02	NCフライス盤工		
528-03	マシニングセンタオペレーター		
528-04	NC金属特殊加工機工		
528-99	他に分類されない数値制御金属工作機械工		
531	金属プレス工	615	金属プレス工
531-01	プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）		
531-02	打抜プレス工		
531-03	曲プレス工		
532	鉄工、製缶工	616	鉄工、製缶工
532-01	建築鉄工		
532-02	造船鉄工		
532-03	製缶工		
532-99	他に分類されない鉄工、製缶工		
533	板金工	617	板金工
533-01	建築板金工		
533-02	工場板金工		
533-03	自動車板金工		
533-99	他に分類されない板金工		
534	めっき工、金属研磨工	663	自動車整備・修理工
534-01	電気めっき工	618	めっき工、金属研磨工
534-02	めっき工（電気めっきを除く）		
534-03	金属材料・製品研磨工		
534-04	金属手仕上工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
535	くぎ・ばね・金属線製品製造工	621	金属製品製造工
535-01	くぎ・ばね・金属線製品製造工		
536	金属製品製造工		
536-01	金属製家具・建具製造工		
536-02	治工具製造工		
536-03	金型製造工		
536-04	刃物製造工		
536-05	金具製造工		
536-99	他に分類されない金属製品製造工		
537	金属溶接・溶断工	622	金属溶接・溶断工
537-01	アーク溶接工		
537-02	抵抗溶接工		
537-03	ガス溶接工		
537-04	ガス切断工		
537-05	自動溶接・溶断機運転工		
537-99	他に分類されない金属溶接・溶断工		
539	その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		
539-01	伸線工	629	その他の金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
539-02	ろう付工、はんだ付工		
539-03	金型取付工		
539-04	金属切断工（刃物によるもの）		
539-05	ダイカスト工		
539-06	機械解体処理工		
539-99	他に分類されない金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業		
54	製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
541	化学製品製造工	631	化学製品製造工
541-01	基礎的化学製品製造工		
541-02	化学繊維工		
541-03	石けん・洗剤・油脂製品製造工		
541-04	医薬品製造工		
541-05	化粧品製造工		
541-06	感光剤材料製造工（フィルムを除く）		
541-07	フィルム製造工		
541-08	塗料・絵具・インク製造工		
541-99	他に分類されない化学製品製造工		

525 金属熱処理工
526 圧延工

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
542	窯業・土石製品製造工	632	窯業・土石製品製造工
542-01	ガラス製品製造工		
542-02	れんが・かわら類製造工		
542-03	陶磁器製造工		
542-04	ファインセラミックス製品製造工		
542-05	セメント製造工		
542-06	コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）		
542-07	生コンクリート製造工		
542-08	研磨用材製造工		
542-09	土石製品製造工		
542-99	他に分類されない窯業・土石製品製造工		
543	精穀・製粉・調味食品製造工	649	その他の食料品製造の職業
543-01	精穀工	649	その他の食料品製造の職業
543-02	製粉工		
543-03	味そ・しょう油製造工		
543-99	他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工		
544	めん類製造工	649	その他の食料品製造の職業
544-01	製めん工	641	パン・菓子製造工
544-02	即席めん類製造工		
544-99	他に分類されないめん類製造工		
545	パン・菓子製造工		
545-01	パン・焼菓子製造工		
545-02	洋生菓子製造工		
545-03	和生菓子製造工		
545-04	和干菓子製造工		
545-05	スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工		
545-99	他に分類されないパン・菓子製造工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
546	豆腐・こんにゃく・ふ製造工	649	その他の食料品製造の職業
546-01	豆腐・油揚げ等製造工		
546-02	こんにゃく製造工		
546-03	ふ製造工		
547	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	642	食肉加工工
547-01	かん詰食品製造工	644	保存食品・冷凍加工食品製造工
547-02	びん詰食品製造工		
547-03	レトルト食品製造工		
548	乳・乳製品製造工		
548-01	飲用乳製造工		
548-02	乳酸発酵製品製造工		
548-03	アイスクリーム製造工		
548-99	他に分類されない乳・乳製品製造工		
551	食肉加工品製造工	643	水産物加工工
551-01	精肉工		
551-02	ハム・ベーコン・ソーセージ製造工		
551-99	他に分類されない食肉加工品製造工		
552	水産物加工工		
552-01	かつお節類製造工	547	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
552-02	魚介干物製造工	644	保存食品・冷凍加工食品製造工
552-03	水産ねり物製造工		
552-99	他に分類されない水産物加工工		
553	保存食品・冷凍加工食品製造工	543	精穀・製粉・調味食品製造工
553-01	保存食品製造工	544	めん類製造工
553-02	冷凍加工食品製造工	546	豆腐・こんにゃく・ふ製造工
554	弁当・惣菜類製造工	645	弁当・惣菜類製造工
554-01	弁当・惣菜類製造工		
555	野菜つけ物工	649	その他の食料品製造の職業
555-01	野菜つけ物工		
556	飲料・たばこ製造工		
556-01	製茶工	633	飲料・たばこ製造工
556-02	清酒製造工		
556-03	酒類製造工（清酒を除く）		
556-04	清涼飲料製造工		
556-05	たばこ製造工		
556-99	他に分類されない飲料・たばこ製造工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
557	紡織工	634	紡織・衣服・繊維製品製造工
557-01	粗紡工、精紡工		
557-02	ねん糸工、加工糸工		
557-03	織布準備工		
557-04	織布工		
557-05	精練・漂白工		
557-06	染色・仕上工		
557-07	編物工、編立工		
557-08	つな・あみ製造工		
557-09	フェルト・不織布製造工		
557-99	他に分類されない紡織工		
558	衣服・繊維製品製造工		
558-01	婦人服・子供服仕立職		
558-02	紳士服仕立職		
558-03	和服仕立職		
558-04	衣服修理工		
558-05	布裁断工		
558-06	ミシン縫製工（衣服）		
558-07	ミシン縫製工（身の回り品）		
558-08	特殊ミシン縫製工		
558-09	刺しゅう工		
558-10	衣服・繊維製品仕上工		
558-99	他に分類されない衣服・繊維製品製造工		
561	木製製品製造工	635	木製製品製造工
561-01	製材工、チップ製造工		
561-02	合板工		
561-03	木工、木彫工		
561-04	木製家具・建具製造工		
561-05	指物職		
561-06	木材防虫・防腐処理工		
561-99	他に分類されない木製製品製造工		
562	パルプ・紙・紙製品製造工	636	パルプ・紙・紙製品製造工
562-01	パルプ工、紙料工		
562-02	紙すき工		
562-03	段ボール製造工		
562-04	加工紙製造工（段ボールを除く）		
562-05	紙器製造工		
562-06	紙製品製造工		
562-07	紙裁断工		
562-99	他に分類されないパルプ・紙・紙製品製造工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
563	印刷・製本作業員	637	印刷・製本作業員
563-01	DTPオペレーター		
563-02	写真植字機オペレーター		
563-03	製版作業員		
563-04	とっ（凸）版印刷作業員		
563-05	オフセット印刷作業員		
563-06	グラビア印刷作業員		
563-07	スクリーン印刷作業員		
563-08	シール印刷作業員		
563-09	校正作業員		
563-10	印刷物光沢加工作業員		
563-11	製本作業員	638	ゴム・プラスチック製品製造工
563-99	他に分類されない印刷・製本作業員		
564	ゴム製品製造工		
564-01	原料ゴム加工工		
564-02	タイヤ成形工		
564-03	ゴム製品成形工（タイヤ成形を除く）		
564-04	ゴム裁断工		
564-05	ゴム塗布工		
564-99	他に分類されないゴム製品製造工		
565	プラスチック製品製造工	639	その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）
565-01	原料プラスチック処理工		
565-02	プラスチック成形工		
565-03	プラスチック切削・研磨工		
565-04	プラスチック接合・裁断工		
565-05	プラスチック塗布工		
565-99	他に分類されないプラスチック製品製造工		
569	その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
569-01	革・革製品製造工		
569-02	かばん・袋物製造工		
569-03	貴金属・宝石・甲・角細工工		
569-04	楽器製造工		
569-05	がん具製造工		
569-06	運動具製造工		
569-07	筆記用具製造工		
569-08	漆器工		
569-09	ほうき・ブラシ製造工		
569-10	模型・模造品製作工		
569-11	配合飼料製造工		
569-12	内張工		
569-13	表具師		
569-99	他に分類されない製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
57	機械組立の職業		
571	一般機械器具組立工	651	はん用・生産用・業務用機械器具組立工
571-01	原動機組立工		
571-02	金属加工機械組立工		
571-03	農業用機械組立工		
571-04	建設機械組立工		
571-05	印刷・製本機械組立工		
571-06	半導体・液晶パネル製造装置組立工		
571-07	業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工		
571-08	サービス用・娯楽機械組立工		
571-09	機械部品組立工		
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工		
572	電気機械組立工	652	電気機械器具組立工
572-01	発電機・電動機組立工		
572-02	配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工		
572-03	電気機械部品組立工		
572-99	他に分類されない電気機械組立工		
573	電気通信機械器具組立工		
573-01	無線・有線通信機器組立工		
573-02	テレビ・ラジオ組立工		
573-99	他に分類されない電気通信機械器具組立工		
574	電子応用機械器具組立工		
574-01	電子計算機組立工		
574-02	電子複写機組立工		
574-99	他に分類されない電子応用機械器具組立工		
575	民生用電子・電気機械器具組立工	653	電子部品・デバイス・電子回路組立工
575-01	民生用電子・電気機械器具組立工		
576	半導体製品製造工		
576-01	半導体チップ製造工		
576-02	半導体組立工		
576-99	他に分類されない半導体製品製造工		
577	電球・電子管組立工		
577-01	電球・電子管組立工		
578	乾電池・蓄電池製造工		
578-01	乾電池・蓄電池製造工		
581	被覆電線製造工		
581-01	被覆電線製造工		
582	束線工		
582-01	束線工		
583	電子機器部品組立工		
583-01	電子回路用コンデンサ組立工		
583-02	プリント基板組立工		
583-03	液晶表示部品製造工		
583-99	他に分類されない電子機器部品組立工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
584	自動車組立工	654	自動車組立工
584-01	自動車組立・ぎ装工		
584-02	自動車部品組立工		
585	輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	655	輸送用機械組立工（自動車を除く）
585-01	鉄道車両組立工		
585-02	船舶ぎ装工		
585-03	航空機組立工		
585-04	自転車組立工		
585-99	他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）		
586	計量計測機器組立工	656	計量計測機器・光学機械器具組立工
586-01	電気計測器組立工		
586-02	計量器・測定器組立工		
587	光学機械器具組立工		
587-01	カメラ組立工		
587-99	他に分類されない光学機械器具組立工		
588	レンズ研磨工・加工工		
588-01	レンズ研磨工・加工工		
591	時計組立工		
591-01	時計組立工		
599	その他の機械組立の職業	職業ごとに該当する小分類項目に割り振る（職業名索引に記載）	
599-99	その他の機械組立の職業		
60	機械整備・修理の職業		
601	一般機械器具修理工	661	はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理工
601-01	原動機修理工		
601-02	金属加工機械修理工		
601-03	産業用機械修理工		
601-04	生産設備保全工		
601-99	他に分類されない一般機械器具修理工		
602	電気機械器具修理工	662	電気機械器具整備・修理工
602-01	電気機械修理工		
602-02	電気通信機械器具修理工		
602-03	電子応用機械器具修理工		
602-04	民生用電子・電気機械器具修理工		
602-99	他に分類されない電気機械器具整備・修理工	533-03	自動車板金工
603	自動車整備工	663	自動車整備・修理工
603-01	自動車整備工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
604	輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）	664	輸送用機械整備・修理工（自動車を除く）
604-01	鉄道車両修理工		
604-02	船舶修理工		
604-03	航空機整備工		
604-04	自転車修理工		
604-99	他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）		
605	計量計測機器・光学機械器具修理工	665	計量計測機器・光学機械器具整備・修理工
605-01	計量計測機器修理工		
605-02	光学機械器具修理工		
605-03	時計修理工		
61	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断）		
611	金属材料検査工	671	金属材料検査工
611-01	金属材料検査工		
612	金属加工・溶接検査工	672	金属加工・溶接検査工
612-01	金属加工検査工		
612-02	金属溶接検査工		
612-03	非破壊検査工（金属）		
62	製品検査の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）		
621	化学製品検査工	681	化学製品検査工
621-01	化学製品検査工		
622	窯業製品検査工	682	窯業・土石製品検査工
622-01	ガラス製品検査工		
622-99	他に分類されない窯業製品検査工		
623	食料品検査工	683	食料品検査工
623-01	食料品検査工		
624	飲料・たばこ検査工	684	飲料・たばこ検査工
624-01	飲料・たばこ検査工		
625	繊維・衣服・繊維製品検査工	685	繊維・衣服・繊維製品検査工
625-01	繊維製品検査工		
625-02	衣服・繊維製品検査工		
626	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工	686	木製製品・パルプ・紙・紙製品検査工
626-01	木製製品検査工		
626-02	パルプ・紙・紙製品検査工		
627	印刷・製本検査工	687	印刷・製本検査工
627-01	印刷・製本検査工		
628	ゴム・プラスチック製品検査工	688	ゴム・プラスチック製品検査工
628-01	ゴム・プラスチック製品検査工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
629	その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	689	その他の製品検査の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
629-99	その他の製品検査の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)		
63	機械検査の職業		
631	一般機械器具検査工	691	はん用・生産用・業務用機械器具検査工
631-01	一般機械器具検査工		
632	電気機械器具検査工	692	電気機械器具検査工
632-01	電気機械器具検査工		
633	自動車検査工	693	自動車検査工
633-01	自動車検査工		
634	輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	694	輸送用機械検査工(自動車を除く)
634-01	輸送用機械器具検査工(自動車を除く)		
635	計量計測機器・光学機械器具検査工	695	計量計測機器・光学機械器具検査工
635-01	計量計測機器・光学機械器具検査工		
64	生産関連・生産類似の職業		
641	塗装工	701	建築塗装工
641-01	木工塗装工		
641-02	金属塗装工		
641-03	建築塗装工	702	塗装工(建物を除く)
641-98	塗装工見習		
641-99	他に分類されない塗装工		
642	画工、看板制作工	703	画工、看板制作工
642-01	画工		
642-02	看板制作工		
643	製図工	704	建築製図工
643-01	建築製図工		
643-02	機械製図工	705	製図工(建物・土木施設を除く)
643-03	電気・電子製図工		
644	パタンナー	706	パタンナー
644-01	パタンナー		
649	その他の生産関連・生産類似の職業	709	その他の生産関連・生産類似の職業
649-01	写真工		
649-02	写図工		
649-03	現図工		
649-04	映写技師		
649-99	他に分類されない生産関連・生産類似の職業		

太実線または太二重線		小分類項目が改定素案の項目に対応
太点線		小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
実線		細分類項目が改定素案の項目に対応
点線		細分類項目の一部が改定素案の項目に対応

(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ることを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

10. 大分類 I 輸送・機械運転の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 I 輸送・機械運転の職業には、鉄道運転、自動車運転、船舶・航空機運転、その他の輸送、定置・建設機械運転の 5 つの中分類項目が設定されている（図表 34）。

求人・求職数をみると、自動車運転の職業（中分類 66）で、大分類 I 全体の求人の約 82%、求職の約 71%を占めている。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) に記載したように、自動車運転の職業は求人・求職がとて多く、ハローワークから細分化が求められていた。このうち、乗用自動車運転手（小分類 662）については、介護関係の運転の仕事が増えている状況を踏まえ、デイサービス等の送迎運転手や介護タクシー運転手の新設に係る要望が多かったため、項目を新設した。

一方、トラック運転手については、免許ごとの細分化の要望が多かったため、①大型トラック運転手²⁹、②中型トラック運転手³⁰、③準中型トラック運転手³¹、④小型トラック運転手³²に分割して小分類項目とした。大型トラックは、大型免許が、中型トラックは中型免許が、準中型トラックは準中型免許が必要なトラックとし、小型トラックは普通免許で運転できるトラックとしている。

なお、配達員（小分類 755）が大分類 K に位置づけられているため求職者にとって探しにくいというハローワークの意見が多く、来年度の大・中分類組み替え時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 I の見直し結果を総括すると図表 35 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 36、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 37 である。

²⁹ 車両総重量 11.0 トン以上、または最大積載量 6.5 トン以上

³⁰ 車両総重量 7.5 トン以上 11.0 トン未満、または最大積載量 4.5 トン以上 6.5 トン未満

³¹ 車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満、または最大積載量 2.0 トン以上 4.5 トン未満

³² 車両総重量 3.5 トン未満、または最大積載量 2.0 トン未満

図表 34 大分類 I「輸送・機械運転の職業」の構成(中・小分類)

鉄道運転の職業－電車運転士、その他の鉄道運転の職業（鉄道機関士など）

自動車運転の職業－バス運転手、乗用自動車運転手、貨物自動車運転手、その他の自動車運転の職業

船舶・航空機運転の職業－船長（漁労船を除く）、航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人、船舶機関長・機関士（漁労船を除く）、航空機操縦士

その他の輸送の職業－車掌、駅構内係、甲板員、船舶機関員、フォークリフト運転作業員、他に分類されない輸送の職業（小型船舶運転者など）

定置・建設機械運転の職業－発電員、変電員、ボイラーオペレーター、クレーン・巻上機運転工、ポンプ・送風機・圧縮機運転工、建設機械運転工、玉掛作業員、ビル設備管理員、その他の定置・建設機械運転の職業（冷凍機運転工、ケーブル機関運転工など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 35 大分類 I「輸送・機械運転の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目の統合	651、659 671、672 682、689 694、696、699	電車運転士とその他の鉄道運転の職業を統合。 船長（漁労船を除く）と航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人を統合。 駅構内係を他に分類されない輸送の職業に統合。 ポンプ・送風機・圧縮機運転工と玉掛作業員をその他の定置・建設機械運転の職業に統合。
細分類項目を小分類項目へ格上げ（一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む）	661-01、661-02 661-03 663-02、663-04	路線バス運転手と貸切バス運転手を統合して小分類項目に格上げ。 送迎バス運転手を小分類項目に格上げ。 トレーラートラック運転手とダンプカー運転手を小分類項目に格上げ。
細分類項目を分割して小分類項目へ格上げ	662-01 662-02 663-01	自家用乗用自動車運転手を公用車・社用車運転手と送迎用乗用車運転手に分割。 営業用乗用自動車運転手をタクシー・ハイヤー運転手と介護タクシー運転手に分割。 トラック運転手を大型トラック運転手、中型トラック運転手、準中型トラック運転手、小型トラック運転手に分割。

図表36 大分類「輸送・機械運転の職業」の小分類項目に係る改定素案

現行（2011年改定）			新規求人	新規定案	主な改定理由
Ⅰ 輸送・機械運転の職業	I 輸送・機械運転従事者		543,835	182,871	
	65 鉄道運転の職業	60 鉄道運転従事者	246	370	
651 電車運転士			167	188	○求人の状況 求人がそれぞれ千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の601電車運転士、609その他の鉄道運転従事者を統合し、鉄道運転従事者としている。 →統合する。
	651-00	601 電車運転士	0	64	
	651-01 電車運転士		167	124	
	659 その他の鉄道運転の職業		79	110	
659-00		0	35		
659-01 鉄道機関士		43	51		
659-99 他に分類されない鉄道運転の職業		36	24		
66 自動車運転の職業		61 自動車運転従事者	443,725	130,077	
661 バス運転手			45,699	17,703	○求人の状況 路線バス運転手と送迎バス運転手の求人は比較的多い。 ○免許資格等 路線バス運転手と貸切バス運転手は、必要とされる免許（大型自動車免許二種）等の観点から共通性が高いと考えられる。 →路線バス・貸切バス運転手と送迎バス運転手として中分類目とする。
	661-00		327	6,321	
	661-01 路線バス運転手	611 バス運転者	13,695	1,804	
	661-02 貸切バス運転手		9,114	736	
	661-03 送迎バス運転手		22,563	8,842	
	662 乗用自動車運転手				
662-00		171,564	31,658	731 公用車・社用車運転手 732 送迎用乗用車運転手 733 タクシー・ハイヤー運転手 734 介護タクシー運転手 739 その他の乗用車運転の職業	
662-01 自家用乗用自動車運転手	612 乗用自動車運転者	270	7,307	【分類番号の対応】 731：（662-01（一部）） 732：（662-01（一部）） 733：（662-02（一部）） 734：（662-02（一部）） 739：（662-01（一部）、662-03）	
662-02 営業用乗用自動車運転手		46,429	11,986		
662-03 自家用乗用自動車運転代行人		119,162	11,976		
		5,703	389		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
663 貨物自動車運転手	613 貨物自動車運転者	215,591	70,487	741 大型トラック運転手	○求人状況 トラック運転手の求人がとても多い、トレーラー・トラック運転手、ダンブカー・運転手の求人も比較的多い。 ○ハローワークの意見 平成29年3月の道路交通法改正により免許種別が細分化され、マッチングが困難になっているため、免許種別に合わせたトラックの積載量別に分類して欲しい。 →細分類項目であるトラック運転手を免許種別を基準に4項目に分割した上で小分類項目に格上げ。 →トレーラー・トラック運転手、ダンブカー・運転手も小分類項目に格上げ。 それ以外は、貨物自動車運転の職業を中分類でまとめることを前提として、その他の貨物自動車運転の職業とした。
663-00		822	26,440	742 中型トラック運転手	
663-01 トラック運転手		167,445	36,185	743 準中型トラック運転手	
663-02 トレーラー・トラック運転手		10,981	1,833	744 小型トラック運転手	
663-03 コンクリートミキサー車運転手		5,105	501	745 トレーラー・トラック運転手	
663-04 ダンプカー運転手		14,821	2,965	746 ダンプカー・運転手	
663-05 タンクローリー運転手		5,293	867	749 その他の貨物自動車運転の職業	
663-06 ごみ収集車運転手		4,877	774	[分類番号の対応]	
663-07 自動車陸送員		3,478	338	741 : (663-01 (一部))	
663-99 他に分類されない貨物自動車運転手		2,769	584	742 : (663-01 (一部))	
669 その他の自動車運転の職業	619 その他の自動車運転従事者	10,871	3,056	743 : (663-01 (一部))	→そのまま小分類項目とする。
669-00		5	1,378	744 : (663-01 (一部))	
669-99 その他の自動車運転の職業		10,866	1,678	745 : (663-02)	
67 船舶・航空機運転の職業		429	430	746 : (663-04)	
671 船長 (漁労船を除く)	62 船舶・航空機運転従事者	256	135	749 : (663-03, -06, -07, -99)	○求人状況 船長・航海士・運航士 (漁労船を除く) ○国勢調査職業分類 求人がそれぞれ千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の621船長 (漁労船を除く)、622航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人を統合し、船長・航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人としている。 →統合する。
671-00		1	68	[分類番号の対応]	
671-01 貨客船船長		73	29	761 : 671 (671-01, -02, -99) 、 672 (672-01)	
671-02 作業船船長		89	14		
671-99 他に分類されない船長 (漁労船を除く)		93	24		
672 航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人		114	96		
672-00	622 航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人	0	33		○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
672-01 航海士・運航士 (漁労船を除く)、水先人		114	63		
673 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)		51	43	762 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	
673-00	623 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)	0	15	[分類番号の対応]	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
673-01 船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)		51	28	762 : 673 (673-01)	
674 航空機操縦士		8	95	763 航空機操縦士	
674-00	624 航空機操縦士	0	23	[分類番号の対応]	○求人状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →統合はしない。そのまま小分類項目とする。
674-01 航空機操縦士		8	72	763 : 674 (674-01)	

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
68 その他の輸送の職業	63 その他の輸送従事者	28,137	20,455		
681 車掌		597	221	771 車掌	○求人状況 求人が千に満たない。
681-00		0	22	[分類番号の対応] 771: 681 (681-01、-02)	○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。
681-01 鉄道車掌	631 車掌	96	89		→小分類項目の統合はしない。細分類項目を廃止し、小分類項目とする。
681-02 バスガイド		501	110		
682 駅構内係		134	47	779 他に分類されない輸送の職業	○求人状況 求人が千に満たない。
682-00	632 鉄道輸送関連業務従事者	0	17	[分類番号の対応] 779: 682 (682-01)、689 (689-01、-99)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の632鉄道輸送関連業務従事者を639他に分類されない輸送従事者に統合している。
682-01 駅構内係		134	30		→統合する。
683 甲板員、船舶機関員		432	414	772 甲板員、船舶機関員	○求人状況 求人が千に満たない。
683-00	633 甲板員、船舶技師	0	82	[分類番号の対応] 772: 683 (683-01、-02)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の633甲板員、船舶技師、634船舶機関員を統合し、甲板員、船舶技師・機関員としている。
683-01 甲板員	634 船舶機関員	358	285		→小分類項目は現行と同様に統合したままとする。細分類は廃止。
683-02 船舶機関員		74	47		
684 フォークリフト運転作業員		25,137	18,880	773 フォークリフト運転作業員	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目
684-00		0	5,593	[分類番号の対応] 773: 684 (684-01)	○求人・求職状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。
684-01 フォークリフト運転作業員		25,137	13,287		→そのまま小分類項目とする。
689 他に分類されない輸送の職業	他に分類されない輸送従事者	1,837	641	779 他に分類されない輸送の職業 [再掲]	→駅構内係を統合した上で、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
689-00		0	230	[分類番号の対応]	
689-01 小型船舶運転者		315	212	779: 682 (682-01)、689 (689-01、-99) [再掲]	
689-99 他に分類されないその他の輸送の職業		1,522	199		
69 定置・建設機械運転の職業	64 定置・建設機械運転従事者	71,298	31,539		
691 発電員、変電員		1,739	423	781 発電員、変電員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
691-00		0	133	[分類番号の対応] 781: 691 (691-01、-02、-03)	
691-01 発電・送電員	641 発電員、変電員	1,327	208		
691-02 変電・配電員		330	68		
691-03 自家用電気係員		82	14	782 ボイラー・オペレーター	→そのまま小分類項目とする。
692 ボイラー・オペレーター		2,250	1,794	[分類番号の対応] 782: 692 (692-01)	
692-00	642 ボイラー・オペレーター	0	477		
692-01 ボイラー・オペレーター		2,250	1,317		
693 クレーン・巻上機運転工		8,851	2,343	783 クレーン・巻上機運転工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
693-00	643 クレーン・ウインチ運転従事者	0	290	[分類番号の対応] 783: 693 (693-01、-02)	
693-01 クレーン運転工		8,694	2,047		
693-02 巻上機・コンベア運転工		157	6		

現行 (2011年改定)	(参考) 日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
694 ポンプ・送風機・圧縮機運転工	644 ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者	296	78	789 その他の定置・建設機械運転の職業 [分類番号の対応] 789: 694 (694-01)、696 (696-01)、 699 (699-01、-02、-99)	○求人の状況 求人が千に満たない。 ○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の644ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者、646採油・天然ガス採取機械運転従事者を649その他の定置・建設機械運転従事者に統合している。 →統合する。
694-00		0	18		
694-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工		296	60		
695 建設機械運転工	645 建設・さく井機械運転従事者	27,004	7,609	784 建設機械運転工 [分類番号の対応] 784: 695 (685-01、-02、-03、-99)	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
695-00		9	1,556		
695-01 建設用機械車両運転工		23,529	5,751		
695-02 舗装機械運転工		597	35		
695-03 さく井・ボーリング機械運転工		1,783	120		
695-99 他に分類されない建設機械運転工		1,086	147		
696 玉掛け作業員	646 採油・天然ガス採取機械運転従事者	1,595	188	789 その他の定置・建設機械運転の職業 [再掲] [分類番号の対応] 789: 694 (694-01)、696 (696-01)、 699 (699-01、-02、-99) [再掲]	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人の状況 求人は多くなく、小分類項目とする基準を満たさない。 →その他の定置・建設機械運転の職業に統合する。
696-00		0	68		
696-01 玉掛け作業員		1,595	120		
697 ビル設備管理員		22,072	17,341		
697-00		0	4,716		
697-01 ビル設備管理員	649 その他の定置・建設機械運転従事者	22,072	12,625	785 ビル設備管理員 [分類番号の対応] 785: 697 (697-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人・求職の状況 求職者が多く、小分類項目とする基準を満たす。求人も比較的多い。 →そのまま小分類項目とする。
699 その他の定置・建設機械運転の職業		7,491	1,416		
699-00		0	358		
699-01 冷凍機運転工		137	22		
699-02 ケーブル機関運転工		599	63		
699-99 他に分類されない定置・建設機械運転の職業		6,755	973	789 その他の定置・建設機械運転の職業 [再掲] [分類番号の対応] 789: 694 (694-01)、696 (696-01)、 699 (699-01、-02、-99) [再掲]	→ポンプ・送風機・圧縮機運転工と玉掛け作業員を統合した上で、細分類項目は廃止し、小分類項目とする。

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

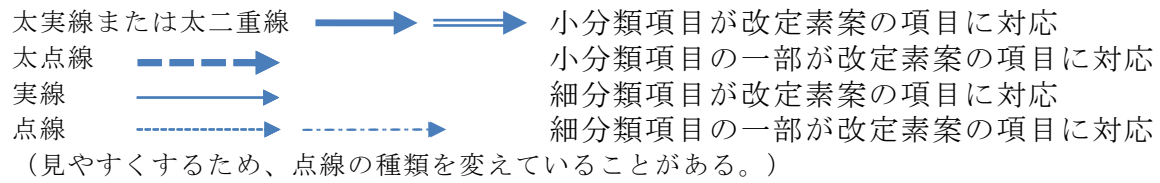
2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人者の状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基軸）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表37 大分類「輸送・機械運転の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
I	輸送・機械運転の職業	I	輸送・機械運転の職業
65	鉄道運転の職業		
651	電車運転士	711	鉄道運転士
651-01	電車運転士		
659	その他の鉄道運転の職業		
659-01	鉄道機関士		
659-99	他に分類されない鉄道運転の職業		
66	自動車運転の職業		
661	バス運転手	721	路線バス・貸切バス運転手
661-01	路線バス運転手	722	送迎バス運転手
661-02	貸切バス運転手	731	公用車・社用車運転手
661-03	送迎バス運転手	732	送迎用乗用車運転手
662	乗用自動車運転手	733	タクシー・ハイヤー運転手
662-01	自家用乗用自動車運転手	734	介護タクシー運転手
662-02	営業用乗用自動車運転手	739	その他の乗用車運転の職業
662-03	自家用乗用自動車運転代行人	741	大型トラック運転手
663	貨物自動車運転手	742	中型トラック運転手
663-01	トラック運転手	743	準中型トラック運転手
663-02	トレーラートラック運転手	744	小型トラック運転手
663-03	コンクリートミキサー車運転手	745	トレーラートラック運転手
663-04	ダンプカー運転手	746	ダンプカー運転手
663-05	タンクローリー運転手	749	その他の貨物自動車運転の職業
663-06	ごみ収集車運転手		
663-07	自動車陸送員		
663-99	他に分類されない貨物自動車運転手	759	その他の自動車運転の職業
669	その他の自動車運転の職業		
669-99	その他の自動車運転の職業		
67	船舶・航空機運転の職業		
671	船長（漁労船を除く）	761	船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
671-01	貨客船船長		
671-02	作業船船長		
671-99	他に分類されない船長（漁労船を除く）		
672	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	762	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
672-01	航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人		
673	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	763	航空機操縦士
673-01	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）		
674	航空機操縦士		
674-01	航空機操縦士		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
68	その他の輸送の職業		
681	車掌	771	車掌
681-01	鉄道車掌		
681-02	バスガイド		
682	駅構内係		
682-01	駅構内係		
683	甲板員、船舶機関員	772	甲板員、船舶機関員
683-01	甲板員		
683-02	船舶機関員		
684	フォークリフト運転作業員	773	フォークリフト運転作業員
684-01	フォークリフト運転作業員		
689	他に分類されない輸送の職業	779	他に分類されない輸送の職業
689-01	小型船舶運転者		
689-99	他に分類されないその他の輸送の職業		
69	定置・建設機械運転の職業		
691	発電員、変電員	781	発電員、変電員
691-01	発電・送電員		
691-02	変電・配電員		
691-03	自家用電気係員		
692	ボイラーオペレーター	782	ボイラーオペレーター
692-01	ボイラーオペレーター		
693	クレーン・巻上機運転工	783	クレーン・巻上機運転工
693-01	クレーン運転工		
693-02	巻上機・コンベア運転工		
694	ポンプ・送風機・圧縮機運転工		
694-01	ポンプ・送風機・圧縮機運転工		
695	建設機械運転工	784	建設機械運転工
695-01	建設用機械車両運転工		
695-02	舗装機械運転工		
695-03	さく井・ボーリング機械運転工		
695-99	他に分類されない建設機械運転工		
696	玉掛作業員		
696-01	玉掛作業員		
697	ビル設備管理員	785	ビル設備管理員
697-01	ビル設備管理員		
699	その他の定置・建設機械運転の職業	789	その他の定置・建設機械運転の職業
699-01	冷凍機運転工		
699-02	ケーブル機関運転工		
699-99	他に分類されない定置・建設機械運転の職業		



※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作することを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

11. 大分類 J 建設・採掘の職業

(1) 分類体系の構成等

大分類 J 建設・採掘の職業では、建設躯体工事、建設（建設躯体工事を除く）、電気工事、土木、採掘の 5 つの中分類項目が設定されている（図表 38）。

求人・求職数をみると、土木の職業（中分類 73）が求人・求職とも一番多く、大分類 J 全体の求人の約 36%、求職の約 40%を占めている。一方、採掘の職業（中分類 74）は求人・求職ともにわずかであり、大分類 J 全体の求人の約 0.2%、求職の約 0.3%にしかない。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

(1) で記載した求人・求職数を踏まえ、土木の職業は細分類項目を小分類項目に格上げ、採掘の職業は小分類項目を廃止する方向性での見直しを行っている。なお、大分類の名称が建設・採掘の職業となっており、求人・求職が多い「土木」が含まれていない一方、求人・求職がほとんどない「採掘」が含まれていることについてのハローワークからの意見があった。来年度の大分類の名称検討時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 J の見直し結果を総括すると図表 39 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 40、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 41 である。

図表 38 大分類 J「建設・採掘の職業」の構成(中・小分類)

建設躯体工事の職業—型枠大工、とび工、鉄筋工

建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）—大工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、内装工、防水工、その他の建設の職業（潜水作業員、熱絶縁工、測量作業員、住宅水回り設備取付工、水道工事検査員など）

電気工事の職業—送電線架線・敷設作業員、配電線架線・敷設作業員、通信線架線・敷設作業員、電気通信設備作業員、電気工事作業員

土木の職業—土木作業員、鉄道線路工事作業員、ダム・トンネル掘削作業員

採掘の職業—採鉱員、石切出作業員、じゃり・砂・粘土採取作業員、その他の採掘の職業（支柱員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 39 大分類 J「建築・採掘の職業」

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	741、742、749	採鉱員、石切出作業員をその他の採掘の職業に統合。
体系の見直し	702-01、702-02、 702-98	とび工に含まれる職業をとび工と解体工に分ける形で見直して小分類項目とした。
細分類項目を小分類項目へ格上げ	731-01、731-02	建設・土木作業員、舗装作業員を小分類項目として格上げ。

図表40 大分類「建設・採掘の職業」

	現行(2011改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
J	建設・採掘の職業	J 建設・採掘従業者	435,196	80,427		
70	建設躯体工事の職業	65 建設躯体工事従事者	80,350	6,933		
701	型枠大工		16,087	1,649	791 型枠大工	→そのまま小分類項目とする。
701-00		651 型枠大工	10	555	[分類番号の対応] 791: 701 (701-01)	
701-01	型枠大工		16,077	1,094		
702	とび工		53,760	3,587	792 とび工 793 解体工	○求人・求職の状況 建築とび工の求人が多い。取りこわし作業員の求人も比較的 多く、また求職者数は、建築とび工よりも取りこわし作業員の 方が多い。
702-00			151	796	[分類番号の対応] 792: (702-01、-98 (一部)) 793: (702-02、-98 (一部))	○制度 平成28年6月から、建設業法上、解体工事は、とび・土木工 事業から独立した許可業種となっている。 →名称はとび工と解体工に変更した上で、それぞれ小分類項目 に格上げ。
702-01	建築とび工	652 とび職	39,404	1,234		
702-02	取りこわし作業員		13,560	1,516		
702-98	とび工見習		645	41		
703	鉄筋工		10,503	1,064	794 鉄筋工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
703-00			48	508	[分類番号の対応] 794: 703 (703-01、-02)	
703-01	土木鉄筋工	653 鉄筋作業従事者	3,318	217		
703-02	建築鉄筋工		7,137	339		
71	建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	122,834	22,404		
711	大工		17,787	6,503	801 大工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
711-00			7	2,313	[分類番号の対応] 801: 711 (711-01、-98、-99)	
711-01	建築大工		13,808	3,720		
711-98	大工見習	661 大工	2,011	278		
711-99	他に分類されない大工		1,961	192		
712	ブロック積工、タイル張工		3,403	266	802 ブロック積工、タイル張工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
712-00			23	76	[分類番号の対応] 802: 712 (712-01、-02～04、-98)	
712-01	ブロック積工		779	51		
712-02	れんが積工	662 ブロック積・タイル張従事者	1,166	32		
712-03	タイル張工		1,231	105		
712-04	石張工		57	1		
712-98	ブロック積工見習、タイル張工見習		147	1		

現行(2011改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
713 屋根ふき工	663 屋根ふき従事者	2,100	217	803 屋根ふき工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
713-00		2	94	[分類番号の対応] 803 : 713 (713-01、-98、-99)	
713-01 かわらふき工		1,415	106		
713-98 屋根ふき工見習		241	2		
713-99 他に分類されない屋根ふき工		442	15		
714 左官	664 左官	6,486	1,142	804 左官	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
714-00		2	378	[分類番号の対応] 804 : 714 (714-01、-98)	
714-01 左官		5,767	745		
714-98 左官見習		717	19		
715 畳工		515	64	805 畳工	
715-00	665 畳職	3	32	[分類番号の対応] 805 : 715 (715-01、-98)	○求人状況 求人が十分に満たない。 ○国勢調査職業分類 単独で項目立てしている。 →小分類項目の統合はしない。細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
715-01 畳工		457	30		
715-98 畳工見習		55	2		
716 配管工	666 配管従事者	44,248	5,079	806 配管工	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
716-00		24	1,520	[分類番号の対応] 806 : 716 (716-01、-98)	
716-01 配管工		42,686	3,531		
716-98 配管工見習		1,538	28		
717 内装工		18,953	3,265	807 内装工	
717-00	669 その他の建設の職業	99	1,823	[分類番号の対応] 807 : 717 (717-01、-02、-03)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 分類間(中分類)でのバランスを考慮すると、内装工の求人は比較的多い。 →小分類項目として残す。細分類項目は廃止。
717-01 金属建具取付工		3,937	232		
717-02 建具ガラス取付工		748	56		
717-03 内装仕上工		14,169	1,154		
718 防水工		7,094	622	808 防水工	
718-00		0	192	[分類番号の対応] 808 : 718 (718-01)	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目 ○求人状況 防水工の求人は多くはないが、分類間(中分類)でのバランスを考慮すると、防水工よりも求人が少ない項目も多く、また、雑多項目に位置づけると、雑多項目の求人が多くなり過ぎる。 →そのまま小分類項目とする。
718-01 防水工		7,094	430		

現行(2011改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
719 その他の建設の職業		22,248	3,518	809 その他の建設の職業	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
719-00		52	1,262	[分類番号の対応] 809 : 719 (719-01、-02～05、-99)	
719-01 潜水作業員		331	214		
719-02 熱絶縁工		2,584	103		
719-03 測量作業員	669 その他の建設の職業	2,532	224		
719-04 住宅水回り設備取付工		3,137	221		
719-05 水道工事検査員		333	43		
719-99 他に分類されない建設の職業		13,279	1,451		
72 電気・通信工事の職業	67 電気工事従事者	74,188	18,279		
721 送電線架線・敷設作業員		1,518	140	811 送電線架線・敷設作業員	→そのまま小分類項目とする。
721-00	671 送電線架線・敷設従事者	0	49	[分類番号の対応] 811 : 721 (721-01)	
721-01 送電線架線・敷設作業員		1,518	91		
722 配電線架線・敷設作業員		923	111	812 配電線架線・敷設作業員	→そのまま小分類項目とする。
722-00	672 配電線架線・敷設従事者	0	42	[分類番号の対応] 812 : 722 (722-01)	
722-01 配電線架線・敷設作業員		923	69		
723 通信線架線・敷設作業員		3,594	436	813 通信線架線・敷設作業員	→そのまま小分類項目とする。
723-00	673 通信線架線・敷設従事者	0	139	[分類番号の対応] 813 : 723 (723-01)	
723-01 通信線架線・敷設作業員		3,594	297		
724 電気通信設備作業員		6,190	1,254	814 電気通信設備作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
724-00	674 電気通信設備工事従事者	39	711	[分類番号の対応] 814 : 724 (724-01、-02、-03)	
724-01 放送装置据付・保守作業員		1,055	81		
724-02 通信装置据付・保守作業員		4,121	234		
724-03 電話装置据付・保守作業員		975	228		
725 電気工事作業員		61,963	14,667	815 電気工事作業員	○求人・求職の状況 電気配線工事作業員の求人が多い。ただし、それ以外の細分類項目の求人は多くはない。また、求職者は725-00（小分類レベル）での登録が多く、このことから、細分類項目での職業にこだわらない者が多いと考えられる。 →細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
725-00	679 その他の電気工事従事者	518	9,672	[分類番号の対応] 815 : 725 (725-01、-02、-03、-99)	
725-01 電気配線工事作業員		45,288	3,471		
725-02 電気工事検査員		2,225	564		
725-03 産業用電気機械・装置据付作業員		3,424	200		
725-99 他に分類されない電気工事作業員		10,508	760		

現行(2011改定)	(参考)日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
73 土木の職業	68 土木作業従事者	156,798	32,548		
731 土木作業員		152,868	29,871	821 建設・土木作業員 822 舗装作業員	○求人の状況 建築・土木作業員の求人がとても多い。舗装作業員の求人は多くはないが、分類間(中分類)のバランスを考慮すると、他の項目は舗装作業員よりも求人が少ない。 →それぞれ小分類項目に格上げ。
731-00	681 土木従事者	145	11,059	[分類番号の対応] 821 : (731-01) 822 : (731-02)	
731-01 建設・土木作業員		143,712	18,212		
731-02 舗装作業員		9,011	600		
732 鉄道線路工事作業員		3,802	346	823 鉄道線路工事作業員	→そのまま小分類項目とする。
732-00	682 鉄道線路工事従事者	0	75	[分類番号の対応] 823 : 732 (732-01)	
732-01 鉄道線路工事作業員		3,802	271		
733 ダム・トンネル掘削作業員		128	448	824 ダム・トンネル掘削作業員	○求人の状況 求人が千に満たない。
733-00	683 ダム・トンネル掘削従事者	0	140	[分類番号の対応] 824 : 733 (733-01)	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の683ダム・トンネル掘削従事者と669その他の建設従事者を統合しているが、中分類をまたいでいる。 →中分類での連続性・整合性がとれなくなるため統合しない。 そのまま小分類項目とする。
733-01 ダム・トンネル掘削作業員		128	308		
74 採掘の職業	69 採掘従事者	1,026	263		
741 採鉱員		142	14	831 砂利・砂・粘土採取作業員 839 その他の採掘の職業	○求人の状況 求人が千に満たない。
741-00	691 採鉱員	0	7	○国勢調査職業分類 日本標準職業分類の683砂利・砂・粘土採取従事者は単独で項目立てしている。一方、691採鉱員、692石切出し従事者、699その他の採掘従事者は統合し、その他の採掘従事者として	
741-01 採鉱員		142	7	[分類番号の対応] 831 : 743 (743-01) 839 : 741 (741-01) 、 742 (742-01) 、 749 (749-01、-99)	いる。 →砂利・砂・粘土採取作業員はそのまま小分類項目とする。採鉱員、石切出作業員は、その他の採掘の職業に統合する。
742 石切出作業員		357	103		
742-00	692 石切出従事者	0	32		
742-01 石切出作業員		357	71		
743 じゃり・砂・粘土採取作業員		196	25		
743-00	693 砂利・砂・粘土採取従事者	0	12		
743-01 じゃり・砂・粘土採取作業員		196	13		
749 その他の採掘の職業		331	99		
749-00	699 その他の採掘従事者	0	27		
749-01 支柱員		12	1		
749-99 他に分類されない採掘の職業		319	71		

(注)

1 分類番号について

- ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
- ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）。
- ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
- ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
- ⑤ 「分類番号の対応」に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
- ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。

2 「主な改定理由」欄の記載について

- ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は残し、細分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
- ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
- ③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くのい」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、1500、300、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
- ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表41 大分類J「建設・採掘の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
J	建設・採掘の職業	J	建設・採掘の職業
70	建設躯体工事の職業		
701	型枠大工	791	型枠大工
701-01	型枠大工		
702	とび工	792	とび工
702-01	建築とび工		
702-02	取りこわし作業員	793	解体工
702-98	とび工見習		
703	鉄筋工	794	鉄筋工
703-01	土木鉄筋工		
703-02	建築鉄筋工		
71	建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）		
711	大工	801	大工
711-01	建築大工		
711-98	大工見習		
711-99	他に分類されない大工		
712	ブロック積工、タイル張工	802	ブロック積工、タイル張工
712-01	ブロック積工		
712-02	れんが積工		
712-03	タイル張工		
712-04	石張工		
712-98	ブロック積工見習、タイル張工見習		
713	屋根ふき工	803	屋根ふき工
713-01	かわらふき工		
713-98	屋根ふき工見習		
713-99	他に分類されない屋根ふき工		
714	左官	804	左官
714-01	左官		
714-98	左官見習		
715	畳工	805	畳工
715-01	畳工		
715-98	畳工見習		
716	配管工	806	配管工
716-01	配管工		
716-98	配管工見習		
717	内装工	807	内装工
717-01	金属建具取付工		
717-02	建具ガラス取付工		
717-03	内装仕上工		
718	防水工	808	防水工
718-01	防水工		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
719	その他の建設の職業	809	その他の建設の職業
719-01	潜水作業員		
719-02	熱絶縁工		
719-03	測量作業員		
719-04	住宅水回り設備取付工		
719-05	水道工事検査員		
719-99	他に分類されない建設の職業		
72	電気・通信工事の職業		
721	送電線架線・敷設作業員	811	送電線架線・敷設作業員
721-01	送電線架線・敷設作業員		
722	配電線架線・敷設作業員	812	配電線架線・敷設作業員
722-01	配電線架線・敷設作業員		
723	通信線架線・敷設作業員	813	通信線架線・敷設作業員
723-01	通信線架線・敷設作業員		
724	電気通信設備作業員	814	電気通信設備作業員
724-01	放送装置据付・保守作業員		
724-02	通信装置据付・保守作業員		
724-03	電話装置据付・保守作業員		
725	電気工事作業員	815	電気工事作業員
725-01	電気配線工事作業員		
725-02	電気工事検査員		
725-03	産業用電気機械・装置据付作業員		
725-99	他に分類されない電気工事作業員		
73	土木の職業		
731	土木作業員	821	建設・土木作業員
731-01	建設・土木作業員		
731-02	舗装作業員	822	舗装作業員
732	鉄道線路工事作業員	823	鉄道線路工事作業員
732-01	鉄道線路工事作業員		
733	ダム・トンネル掘削作業員	824	ダム・トンネル掘削作業員
733-01	ダム・トンネル掘削作業員		
74	採掘の職業		
741	採鉱員		
741-01	採鉱員		
742	石切出作業員		
742-01	石切出作業員		
743	じゃり・砂・粘土採取作業員	831	砂利・砂・粘土採取作業員
743-01	じゃり・砂・粘土採取作業員		
749	その他の採掘の職業	839	その他の採掘の職業
749-01	支柱員		
749-99	他に分類されない採掘の職業		

太実線		小分類項目が改定素案の項目に対応
太点線		小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
実線		細分類項目が改定素案の項目に対応
点線		細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
(見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)		

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作ること前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

12. 大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 K 運搬・清掃・包装等の職業には、運搬、清掃、包装、その他の 4 つの中分類項目が設定されている（図表 42）。

(2) 主な問題点と職業分類作業部会における検討

現行の軽作業員（小分類 782）の下には 8 つの細分類項目が設定されている。日本標準職業分類では、雑多項目（その他の運搬・清掃・包装等従事者）に位置づけられている仕事ではあるものの、求人・求職が多く、マッチングを考えた場合、厚生労働省編職業分類ではある程度細分化しておく必要があると考えられた。

一方、軽作業員の求人・求職の状況を見ると、求人は大分類 K 全体の 16%程度であるのに対し、求職は 41%であった。これは、軽作業員という名称が曖昧であり、求職者がそれぞれの軽作業のイメージをもって本項目に登録しているためと考えられ、ハローワークの意見からも、それが原因でミスマッチが生じている状況があることがうかがえた。見直しにあたっては、軽作業という用語の使用は避けるとともに、必要に応じて業務内容を明確化する等の変更を行っている。

なお、小売店作業員（細分類 782-03）は大分類 D 販売の職業に、食堂作業員（細分類 782-06）は大分類 E サービスの職業に位置づけて欲しい等の意見も多く、来年度の大・中分類改定時の課題と考えている。

(3) 改定素案

大分類 K の見直し結果を総括すると図表 43 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめた改定素案が図表 44、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものが図表 45 である。

図表 42 大分類 K「運搬・清掃・包装等の職業」の構成（中・小分類）

運搬の職業—郵便集配員、電報配達員、港湾荷役作業員、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、配達員、荷造作業員

清掃の職業—ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング作業員、道路・公園清掃員、ごみ収集・し尿汲取作業員、産業廃棄物収集作業員、その他の清掃の職業（産業洗浄員、消毒・害虫防除作業員、乗物内清掃員、浄化槽清掃員など）

包装の職業—製品包装作業員、その他の包装の職業（ラベル・シール貼付作業員など）

その他の運搬・清掃・包装等の職業—選別作業員、軽作業員、他に分類されない運搬・清

掃・包装等の職業（公園・ゴルフ場・競技場整備員など）

※ 括弧内は雑多項目に含まれる細分類項目

図表 43 大分類 K「運搬・清掃・包装等の職業」の総括表

改定案	該当項目 (現行分類番号)	主な改定理由
小分類項目を統合	771、779	製品包装作業員とその他の包装の職業を統合。
小分類項目名の変更	752 756	日本標準職業分類と名称をそろえた。 分類利用者が共通理解を得られやすい名称であるかどうかとの視点から見直しを行った。
体系の見直し	769-01、769-03 782-04、782-08、 789-99 782-05、782-06、	産業洗浄員のうち洗車等の乗物洗浄の職業と乗物内清掃員を統合し、乗物洗浄・清掃員とした。 用務員について、学校に限定しない項目として設定し、病院作業員等の一部を位置づけるように整理した。 場所を限定しない洗い場作業員を新設し、旅館作業員、食堂作業員の一部を位置づけるように整理した。
細分類項目を小分類項目へ格上げ（一部の細分類項目を統合して格上げしたものも含む）	755-01、755-03 755-02、755-04 781-02 782-01 782-03	荷物配達員、新聞配達員を小分類項目に格上げ。 ルート集配員を、自動販売機商品補充員を統合して小分類項目に格上げ。 商品取集め作業員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 工場労務作業員を小分類項目に格上げ。あわせて、名称を変更。 小売店作業員を小分類項目に格上げ。

図表44 大分類K「運搬・清掃・包装等の職業」の小分類項目に係る改定素案

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定素案	主な改定理由
K 運搬・清掃・包装等の職業	K 運搬・清掃・包装等従事者	993,567	746,235		
75 運搬の職業	70 運搬従事者	291,996	133,240		
751 郵便集配員、電報配達員				841 郵便集配員、電報配達員	→そのまま小分類項目とする。
751-00	701 郵便・電報外務員	10,079	1,091	[分類番号の対応] 841：751（751-01）	
751-01 郵便集配員、電報配達員		0	351		
752 港湾荷役作業員		10,079	740	842 船内・沿岸荷役作業員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
752-00	702 船内・沿岸荷役従事者	1,904	537	[分類番号の対応] 842：752（752-01）	
752-01 港湾荷役作業員		2	225		
753 陸上荷役・運搬作業員		1,902	312	843 陸上荷役・運搬作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
753-00		28,372	4,215	[分類番号の対応] 843：753（753-01、-02、-03）	
753-01 運搬作業員		2	890		
753-02 積卸作業員	703 陸上荷役・運搬作業員	14,693	2,553		
753-03 引越作業員		6,303	475		
754 倉庫作業員		7,374	297	844 倉庫作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
754-00	704 倉庫作業従事者	62,950	37,744	[分類番号の対応] 844：754（754-01、-02）	
754-01 倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）		34	21,224		
754-02 冷蔵倉庫作業員		56,779	16,324		
755 配達員		6,137	196	845 荷物配達員	○求人状況 荷物配達員、ルート集配員の求人が多い。新聞配達員、自動販売機商品補充員の求人は多くはない。
755-00		153,463	79,237	846 ルート集配員	○職業の類似性 自動販売機商品補充員の仕事はルート集配人との類似性が高い。一方で、新聞配達員は働き方等に独自性があり、統合するのに適当な項目がない。
755-01 荷物配達員	705 配達員	139	31,059	[分類番号の対応] 845：（755-01） 846：（755-02、-04） 847：（755-03）	→荷物配達員を小分類項目に格上げ。 自動販売機商品補充員を統合した上で、ルート集配員を小分類項目とする。
755-02 ルート集配員		72,305	22,978		
755-03 新聞配達員		70,325	24,402		
755-04 自動販売機商品補充員		7,260	606		
756 荷造作業員		3,434	192	848 梱包作業員	→名称を変更した上で、小分類項目とする。
756-00	706 荷造従事者	35,228	6,839	[分類番号の対応] 848：756（756-01）	
756-01 荷造作業員		23	1,714		
		35,205	5,125		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
76 清掃の職業	71 清掃従事者	393,649	110,204		
761 ビル・建物清掃員				851 ビル・建物清掃員	○求人状況 求人がとても多い。 ○ハローワークの意見 就業場所別に細分化して欲しい。 ○職業の位置づけ 客室清掃、ベッドメーク等の仕事は、404-03旅館・ホテル客室係に位置づけられているが、清掃以外の接客の仕事も含まれており、名称からも清掃の仕事が含まれていることが伝わりにくい。このため、404-03旅館・ホテル客室係を旅館・ホテル客室清掃整備係に見直すことにより、旅館・ホテルの客室の清掃の仕事の分類を明確化。 →ビル・建物清掃員については、そのまま小分類項目とする。
761-00	711 ビル・建物清掃員	337,703	75,830	〔分類番号の対応〕 851：761（761-01）	
761-01 ビル・建物清掃員		89	24,548		
762 ハウスクリーニング作業員		337,614	51,282	852 ハウスクリーニング作業員	→そのまま小分類項目とする。
762-00	712 ハウスクリーニング職	6,646	1,009	〔分類番号の対応〕 852：762（762-01）	
762-01 ハウスクリーニング作業員		2	409		
763 道路・公園清掃員		6,644	600	853 道路・公園清掃員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
763-00	713 道路・公園清掃員	3,443	975	〔分類番号の対応〕 853：763（763-01、-02）	
763-01 道路清掃員		0	375		
763-02 公園清掃員		1,251	157		
764 ごみ収集・し尿汲取作業員		2,192	443	854 ごみ収集・し尿汲取作業員	→細分類項目は廃止し、小分類項目とする。
764-00	714 ごみ・し尿処理従事者	7,646	1,591	〔分類番号の対応〕 854：764（764-01、-02）	
764-01 ごみ収集作業員		7	352		
764-02 し尿汲取作業員		6,908	1,147		
765 産業廃棄物収集作業員		731	92	855 産業廃棄物収集作業員	→そのまま小分類項目とする。
765-00	715 産業廃棄物処理従事者	3,728	853	〔分類番号の対応〕 855：765（765-01）	
765-01 産業廃棄物収集作業員		3	396		
769 その他の清掃の職業		3,725	457	856 乗物洗浄・清掃員	○求人状況等 産業洗浄員の求人が比較的多く、それ以外の項目の求人は多くない。産業洗浄員の求人の大部分が洗車の仕事である。 →洗浄・洗車等の乗物洗浄の仕事と乗物内清掃員を統合し、乗物洗浄・清掃員として小分類項目とする。
769-00	719 その他の清掃従事者	34,483	8,932	859 その他の清掃の職業	
769-01 産業洗浄員		91	6,381	〔分類番号の対応〕 856：（769-01（一部）、769-03） 859：（769-01（一部）、769-02、-04、-99）	
769-02 消毒・害虫防除作業員		18,460	1,010		
769-03 乗物内清掃員		4,601	240		
769-04 浄化槽清掃員		2,399	184		
769-99 他に分類されない清掃の職業		2,286	458		
		6,646	659		

現行（2011年改定）	（参考）日本標準職業分類	新規求人	新規求職	改定案	主な改定理由
77 包装の職業	72 包装従事者	43,759	9,065		
771 製品包装作業員		39,382	7,171	861 包装作業員	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目
771-00		16	3,030	〔分類番号の対応〕 861：771（771-01）、779（779-01、-99）	○求人状況 製品包装作業員の求人は多いが、その他の包装の職業の求人は多くない。
771-01 製品包装作業員		39,366	4,141		→製品包装作業員とその他の包装の職業を統合する。
779 その他の包装の職業	721 包装従事者	4,377	573		
779-00		0	212		
779-01 ラベル・シール貼付作業員		3,283	249		
779-99 他に分類されない包装の職業		1,094	112		
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	264,163	493,726		
781 選別作業員		74,190	22,394	871 選別作業員 872 ピッキング作業員	○厚生労働省編職業分類独自の小分類項目
781-00		365	6,600	〔分類番号の対応〕 871：（781-01、-03、-04、-99） 872：（781-02）	○求人状況 商品取集め作業員の求人は多いが、それ以外の細分類項目の求人は多くない。
781-01 原材料選別作業員		6,876	1,770		→商品取集め作業員を、名称を変更の上、小分類項目に格上げ。
781-02 商品取集め作業員		38,717	11,079		それ以外は、選別作業員として小分類項目とする。
781-03 青果選別作業員		7,136	952		
781-04 洗たく物荷分け作業員		2,349	181		
781-99 他に分類されない選別作業員		18,747	1,812		
782 軽作業員		161,239	308,499	873 工場業務員 874 小売店作業員 875 洗い場作業員 876 用務員 879 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業	○求人状況 工場労働作業員、食堂作業員の求人が多い。小売店作業員の求人も比較的多い。
782-00		2,322	241,323		○ハローワークの意見 食堂作業員について、洗い場の仕事がこの位置づけられていることがわかる名称にして欲しい。
782-01 工場労働作業員		62,184	46,670		用務員について、学校に限定せず、介護施設、保育所等における用務員も含めた項目として欲しい。
782-02 建設現場労働作業員	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者	7,713	1,629	〔分類番号の対応〕 873：（782-01） 874：（782-03） 875：（782-05（一部）、-06（一部）） 876：（782-04（一部）、-08）、（789-99（一部）） 879：（782-02、-04（一部）、-05（一部）、-06（一部）、-07）、（789-01、-99（一部））	→工場労働作業員について、名称を変更した上で、小分類項目に格上げ。
782-03 小売店作業員		25,625	6,874		小売店作業員について、小分類項目に格上げ。
782-04 病院作業員		8,118	716		旅館作業員と食堂作業員の洗い場の仕事だけを抜き出して、洗い場作業員として小分類項目とする。
782-05 旅館作業員		5,695	498		
782-06 食堂作業員		37,961	6,092		
782-07 会場設営作業員		2,143	333		
782-08 用務員		9,478	4,364		
789 他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業		28,734	136,965		
789-00		2	36,747		
789-01 公園・ゴルフ場・競技場整備員		8,547	2,344		
789-99 他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業		20,185	97,874		

(注)

- 1 分類番号について
 - ① 改定素案の新小分類項目の番号は仮のものである。
 - ② 小分類項目の上から3桁目の数字が9のものは、その項目が「その他の～」という雑分類項目であることを示す（「～」には中分類の名称が入る。中分類が雑分類項目である場合「他に分類されない～」となる）
 - ③ 今年度は、小分類項目の見直しを行っているが、雑分類項目を作る必要がある場合、新たな中分類としてまとめることを前提に検討している部分がある。当該箇所は、新たな中分類に対応した番号としている。
 - ④ 現行の職業分類の位置づけが日本標準職業分類とずれており、今後、移動を予定している場合、3桁のうち上2桁を移動先の中分類番号とし、下1桁には仮に英数字を記載している。
 - ⑤ [分類番号の対応]に記載している番号は、括弧の外が小分類、括弧内が細分類であり、小分類を分割している場合は細分類のみ記載している。
 - ⑥ ハローワークでの求職受理時に、求職者の職業選択の方向が定まっていない場合等は小分類の職業分類番号の記載でも可。現行の細分類番号が「〇〇〇-00」となっているのはこのケースである。
- 2 「主な改定理由」欄の記載について
 - ① 「日本標準職業分類と対応する小分類項目は廃止する」という基本原則どおり見直しているものについては、理由は記載せず、結論のみの記載としている。
 - ② ①の場合において、小分類に設けられた細分類項目が1項目（小分類と細分類の仕事の範囲が同一）の場合は「そのまま小分類項目とする」とし、小分類に設けられた細分類項目が複数の場合は「細分類項目を廃止し、小分類項目とする」としている。
 - ③ 求人状況について記載する場合、原則として、求人が10万以上の場合「とても多い」、3万（小分類項目とする目安）以上10万未満の場合「多い」、1万以上3万未満の場合「比較的多い」、1万未満千以上の場合「多くない」、千（小分類項目の廃止を検討する基準）未満の場合「少ない」という表現としている。ただし、複数の項目についてまとめて表現する場合で、特に結論に支障がない場合は、概ねの傾向で表現しているケースもある。（例：求人がそれぞれ、500、600、200である場合に、まとめて「求人が少ない」とするなど）
 - ④ 求人数だけで見直しの方向性が決まった場合は、求職者数には特に言及していない。求人数だけで判断ができなかった場合に、あわせて求職者数について検討し、その内容を記載している。

図表45 大分類K「運搬・清掃・包装等の職業」の小分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
K	運搬・清掃・包装等の職業	K	運搬・清掃・包装等の職業
75	運搬の職業		
751	郵便集配員、電報配達員	841	郵便集配員、電報配達員
751-01	郵便集配員、電報配達員		
752	港湾荷役作業員	842	船内・沿岸荷役作業員
752-01	港湾荷役作業員		
753	陸上荷役・運搬作業員	843	陸上荷役・運搬作業員
753-01	運搬作業員		
753-02	積卸作業員		
753-03	引越作業員		
754	倉庫作業員	844	倉庫作業員
754-01	倉庫作業員（冷蔵倉庫を除く）		
754-02	冷蔵倉庫作業員		
755	配達員	845	荷物配達員
755-01	荷物配達員	846	ルート集配員
755-02	ルート集配員		
755-03	新聞配達員	847	新聞配達員
755-04	自動販売機商品補充員		
756	荷造作業員	848	梱包作業員
756-01	荷造作業員		
76	清掃の職業		
761	ビル・建物清掃員	851	ビル・建物清掃員
761-01	ビル・建物清掃員		
762	ハウスクリーニング作業員	852	ハウスクリーニング作業員
762-01	ハウスクリーニング作業員		
763	道路・公園清掃員	853	道路・公園清掃員
763-01	道路清掃員		
763-02	公園清掃員		
764	ごみ収集・し尿汲取作業員	854	ごみ収集・し尿汲取作業員
764-01	ごみ収集作業員		
764-02	し尿汲取作業員		
765	産業廃棄物収集作業員	855	産業廃棄物収集作業員
765-01	産業廃棄物収集作業員		
769	その他の清掃の職業	856	乗物洗浄・清掃員
769-01	産業洗浄員		
769-02	消毒・害虫防除作業員		
769-03	乗物内清掃員		
769-04	浄化槽清掃員	859	その他の清掃の職業
769-99	他に分類されない清掃の職業		

現行		改定素案	
番号	項目名	番号	項目名
77	包装の職業		
771	製品包装作業員	861	包装作業員
771-01	製品包装作業員		
779	その他の包装の職業		
779-01	ラベル・シール貼付作業員		
779-99	他に分類されない包装の職業		
78	その他の運搬・清掃・包装等の職業		
781	選別作業員	871	選別作業員
781-01	原材料選別作業員	872	ピッキング作業員
781-02	商品取集め作業員		
781-03	青果選別作業員		
781-04	洗たく物荷分け作業員		
781-99	他に分類されない選別作業員		
782	軽作業員	873	工場業務員
782-01	工場労務作業員	874	小売店作業員
782-02	建設現場労務作業員		
782-03	小売店作業員		
782-04	病院作業員		
782-05	旅館作業員	875	洗い場作業員
782-06	食堂作業員		
782-07	会場設営作業員		
782-08	用務員		
789	他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業	879	他に分類されない運搬・清掃・包装等の職業
789-01	公園・ゴルフ場・競技場整備員		
789-99	他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業		

太実線 → 小分類項目が改定素案の項目に対応
 太点線 → 小分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 実線 → 細分類項目が改定素案の項目に対応
 点線 → 細分類項目の一部が改定素案の項目に対応
 (見やすくするため、点線の種類を変えていることがある。)

※改定素案の番号は仮のもの。

来年度、中分類を作することを前提に検討した部分は、対応した番号に変更してあるため、順番が前後しているケースがある。

第4章 今後の課題

1. 2019年度の作業工程

以上のとおり、本年度の小分類項目の見直し作業は終了し、改定素案が作成された。しかし、小分類項目はこれで確定したわけではなく、来年度の大・中分類項目の見直しの中で調整を行っていくことになる。

具体的には、来年度の作業部会において、まず、本年度作成した小分類項目の改定素案に基づき、①大・中分類項目の組み替え及び②大・中分類項目の名称検討の作業を行っていく。これに伴い、既に見直しが行われている小分類項目についても、上位階層の項目にあわせて必要な修正・調整（③大・中分類項目の組み替えに伴う小分類項目の修正・調整）を行うこととなる。

この①～③の作業を経て、分類項目表（案）が作成される。分類項目表（案）については、ハローワークに意見を求め、主な利用者であるハローワーク職員にとって使いやすいものとなっているかどうかの検証を行う予定である。ハローワークの意見を踏まえ、小分類項目も含めた分類項目表（案）の修正・調整を行った上で、最後に、作業部会での修正・確認を経て、分類項目表が確定することになる。

また、来年度は、これらの作業と並行して、大・中・小分類項目ごとの職業解説の作成・検討も行い、作業部会に諮ることとしている。

2. その他の調整事項

2018年12月25日に、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造、外食業の14分野での外国人の受入れが閣議決定され、各分野の特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針もあわせて閣議決定されている。その中で受入れの必要性等を説明する観点から、エビデンスとして現行の厚生労働省編職業分類の有効求人倍率が使用されているものもある。これらの分野における人手不足の状況については継続的に把握し、2年後に見直すこととなっているため、継続的な業務統計の把握の観点から、一部の職業については、今後、厚生労働省と分類項目の調整を行っていく予定である。

【参考文献】

- 労働政策研究・研修機構（2006）「職業紹介における職業分類のあり方を考える－「労働省編職業分類」の改訂に向けた論点整理」労働政策研究報告書 No.57
- 労働政策研究・研修機構（2007）「ハローワークにおける職業分類の運用に関する調査報告」 JILPT 資料シリーズ No.31
- 労働政策研究・研修機構（2008）「職業分類研究会報告」 JILPT 資料シリーズ No.35
- 労働政策研究・研修機構（2009）「職業分類の改訂に関する研究Ⅰ－細分類項目の見直しを中心にして－」 JILPT 資料シリーズ No.54
- 労働政策研究・研修機構（2010）「職業分類の改訂に関する研究Ⅱ－分類項目の改訂－」 JILPT 資料シリーズ No. 64
- 労働政策研究・研修機構（2012）「職業分類の改訂記録－厚生労働省編職業分類の2011年改訂－」 JILPT 資料シリーズ No.101
- 労働政策研究・研修機構（2013）「職務の類似性と職業編成－新たな職業編成に向けた予備的検討－」 JILPT 資料シリーズ No.116
- 労働政策研究・研修機構（2014）「職業相関表－2万人のデータからみた職業の類似性－」 JILPT 資料シリーズ No.130
- 労働政策研究・研修機構（2017）「職業情報の整備に関する基礎的研究－マッチング効率の高い職業分類策定のための課題－」 JILPT 資料シリーズ No.187
- 労働政策研究・研修機構（2017）「官・民・諸外国の職業分類等の現状と比較」 JILPT 資料シリーズ No.191
- 労働政策研究・研修機構（2018）「職業分類改訂委員会報告」 JILPT 資料シリーズ No.200